

は勅使御入用米として、別段引除用意有之、被差出候處、是迄戰爭中、往來奔走不_レ大形、尙又御通行筋驛々辛勞に被思召候、仍て別紙目錄之通被_レ下置候也。

文久三癸亥年七月

正親町殿御内

徳田隼人

勅使藩主に賜ふ勅書を

七月四日勅使一行宮市驛に著し、大專坊に入る。六日勅使氷上山の旅館に入る。八日朝藩主毛利慶親、世子毛利定廣、毛利左京亮、勅使の館に候す。世子及び左京亮は、鎧、直垂の戎服を著け、慶親は寶生院に入り、束帶して之を待つ。勅使正殿に出座し、用人をして藩主を召さしむ。藩主は世子と與に三の間に候す。勅使藩主をして、上の間に進ましめ、勅書を宣す。

攘夷の儀、布告之處、於長門宰相父子は、不誤期限を、膺懲之叡威不斜候、仍之爲慰撫軍勞、勅使被差下候、且隣藩へも應援之儀被命候間、早速奏成功掃洗國辱、可奉安宸襟事。

藩主は之を拜受し、退きて三の間に至り、再び二の間に進み、更らに聖恩の辱きを謝して退く。繼いで左京亮進み、勅旨を拜受す。

先達而外夷襲來之砌、及盡力防戰候趣、叡威不斜候、彌膺懲之、可奉安宸襟候事。左京亮元周は、申す迄もなく長門豊浦郡府中(長府)の城主にして、過般來實戰に直接干係の者だ。

〔七二〕 勅使馬關に到る

慶親賜勅恩命拜謝

毛利慶親、定廣父子は、七月八日勅使正親町公董より、勅書拜授の後、勅使の湯田の茶亭に遊ぶに際し、往いて之に會し、非公式の交際を遂げた。斯くて毛利讃岐守を代表として、上京謝恩せしむ可く、意を同人に傳へしめた。九日には慶親衣冠して勅使を其の館に訪ひ、賜勅の恩命を謝した。

私共父子攘夷不誤期限候付、寂感被爲在、依之爲慰、撫軍務、勅使被差下、難有奉感佩、且隣藩へも應援之儀被命候間、早速奏成功、掃洗國辱、奉安宸襟、候旨蒙勅命、謹で奉承仕候以、微力奏功之儀萬々無覺、東不堪惶懼、候得共、彌以勉勵掃攘可仕、微衷罷在候、此段御奏達所仰に御座候。

七月九日(文久三年)

長門宰相

勅使馬關巡視

十二日勅使山口を發し、南岸を経て、馬關巡視の途に上つた。福原越後警衛奉行として之に隨ひ、先手物頭冷泉五郎をして、部下の一小隊(三十二人)を率ゐ、前驅せしめ、手廻物頭藤井精熊をして一小隊を率ゐて後衛たらしめ、福原越後陣後を警衛す。又た前田孫右衛門、山田亦介、佐久間佐兵衛をして、之に隨はしめ、特に佐兵衛をして之に隨行せしめた。十六日勅使馬關に著し、經る所の長府領各驛に米百五十俵、前田には五十俵、赤間關には百俵を賜うた。

長州有志の感激

尙ほ當時の模様は、七月八日夜八つ半(午前三時)附にて、在山口麻田公輔(周布政

之助)より、在馬關の高杉晋作への一書が、能く之を語りてゐる。

勅使正親町公、氷上山御旅館御著、今八日宰相様少將様御對顔被爲濟候、勅宣別紙寫之通(參照七)被成御奉、奉恐悅候、乍爾成功之二字、小臣等肝膽に銘じ、此後之世態如何可成行哉、縮る處我毛利家より起り皇國を再興不仕ては、今日之勅命に奉酬御誠意は難被爲立、實に御大事業と奉存候。

此の一節は實に長藩當時に於ける意氣昂揚の面目が洞觀せらるゝものがある。

對小倉藩問題

一 小倉醜態、是迄承及候趣、今日正親町公へ少將様(毛利定廣)御對座之御席にて、逐一申上候處、公御内目付役徳田隼人並肥水有志之士五六輩、公より一兩日前小倉へ御差越、小倉侯心事可被成御詰問、左候て若是迄之通、違勅候はば、小倉領内は不相成御通行、直に黒崎へ御渡海、小笠原違勅之趣、被爲達、天聽、征討之勅命被成御乞、尤右は關地より御使を上京被仰付、可被成御乞との御事候。

眼中小倉藩無し

此れにて長藩と小倉藩との切迫の様相が判知る。

一 小倉領地不可被成御通行御主意小笠原は違勅之者夷人も同様に付其領地をも不被成御通行との御事に哉と御問申上候處其通との御事故其御主意を關地出張之士承及候はゞ夷人同様之小笠原に候へば最早勅命を不奉待直に征伐可仕と御願可申上其節は御沙汰如何可被仰出哉と御問申上候へば皇國中にて各藩争鬪之手段は御一存にては難被成御差圖候間孰れ主意を可被成御窺との御事に候然ば是迄之因循心を不得改候共御詰問之節不得止御請申上候はば如何御處置可被成哉と御問申上候處御請仕彌叡慮遵奉吾長と同じく掃攘可仕との事候はゞ此後共事業彌以相調候哉否事實に顯れ候迄は其儘被差置若言行一致不仕候はゞ其節公より征伐之勅命可被成御願に付御父子様よりも勅命を以征伐候様との御事にて候。

此の如く當時の長藩に於ては、小倉藩は眼中に無かつたばかりでなく、いざとならば直ちに討伐す可く覺悟を極めてゐた。

勅使田の浦に向ふ

十五日

一 晝九つ時(正午)天使正親町少將様今朝一の宮御發輿にて馬關へ御出被遊、白石正一郎方御旅館に相成候事。

同十六日

一 前田壇之浦勅使御巡見大砲小銃打方被遊御覽候との御事にて、竹崎より御乗船阿彌陀寺波止場え御揚り、夫より御馬にて兩所砲臺御巡見、終て田之浦へ御渡海被遊候事。

此の如く勅使は、小倉領へも渡つたが、此れは當時事實に於ては、奇兵隊の占領地であつた。

【七三】 小倉藩の五大罪

小倉藩の
態度

長州に於ける攘夷黨の憤懣は、對岸の小倉に向つて漏らされた。長州では必死の覺悟もて、外敵と接戦する。然るに對岸の小倉では袖手傍觀した。此れさへ勘辨し難き事だ。況んや爾後の設備に就て、長州側の申し分を聽納れざるのみか、寧ろ之を妨害せんとするが如き形跡あるに於てをやだ。

小倉藩の
勅文

されば勅使正親町少將が、馬關に来るや、七月十七日波多野金吾(廣澤兵助)小田村文助、高杉晋作、宮城彦輔、糸賀外衛、佐久間佐兵衛等相議して、遂ひに小倉藩の五罪を數へ、勅使に向つて、之を彈劾するの文を起艸した。

恐多も叡慮既に攘夷に被爲決、長門下之關に於ては、數度戰爭に及びし處、小倉は咽喉緊要の地をトしながら、未曾て一門の砲も不構、一介の兵をも不出、常に是を傍觀するは、武備不足乎、夷狄へ内通乎、罪一也。癸丑來十餘年、内賊を眼前に見ながら、不育人材、不繕武器、尸位不覺の罪二也。六月五日佛夷田の浦へ上陸せしに、是を不擊而已ならず、剩彼が書狀二通を受取候事、夷狄に狙れ、御國辱を不辨、罪三也。嚮に長州より毎度使者を以て、叡慮の所被爲向、夷狄速

に不攘ばあるべからざる趣意、懇切に申諭せしかども、幕府の譜代と云を以て、更に不應、遂に長州より砲臺場所推借せらるゝに至る。是全く義理に暗く、隣國の禮を失する處置、罪四也。幕府奸猾の所爲、違勅の振舞と知りながら、一言其不正を不糾は、譜代の責を不盡、國家の大變を不憂して、因循姑息に安んず、罪五也。

小倉君臣
貶逐願

右五罪は皇天の所照鑑、決して不可免逆賊也。假令神勅の威嚴に因り、一旦陽從仕候とも、素より其君昏愚にして、其臣情弱、忽夷狄の有と爲る時は、皇國の御一大事と奉存候。伏願は其君臣を貶逐し、忠義義烈必死の士近邊に不之候間、一先是を以て此場を守らせ、長州と相應援仕候時は、賊艦幾千萬襲來候共、決して内海へ闖入致させ間敷奉存候。左候て佐賀の關、鳴戸の兩港口、屹と防禦被仰付候は、中西國は平穩勿論の儀奉存候。乍恐御明察被爲遊、速に御英斷被爲在度、不願微賤奉申上候。恐懼死罪。

長門國有志謹白

勅使九州
渡航中止

七月十九日波多野金吾等之を携へて勅使館に至り、從衛の水戸藩士を介して、之を少將に呈し、且つ内謁して具に小倉の五罪を指摘し、征討の命を請ひ、壯士等亦た勅使の館に迫り、必らず其の請ふ所を得んと欲したが、勅使は之を慰諭し、願意は了したが、事重大であるから之を朝廷に奏請す可き旨を告げ、暫く九州渡航を中止し、二十一日馬關を發し、二十二日宮市に館し、次で三田尻に移つた。

小倉運勅
書を朝廷
に上る

而して勅使の馬關を去らんとするや、特に其の隨臣徳田隼人に上京を命じ、波多野等呈する所の彈劾書を朝廷に上り、小倉藩征討の命を請はしめ、奇兵隊からも亦河上彌市、原田熊五郎、松尾甲之進、阿武利吉等を共に上京せしめ、山口政事堂から又た山田亦介、小田村文助をして同じく往かしめた。

久留米小
倉關係

將た又た久留米藩では、朝廷から新たに大里——此地は從來久留米藩が、小倉藩より借受けたるもの——の海防を命せられたから、砲臺を建築するに就き、借地以外の地から樹石の伐採を要めたが、小倉藩は之を峻拒して應せず、遂ひ

小倉藩朝
旨を候す

に七月二十八日附にて、小倉藩主小笠原大膳大夫は、其の在京の有司に命じ、左の一書を上らしめ、以て朝旨を候した。

豊前國大里表之儀は、多年大膳大夫用地にも有之候處、攘夷之儀に付、他家(久留米藩有馬家)より領地へ砲臺築造被致候ては、一藩人心折合兼候は必然之儀に付、主客混亂、見込一定無之ては、極て防禦不行届之儀に付、右要衝之地に

て難捨置場所は、船入屋敷を始め、其他砲臺築造まで、大膳大夫へ被仰付、中務大輔(有馬)へ被仰付候儀は、御免相成候様致度候事。

海岸諸家固め之儀は、將軍家にて夫々御處置有之候儀に付、御所向にて、御勝手に御引替等之儀無之様致度、尤叡慮之趣有之候は、一應御打合之上、御取替有之様致度候事。

尙ほ久留米藩でも、小倉藩との談判不調に付、小倉藩の上書に先ち、藩士淵上郁太郎をして、傳奏野宮定功によりて、兩藩交渉の顛末を上申せしめた。

第十二章 幕府の長藩詰問使

【七四】 幕使朝陽丸に乗りて馬關に入る

幕府の長
州に對す
る態度

朝廷からは攘夷實行の爲めに、優勅を忝くしたるに拘らず、それが却て幕府からの詰責的文書を致したのは、長藩に於ては、固より本意千萬の事であらねばならぬ。抑も將軍家茂上京中の江戸留守幕閣は、尾張大納言上京中、暫らく外夷に對し、従前通り穩便の措置を執る可しとの内達を與へたが、長藩主は之に對し、攘夷の中止す可からざる意見を具して閣老に答へた。尋で六月十二日、閣老水野和泉守が、大阪に於て北條瀬兵衛に交付せる詰責書の山口に達するや、亦た之に答ふる所があつた。それが未だ幕閣に達せざるに、七月八日留守幕閣は、再び詰責書を下し、江戸の長藩邸吏をして、之を本國に送付せしめた。乃ち波多野藤兵衛は、之を齎らし急馳して山口に還つた。

詰責書下
附

松平 大膳 大夫

其方國許に於て、外國船砲擊におよび候得共、攘夷之儀は、不容易事付、御全國之人心一定不致候内、妄動致し候ては、御國辱にも可相成筋に付、先達て内達之旨も有之候處、最早兵端相開候上は、穩便之取計難、致趣申立候。其節相達置候趣も有之候得共、尙今度京都へ被仰立候御旨も有之、一體拒絶之儀は、勅命に候得共、策略は素より御委任相成候事故、此上應接之形勢に寄、彌打拂可申段は、改て可相達候間、航海之異船へ、猥に發砲等不致様、家來末々へ嚴重可被申付候事。

苦しき申分

此れは幕閣としても、頗る苦しき申分だ。五月十日を、攘夷の日限としたことは、幕府自身朝廷へ御約束申上げたもの。今更らそれを取消す譯には參らない。但だ、策略は素より御委任相成候事故の一句もて、漸く一條の活路を開らき、彌よ幕府から打拂實行を達する迄は、異船へ猥りに發砲する勿れと命じたのだ。けれども長州に於ては、攘夷は最早既成の事實だ。今更ら中止す可き勢ではな

詰問使遣

い。攘夷の準備として、今は對岸の小倉領まで押し込み、それぞれ砲壘なども築きつゝあつたから、幕府は七月中旬、遂ひに中根（或は中瀬に作る）一之允を詰問使とし、小人目付中縫鐵助、鈴木大五郎をして、軍艦朝陽丸に乗じて來らしめた。尙ほ船中には幕命を奉じて九州に赴かんとする、牧野左近、村上求馬の兩人、及び小倉藩士河野四郎、大八木三郎右衛門も此れに便乗した。

朝陽艦馬關に向ふ

朝陽艦は當初から不運であつた。江戸灣を發し紀淡海峽を経て、淡路松尾岬を繞らんとするや、突然丘上の砲臺から砲撃せられた。此れは阿波藩が外國船と誤認した爲めであつた。艦が愈よ馬關に近くや、先づ豊前の中津沖に至り、小倉藩の兩士を上陸せしめ、田の浦附近の情況を偵察せしめ、再び戸崎より歸艦す可きを命じた。此れは七月二十二日の事にして、翌朝錨を抜き、長府本山岬の近傍に進んだ。長府城山の戍兵は、遙に之を望み、例の如く空砲を放つた。朝陽丸は其事の異常なるを察し、艦を戸崎の岬陰青濱に繋いだ。小倉藩の兩士は田の浦占據の長藩士の中を潜行し、艦に歸り、其の見聞する所を語つた。

長兵戰備

馬關方面では城山からの號砲を聞き、阿彌陀寺に駐る奇兵隊は、皆な前田砲臺に集り、選鋒（或は先鋒に作る）隊——即ち奇兵隊に相對する門地ある士族兵——及び其他の關地にある者は、馳せて壇の浦砲臺に集り、田の浦の成兵亦た出てて成地に就き、各々戰鬪準備をした。既にして其の幕艦であることを知り、奇兵隊の一半は阿彌陀寺に歸り、選鋒隊の一半は、關地に退き、田の浦の成兵も亦たそれぞれ營に歸つた。晩に及び吉田稔磨は、獵兵二十二人を率ゐ、小艇に乗じて海峽を渡り、潛に田の浦成兵に應援した。

威嚇砲撃

翌二十四日幕艦青濱を開纜して馬關に向うた。奇兵隊の諸士、幕艦の田の浦沖を過ぐるや、突然住吉、大久保、前田の諸砲臺より砲撃した。然も是れは幕吏を威嚇する迄の所作にして、故らに其の照準を他方に轉じたる爲めに、砲弾は艦頭を掠めて去つた。既にして朝陽艦は、入つて馬關埠頭に繫泊した。然も奇兵隊の諸士は、如何でか之をその儘に看過す可き。

〔七五〕 朝陽丸長士に占有せらる

長兵朝陽
艦に入る

七月二十四日（文久三年）朝陽丸が馬關に入港するや、田の浦を成れる長士瀧彌太郎は、其の小隊を率ゐ、吉田稔磨は、獵兵を率ゐて、各々輕舸を飛ばし、奇兵、選鋒の二隊士亦た小艇を進めて朝陽丸の四邊に蟻集し、遂ひに刀を提げて艦に上り、其の來意を問ひ、且つ小倉藩士の有無を質した。

艦中應接

幕吏は略ぼ來意を告げ、小倉藩の兩士を水夫に扮し、火藥庫中に潜匿せしめ、中縫、鈴木兩人上陸して龜山番所に至つた。波多野金吾（廣澤兵助）、宮城彦輔、入江九市、赤根武人等之に應接した。中縫等曰く、幕使中根一之允、十六日江戸を發し、將軍の書を齎らし來る。江戸では已に之を藩邸に通知したが、其報未だ到達せぬであらう。仍て諸士を煩はし、之を藩主に致さんことを要むと、金吾等其の知らずして發砲したるを謝し、彼も亦た豫じめ入港を告げざりしを謝し、此にて波多野金吾等は、狀を具して、山口に報じ、其の指揮を請うた。

右に關し
奇兵隊日記

奇兵隊日記に曰く、

廿四日

一 今朝相圖之砲聲相聞候付、隊中不殘兩臺場出張之處、夷艦港口に進入、幕之旗章に候へ共、虜之偽りも難量に付、試に砲臺より三四發打候へども、答發不致、彌幕船に可有之哉に付、入港爲致候。

一 右蒸汽船南部沖へ碇泊、龜山番所へ幕之徒歩目付兩人罷越、使番中根何某將軍之直書を以、山口表へ罷越候段申述る、隊中へ入江九市、赤根武人爲應接罷越候事。

一 幕船遠見番として、隊中より九人小船に乗り、夜中出張之事。

同廿五日

一 朝陽丸乗組幕吏左之通。

使番中根一之允、徒目附中縫鐵助、鈴木大五郎、使番目附助役村上求馬、牧野左近、軍艦惣督濱口典右衛門

同廿六日

一 隊中人數、今日より幕船へ乗込候事。

以上の淡泊無味なる記事の裏面には、何事あつた乎、之を想像するに難くあるま。

長濱迎接
川意

壯士激昂

山口政府では、幕吏には渡海船を、從者には阿彌陀船を供し、馬關から小郡に廻船せしめ、藩主親ら出で、將軍の書を受取るべく、若し朝陽丸が來らんとせば、其意に任す可く、兎も角も小郡の本陣を、幕吏の駐館に充つることとし、それぞれ接伴役を定めた。然るに馬關に於ては、壯士等は小倉の五罪を數へ、之れが討伐を勅使に迫りたる際に、特に幕府が攘夷の勅命に獎順せず、却て長藩のそれを咎めんとするを察し、殺氣大いに漲り、護衛と稱して、幕艦に上りて去らず、小倉藩の兩士の存在を諜知し、之を得て甘心せんと欲した。兩士は累を幕使に及ぼさんことを虞れ、二十四日艦底にて自盡した。而して壯士等は、幕使齋らす所のは、將軍の親書でなきことを聞き、愈よ激昂した。されば奇兵隊では、夷

船同様の事により、可及討拂との議論も有之哉之勢にて、固より無事に済ます可き模様は無かつた。

朝陽丸借
用申込

果然二十六日壯士等は、長州は曩きに攘夷の爲めに二艦を失つた。攘夷せざる幕府には、軍艦は無用であらうから、此方へ借用したしと、朝陽丸の借用を申し込んだが、幕使中根は之を允さなかつた。

二十六日 八つ頃(午後二時)に至り、御小人目付長州番所に罷出、約束之通期限に付、催促申候處、只今防州よりも申越候。是より可申上處、幸に付、則申上候。一之允様は、大膳大夫御應接可仕候間、御上陸可被下、左近様、求馬様は端船にて小倉邊迄御送り可申上、挨拶有之候。夫迄に長州亂暴人申聞候には、大膳大夫軍艦無之候間、朝陽丸拜借仕度旨申請候付、御船之儀は、御軍艦奉行職掌に付、存寄取計出来不申、右様にも被存候は、大膳大夫殿より、公邊へ被相願候様、拙者共に於ては有無の返辭難、及旨相拒み申候。實は右逗留中に碇を切り、蒸氣を燬出し、駈拔可申とも相談致し候得共、引島之間、兩岸漸六丁許にて、其

事實占領
せらる

出洲の砲臺別して嚴重に有之、逆も乗出し候は、被討可申、乗拔候事も出来申間敷、無據端船にて小倉上陸致し、七日の間滞在致し候。一之允死生存亡如何哉と存候へども、長防にて、細作一切入不申候間、様子今日迄相分り不申。以上は村上求馬等が、小倉からの報告である。此の如くして朝陽丸は事實に於ては、殆んど長士に占領せられ、牧野、村上等は二十六日小倉方に、中根等一行十人は、二十七日馬關を發し、小郡に向ひたれば、在艦の幕府船員は、茫然として自から爲す所を知らず、只だ長士の爲す儘に一任した。

【七六】 幕使中根、幕府の詰問書を致す

長藩中の
攘夷反對
者

長藩の攘夷は、固より君臣一同、必死を覺悟したる上の藩是であつたが、ざりとて、舉藩一致と云ふ譯ではなかつた。萩に於ける所謂俗論黨の中には、山口政

應が事を誤るものとして、陰に之を非難する者も少くなかつた。因て慶親は世子定廣を萩に遣り、之を諭さしめた。乃ち定廣は二十一日萩に還り、明倫館に次し、二十八日萩城に入り、謁を諸臣に賜ひ、

藩主諭告

此度異賊打攘は、父子決心、家來中忠勇を勵、奉遂奉公に於ては、本懐に存候事との旨を達し、大書院に出で、八組を分ち、四組毎に謁を賜ひ、左の如く諭告した。攘夷の叡慮は、年久敷き御事にて、誠以難有御深慮に付、此度攘夷之手初致候は、全勝算有之候ての譯には無之、偏に叡慮を遵奉する父子之決心に付、汝等此旨篤と致勘辨、一和同心、忠を勵み可申、就ては於子下、何歟議論有之様相聞候。斯く急危之場合に至り、因循之説を唱候歟、又は内々議論致候様有之候ては、心外千萬なり。氣付筋有之候は、何時にても目通可申付候間、公然と申聞吳度、或は辭に不能盡事は、書取差出候ても不苦、此趣屹度可相心得者也。

俗論黨の潜在

此の諭旨は、當時に於て果して幾許の利き目あつた乎、兎も角も長藩に於ける所謂俗論黨は、横行せざる迄も、潜在したことは、間違なき事實だ、而してそれ

幕府詰問書傳達

が他日の機會に擡頭し來つたことは、追て之を語るであらう。扱も幕使中根一之允は、小人目付鈴木大五郎等從者上下八人を伴ひ、七月二十九日小郡の旅館に至つた。當初は彼が將軍の親書を齎らしたとのことであつたから、頗る鄭重の待遇の準備をしたが、其の實親書にあらずして、閣老の書であることが分つたから、都て其の準備を一變し、郡奉行刺賀佐兵衛をして、之を受けしめた。其書は左の如し。

松平 大膳 大夫

詰問書本文

去る五月十日夜亞船へ發砲致し、剩へ翌朝に至り、小倉領楠葉村之内石濱へも、同様打込候事。

一 外夷拒絶之儀、談判決定不相成候以前、襲來にも無之船へ、妄發砲致し候事。

一 去月十一日相達置候趣も有之候處、猥に他領へ人數武器等持越候上、不法之所業へ及候由、都て御委任之公邊を不憚候始末、朝廷へ奉對、如何之心得

に候哉、廉々可申立候事。

七月

松平 大膳 大夫

其方家來共、小倉領へ多人數立入、不法所業に及候由相聞、以之外之儀に被思召候、早々取鎮引拂可申事。

七月

以上の兩通、何れも長藩に對する、譴責でもあり、詰問でもあり、將た命令でもあつた。

藩廳の幕使待遇

山口政廳は晦日乃美織江を旅館に遣はし、中根一之允を慰問せしめた。而して同日波多野藤兵衛は、江戸から到着、同月八日江戸幕閣より受けたる詰責書を致した。八月四日國重徳次郎をして幕使中根一之允の館を訪はしめ、贈るに太刀馬代銀五枚、干鯛一筐を以てし、別に重箱一組、酒一樽を贈り、謝するに攘夷戰爭中、響應意に任せざるを以てし、一之允齋らす所の詰問書に對し、左の答辯書

を與へた。

藩廳答辯書

今度中禰一之允殿被差下、御封書を以、御尋之廉々心得筋可申立との御事、奉承知候。早速取調候て、於江戸可申上候得共、外夷拒絶之儀は、先日も申上候通、從朝廷御沙汰之御旨、於幕府も素より御遵奉被就候事柄に有之。小倉表出入之儀は、双方之情實を取調候得者、小倉方之處置如何敷儀も可有之様相考、被是心配罷在候付、旁之趣被聞召、尙御勘考被成下候様致度、御答旁一應申上候。此の如く其の辭を婉にしたるも、其意は嚴にして、結局山口政廳の眼中に、朝廷ありて、幕府なき眞意は、紙背に歴然たるものがある。然も在馬關の壯士は、頻りに幕艦朝陽丸を抑留し、之を強借せんとし、山口政廳は之を諭して返却せしめんとするも、壯士等は容易に命を奉せず。遂ひに世子定廣親しく馬關に赴き、之を諭すに至つた。

【七七】 中根使命の始末

江戸より詰問書に答

長藩に於ては、波多野藤兵衛の江戸から携來れる〔參照 七六〕幕府の詰問書に對し、更らに其の答辯書を起艸し、之を京都に送致し、京都の事情に照らして査定せしめ、尋で波多野藤兵衛の著京を待ち、之を江戸に齎らし還り、幕府に上らしめた。

私國許に於て、外國船砲撃に及候得共、攘夷之儀は、不容易事に付、御全國之人心一定不致候内、妄動いたし候ては、御國辱にも可相成筋に付、先達て御内達之旨も有之候處、最早兵端相開候上は、穩便之取計難致趣申立、其節御達之趣も有之候得共、尙此度京都へ被仰立候御旨も有之、一體拒絶之儀は、勅命に候得共、策略は素より御委任相成候事故、此上御應接之形勢に寄、彌打拂可申段は、改て御達可有之候間、航海之異船へ猥に發砲等不致様、家來末々へ可申付旨、御封書を以被仰下奉承知候。

以上幕府からの申達の旨を繰り返したものだ。此れからが此方の意見を開陳するのだ。

を動にあらず

然處攘夷之叡慮御遵奉、拒絶期限被仰出候節、於私も偏に承順之心得を以、外夷掃攘之儀、國中へ及沙汰、全以妄動とは心得不申候。

幕旨奉承

先づ大體に就て辯ずる。

先年外寇事起候節より、幕府に於て叡慮御遵奉、御國內人心一定仕候様、御處置不被爲、在候ては、内亂を引起し、且つ外國より申立候儘に被成置候ては、古來未曾有之御國辱と存候付、種々申上候品も有之、先般拒絶期限被仰出候節は、皇國固有之義心御作興、御國內人心乍恐叡慮之通一定仕候様御處置被爲、在候御事にて、既に御策略御見込も有之、愚見をも御取用被成下候筋にも可有之、此時に於て、國力の強弱を顧候ては、義心一決之期無之候間、期限を不誤掃攘可仕と心を決し、偏に御處置振を承順仕候心得に御座候。

單に叡慮を奉ずるばかりでなく、亦た幕旨をも承順して、掃攘の舉に及びたる

所以を辯ず。

夷船砲撃
不得止

然共今度被仰立之御旨も、彌打拂之儀は、改て御達可有之との御事に付ては、此後御沙汰之趣を可奉待儀に候得共、先達而申上候通、於家來中も、攘夷之御國是相立候様にと、誠心を盡し、粉骨碎身仕居候折柄、此度御達之旨を申聞候ては、叡慮之御旨に齟齬仕候付、家來中疑惑を生じ、動搖之基とも可相成、其上追々御届申上候通、國中へ外國船襲來、渠より砲撃に及候に付、此後とても領海通航之夷船と砲撃戦鬪は、不得止事と奉存候。

是れ正面一棒、幕府に一撃を加へたるもの。況んや外國自から來りて、砲撃するに於てをやだ。

叡慮奉戴
せん

且又當節朝廷より爲監察使正親町少將殿下向被仰付、既に先日御届申上候通、勅宣之御旨も被爲在候付、今般御達之趣は、朝廷へも可奉伺候間、何卒國內人心速に一定、叡慮之通、外夷を掃攘仕候様御處置被爲在度奉存候、旁之趣被聞召分被下候様奉願候以上。

松平 大膳 大夫

此れでは幕府の命令を奉せざるばかりでなく、却て幕府に忠告して、速かに叡慮を奉戴して、國內の人心を一定せよと云ふのだ。斯る鼻息荒らき答辯書を差出す程であれば、長藩の眼中には、既に幕府無かりしことは分明だ。却説も幕使中根一之允は、果して如何なる始末を遂げた乎。

中根殺害
さる

それから中根一之允は、小郡の旅館に迎へて、逗留させて置きましたところが、或る夜數人の壯士が中根を殺す積りで、旅館に斬り込んだ。それは違勅の罪人といふのであるが、幸にして中根は便所かどこかへ往つたと見へて、座敷には居らぬ。従者の小人目付鈴木大五郎の首級を斬り、其他の三人ほど殺しました。が、鈴木を中根と思ふたものと見え、其の首級を路傍に梟して、違勅の罪人に天誅を加へたと云ふ榜示を建てました。……中根は此の事變の起る迄は、是非朝陽丸を返して下さらなければ、公儀へ對し歸ることが出来ぬと云ふて、頑張つて居つたが、夜襲に出會したので、恐怖心が起つて、どうか私

を歸して下されと言ふものですから、小郡の丸尾崎から船に乗せて送り歸しました。それを壯士連中が、追掛けて往つて、中の關の沖合あたりで斬り殺して了ひました。(忠正公勤王事績)

朝陽丸返還 此の如くして中根の始末は付いた。而して此れが他日幕府が長州征討の理由の一箇條となつたのは、是非なき次第だ。尙ほ朝陽丸は、吉田稔麿の盡力にて、兎も角も幕府側へ返却することとなつた。

第十三章 姉小路公知横死

【七八】 姉小路公知の遭難

内外多事

話は元へ返りて先づ京都の形勢を語る必要がある。而して其中にても特筆す可きは、五月二十日に於ける姉小路公知の暗殺一件だ。當時朝廷に於ては、攘夷期限五月十日の期を過ぎて、幕府尙未だその實行を敢てせず。却て江戸からは當該責任者たる可き一橋慶喜の將軍後見職辭表捧呈となり、然も上方滞在中の將軍家茂は、頻りに歸府を請望して止まず。英國亦た頻りに生麥事件の始末に就て、幕府に談判しつゝあり。長州では期限通りに、馬關では攘夷の手始めを倣し、而して幕府側では小笠原長行等が大兵を率ゐて、既に海路西上の途に就きつゝあり。眞に内外多事の際であつた。

隠然一敵

されば五月二十日には朝廷の評定も自から長引き、朝臣の退朝も夜に及んだ。

當時姉小路公知は、國事參政、右近衛權少將にて、其の官階は寧ろ甚だ卑かつたが、廷議に於ては、恐らくは最も重要な人物の一人であつた。彼はまだ二十五歳の少壯であつたが、然も其の前年には副使として、勅使三條實美と共に東下し、幕府と折衝し、又た近くは攝海防備の視察の命を奉じ、隱然朝廷に於ける一敵國の看を傲した。

遭難狀況

扱も文久三年五月二十日、正に亥の刻(午後十時比)三條實美に後るゝ一步、歩いて朔平門外を過ぐる時、忽ち三名の刺客刀を抜て現れ、一名は僕の携ふる提燈を拂ひ、二名は進んで公知を斬る。公知傷を被りつゝ、顧みて太刀を呼ぶ。太刀を持する從者金輪某は、遁去して在らず。公知は手中只だ扇子のみ、乃ち迫つて刺客の刀柄を握り、之を奪はんとす。從者中條右京(實名吉村基好)刀を抜き刺客を切らんとす。刺客遂ひに刀を回收する能はずして逃る。右京之を追ふも及ばず。公知は兩頬及び胸部に重傷を負ひ、右手賊刀を杖き、右京其の左手を取り、之を肩にして邸門に至る。流血將さに盡きんとして氣息太だ急。家臣扶けて邸に入

る。公知は痛苦を忍び、遭難の届書及び知人に託す可き後事の大略を傳へ、更らに一語の私に及ぶなかつた。而して五月二十一日丑の刻前少時(午前二時少し前)人生五十の半數にして逝いた。

土方等の後始末

當日、土佐の土方楠左衛門、肥後の山田十郎等は、公知に謁して機務を談じ、夜に入りて再び來りて、公知の退朝を待つたが、餘りに遅き爲めに明朝を約して去つた。間もなく此の異變が出来た。されば家臣跡見重威は、取り敢へず之を土方に告げた。土方は倉皇馳せ到り、尋で長州人士及び各藩の志士等相集まり、刺客の搜索、及び後圖を議し、曉に達した。三條實美も亦た來りて、遺骸を検し、悄然として哀悼の情を表した。

醫師届書

一 姉小路少將殿、去廿日之夜亥刻、御退去がけ不慮之儀有之、早速歸宅之後、醫者大町周防守、杉山出雲守、安藤精軒、近藤一綱、吉田中亭、海野貞治等診察之處、三ヶ處之手疵、面部鼻下一ヶ所、長さ二寸五分許、頭蓋骨些缺損し、斜に深さ四寸、胸部左鎖骨部一ヶ所、長さ六寸許、深さ三寸許、脈微細に付、衆醫示談之上、

甘硝、石精、礪砂、揮發精等相用ひ、連日半身浴、縫合術相行、針數二十八、尙又周防守家法養榮湯等相用候得共、何分深手急所之儀、養生不相叶候事。

公知届書

此れが醫師共の届書だ。尙ほ公知の名にて届け出たるものは、左の通りだ。

昨夜亥刻頃退出掛、朔平門東之邊にて、武士體之者三人計、白刃を以、不慮に及、狼藉、手傷爲相帶、逃去候に付、直に歸宅療養仕候、但切付候刀奪取置候、仍此段御届申入候。夫々急々御通達嚴重御吟味之儀、願入存候也。

五月廿一日

公

知

坊城大納言殿

野宮宰相中將殿

公知多少警戒

尙ほ世評によれば、公知其人も多少警戒する所あつた様だ。

一 姉小路様、先日中、將軍家大坂へ被爲入候節、勅使にて御下り被成候處、或人より何か不穩之風唱有之候間、早々御歸京可被成と申遣候由、御當人も平

生、此方はわるくすると被殺候と兼て御話有之、尤御用心も被遊候風にて、今辨慶と相唱候劍客を御太刀持に御雇ひ被成、其日御供仕候處、難にのぞみ、第一番に走出し候由に御座候。(官武通紀)
斯る次第とすれば、公知としては決して不覺ではなかつた。但だ折角の用心棒に逃げ去られては致方もなかつたものであらう。何れにしても彼の死は、獨り彼一人の不幸のみではなかつた。恐らくは彼は朝臣中にて、尤も傑出し、尤も有望の一人であつた。

【七九】 姉小路横死の影響

姉小路公知は、何故に暗殺せられた乎、彼と同功一體の三條實美に對しても、亦た或は危害を加へらる可き筈であつたであらうとは、左記を見ても略ぼ推察

三條に對する感傷

せらるゝ。

轉法輪三條中納言

右之者姉小路と同腹にて、公武御一和を名として、實は天下之爭亂を好候者に付、急速に辭職隱居不致に於ては、不出旬日、天誅可殺戮者也。

三條屈せ

と五月二十一日學習院の門扉に張付あつた。併し三條はその爲めに辟易せざるのみか、却て激論を吐きたることは、會津側の文書にも、

姉小路様一條、其後之模様、三條様邊彼之事に付、恐怖致候と申嫌疑も有之候哉と被思召候者と相見え、彌過激に相聞え候。

とあれば、以て知る可しだ。

姉小路の
死惜まる

姉小路の死は、其の同志の三條は固より、彼によりて其志を行はんとしたる過激尊攘派の連中は申すに及ばず、幕臣である勝麟太郎の如きも、其死を聞き、

此人朝臣中の人物にて、大に人望ありしが、何等の怨にやよりけん、此災害に逢はれし。小子輩此卿に附きて、海軍興起より、護國の愚策奏聞を経て、既に御

沙汰に及びしもの少なからざりしに、實に國家の大禍を致せり。歎息愁傷に堪へず。(海舟日記)

岩倉との
比較

と特筆してゐる。彼は漸く二十五歳なれば、當り前では政治家として、未成品と云はねばならぬ。然も當時に於ては、凡有る志士、概ね二十から三十内外の者が多かつたから、彼も勿論其の仲間の一人、重なる一人として數ふ可きであらう。曾て東久世伯に御尋ねしたら、さうさ吾々の中間では、あれが一番豪かつた。岩倉とどつちであらうか知らぬが、兎も角も岩倉と匹敵する男であつたけれども、岩倉より膽力があつて、壓が強い方であつた。併し氣質と議論が違ふから、到底兩立は出来ない。岩倉がやつつけるか、やつつけられるか、どつちかであらうと言はれました。(忠正公勤王事績)

果して此通りの人物であつた乎、否乎は姑らく措き、三條も彼を失うては、孤掌鳴り難き感があつたに相違あるまい。

門々警衛

然も當面の問題は犯人の搜索だ。同時に又た警衛だ。中山忠能日記に曰く、

清和院門	土州	堺町門	長州
蛤門	水戸	寺町門	肥後
乾門	薩州	下立賣門	仙臺
今出川門	備前	中立賣門	因州
石藥師門	阿州		

昨夜於朔平門邊姉小路少將様へ又傷之儀有之、不容易候間、右九門口、今晚より御固之儀被仰付候間、酉刻(午後六時)より潜門共しめ切候間、通行之節姓名行先相斷可申事。

此段爲御心得可申入旨に候、御家來末々迄御示置可被成候。此段可申入兩傳被申付候。

五月廿一日

兩傳奏雜掌

尋で更らに、

口上覺

會津藩當諸門
唐御門 清所御門 准后御殿御門
右會津守護職

各藩擔當諸門
南門前 松平紀伊守
建春門前 上杉彈正大弼
猿ヶ辻邊 一柳兵部少輔
朔平門前 奥平大膳大夫

等が守衛することとなつた。

尙ほ此事に付、議奏の一人野宮定功から、中山忠能への返書に、
過日九門御警衛會津一手にて可勤申出候へ共、彼衆人疑念を懷候會津之事故、一个所も會津へ不申付、外藩計へ申付候處、段々願候に付、無據蛤門申付候處、夫にては不足の由、今一个所唐御門成とも勤度旨、會津頻申立不及、是非次第に相成、無據申付之都合に相成候處、夫にては諸藩甚不伏之様子に付、無據

東門上杉、猿个辻一柳、南門藝州、北門奥平等申付に相成候、他に子細は無之、御安心之様存候。

薩藩御免

とあれば、其の各門警衛に付ても、それ〴〵在京各藩の體面や、面目上、尋酌あつたものと察せらる。然もやがて薩州には、御門の警衛を免せられねばならぬ事情が発生した。それは姉小路暗殺と、薩藩士との間に、極めて濃厚なる嫌疑が出來したからだ。

姉小路奇禍

姉小路少將公知は、資性聰敏、當時公卿中に儲々の名あり。此頃攝海警備巡察の命を奉じ、此地に來りしに、余も亦偶海軍の事務を管理し、爰に在り。少將予に請ふて軍艦を一見せん事を求む。予導きて艦内に案内し、船上操練の法など互細指示す。少將愷然大悟る處あり、歸京の後頗に航海の急務なるを論ぜしを以て、鎖鑰の徒これを開き前説を變ぜしものと思ひしにや、忽ち此變ありしは、國家のため歎ずるに餘あり。
〔開國起原〕

【八〇】 姉小路の刺客逮捕(一)

將軍に朝命傳達

姉小路公知の遭難は、少からず朝廷を駭かした。五月二十一日、武家傳奏の一人野宮定功は、朝命を傳へて曰く、

姉小路少將儀、昨夜亥の刻退出懸け、朔平門東の邊にて、何者共不知及亂暴狼藉逃去候段、御所を輕蔑致し、不容易始末柄、殊に大樹公上洛中、右様之儀有之候ては、別て不都合の次第、大樹公に於て、深く被恐入候儀と奉存候。就ては嚴敷及穿鑿、早々罪人召捕に相成候様可取計候。且又市中に於ては、折々不法の次第も有之趣相聞候。是又嚴重及穿鑿候様、其筋へ達候様關白殿被命候。と、是れ明らかに其の責任を將軍家茂に歸せんとするものにして、幕府でも今更ら申譯はあるまい。乃ち幕府も亦た同時に、左の通り發令した。

幕府罪人押案令

去る廿日夜、姉小路少將退出之節、朔平門邊に於て亂暴人有之、及又傷逃去候段、御達有之候間、此段相心得、家來末々迄嚴敷申付、聊手懸之筋有之候は、早

穿鑿手掛

早申出候様、萬石以上以下の面々へ可相達候。と此の如く幕府側でも、穿鑿に力を入れた。只だ其の手懸りとなる可きは、刺客の委棄して去りたる刀である。

跡、刀壹腰残し有之候。但刀身銘奥和泉守忠重、長さ二尺三寸巾一寸一分そり五分許、柄鮫黒塗皮色、平巻、目貫無之、頭鐵にて、藤原と高彫、縁鐵にて、裏に英と文字、表に鎮守と文字有之、切羽、錘滅金摺はげ有之、鐵彈鐵無地木工瓜、外に桐の木臺下駄片し落し有之候事。〔文久咄聞書〕

とあれば、其の所有者を吟味すれば、直ちに下手人は分明す可き筈だ。されば詮議は其の所有者の何人であるかに及ぶは必然だ。

果然五月二十六日京都守護職會津藩の手にて捕縛せられた。

五月廿日、於朔平御門邊及、狼藉候者共、同月廿六日會津家にて召捕候。名前調。京都東洞院蛸薬師下る町元小森典薬頭持家、當時松平修理大夫殿買屋敷内に罷在候。

會津藩應
捕縛の嫌疑者

右修理大夫殿家來新兵衛事、
揚屋入 仁禮源之丞

同人家來
入 牢 藤田 太郎

島津内藏家來

吟味詰所にて屠腹 田 中 雄 平

外に右家來最初より行衛不相知由。〔官武通紀〕

雄平は則ち新兵衛である。

尙ほ此事に付て、當時守護職側の要人廣澤安任の所記によれば、

賊刀及木履を棄て走る。其刀は薩州鍛冶の作れる所にして、欄大きくして切るが如く、頭には藤原、縁には鎮英と金にて、鍔入せり。其作様皆薩俗の用ひる所にして、木履も亦薩製也と云ふ。少將年少にして、伶俐に、能く辯を弄せらる。其の學習院等に出でらるゝ、堂上多しといへども、善く應答せらるゝ、は少將

薩人嫌疑
多し

三條亦動

也。浮浪脱藩の士、多く之に歸す。權威の盛なる三條中納言に紹ぐ。同夜又三條邸の門に張紙する有り。姉小路と同意の公武一和を名とし、其實は天下の争亂を好める也。速に退職せずば、旬日ならざるに、天誅を加ふべき也と云ふ。浮浪の徒之を聞て怒り甚敷、説て三條卿を激す。卿亦爲めに動かれ激せらるゝ。こと愈甚だし、傳奏速に我公(松平容保)に報じ、其の賊を搜索し、求め出さしむ。上杉彈正大弼、松平紀伊守(蕨州淺野家世子)、吉川監物に命じて搜索せしむ。又急に各藩に命じ、九門を守護せしむ。蛤門及唐門前の兩所、我公之を掌り玉ふべき命あり。朝廷の間、且畏れ且疑ひ、議論湧くが如し。薩人を疑ふもの殊に多し。〔秩掌録〕

此の如くして刺客の踪跡は漸く薩人たる可く、其の薩人は則ち委棄したる刀の所有者たる可く、而して其の所有者は田中新兵衛即ち雄平である可く分明し來り、捕吏の手は同人及び其の仲間に及んだ。

「八二」姉小路の刺客逮捕 (二)

嫌疑者逮捕始末

扱も如何にして、會津藩の手にて、刺客の嫌疑者を逮捕するに至りたるかを質せば、其の顛末は左の通りであつた。

一 廿五日(文久三年五月)深更に至て、傳奏坊城(後克)卿より、急遽に命あり、姉小路朝臣を害するもの薩州田中雄平(新兵衛)とす。同宿の士二人あり、此必ず其同謀れるものならん。宜しく之を捕へしむべしと云ふ。外島機兵衛聞て、其證ありやと問へば、彼の棄置處の刀は、此月五日迄は、彼が帶ぶる所にして、其銘即ち證也。長州、土州の人知るもの多しと。時に三條卿よりも亦同く命せらる。

此の如く薩藩田中の逮捕は、會津藩自から手を下したるでなく、武家傳奏や、三條卿からの申告否な寧ろ催告によるものだ。

捕吏出向

公(松平容保)即物頭安藤九右衛門に命せらる。貴組を率いて行かしむ。及郡代

同心拾人許、又井深茂衛門半隊を以て之が備をなさしめ、公用方の者をして、行て之が處置をなさしむ。機兵衛、松坂三内、及び安任（廣澤）等も亦た行く。斯く仰山なる捕手が出掛けた。

仁禮等捕縛

時に相共に謀る、藩士を捕ふる者は浪士と異なり、待つに士道を以てせずば有べからずと、乃ち備を外に爲し、内に入て勅命を傳ふ。仁禮源之丞（子爵仁禮景範）及び雄平は在り、外一人は不在なり、之敢て違背する能はず、其僕を合せて之を捕へ、坊城家に至る。（參照 八〇）

此の如くして彼等は遂ひに逮捕せられた。

薩士預置
き嫌はる

坊城卿則ち我公に預り置き玉ふべきを命せらる。機兵衛時に職に在て、預るべきに非して、又之を置所なきを白す。則ち町奉行に命じて守護せしめ、其與力同心を召して之を率いて去らしむ。與力同心等畏怖せるが故に、我士衆をして護して官所に詣らしむ。

此れによりて見れば薩士を預り置くには、何れも其の責任を回避したことが

雄平自殺

判知る。普通の浪士ならば兎も角も、薩摩を背景としては、一人や二人の士にて、其の取扱に餘程困りたるものと察せらる。

此の夕雄平其帯ぶる處の刀を抜き、自ら刺して死す。初め雄平等を捕ふる時、其居所藩邸を去る一丁許、聞く者漸く來り集る時、已に率ひ去る。則ち大に憤怒し、内田仲之介黒谷（會津本營）に來りて、其の事由を問ふ。機兵衛備さに告ぐるに勅命にして、且つ之を待つに士道を以てせるを以てす。仲之介來る時、面色稍厲し、機兵衛が言を聞くに及で、大に慰安する者の如し。蓋し先きに浪士を捕る時、我藩の所爲頗る粗暴なるあり、仲之介等之を思ひ考へし故ならん。（廣澤安任 秩掌録）

此れにて會と薩との交渉は済んだ。尙ほ田中其人が果して下手人であつた乎否乎は、遂ひに疑案に屬してゐる。

新兵衛帶刀

遂に薩州の田中新兵衛の帶刀であるといふことが分つた。それで田中を呼出して調べて見ると、決して私は左様な事をした覚えはないと言ふ。併し貴

様の刀が落ちて居たのはどうかと言ふと、それでは其の刀を拜見しませうと言ふから刀を見せると、直ぐ其刀を抜て咽喉を突て死で了ふた。(忠正公勤王事績)

と云ひ、而して更らに曰く、

或る人が言ふに、新兵衛がやれば、あの様な不手際なことはせぬ。立派に殺して了ふ。殊に刀を其の邊に捨て、置くなど、いふことはしない。彼は人を殺すのが好きで、島田左近とか其他の人を殺したのは、大抵此男の仕事だといふ噂があります。又薩摩の故老に聞きますと、あれは新兵衛に極つて居ると答へました。私も新兵衛であらうかと考へます。(同上)

又た一説に曰く、文久二年の春吉田元吉を殺したる土州脱藩人にして薩邸に潜みたる三人、何れも現場に遺棄したる刀は、其月六日まで、田中雄平の帯びたるものと云うた(義舉錄)とあり、而して、姉小路公知傳には、

町奉行永井等處罰

町奉行永井主水正は、所司代及守護職に報告して曰く、兇徒新兵衛其帶る所

の短刀を以て、自ら腹並に頸を刺す。醫療效なく遂に死す。死體は之を鹽にす。某等不注意の罪を待つと、審問の道既に杜絶す。幕府は其の不注意を罰して、主水正以下を閉門謹慎に處す。と、而して又曰く、

姉小路家臣の證言

家臣(姉小路家の)跡見重威は、兇變の夜公知に隨從せし中條(吉村)右京を伴ひ、町奉行に至り、鹽にせし死屍を検す。右京曰く、正しく是れ主公を害せる賊なり、萬疑ふ所なしと、斷乎として證言を爲す。

以上によりて、其の下手人の田中たることは、殆んど確定の事實とするも妨げなかる可き歟。

【八二】 姉小路横死の眞因

薩藩乾門
守衛免除

嫌疑は正しく薩藩にかゝつた。而して此れが爲めに薩藩は乾門の守衛を免せられた。

松平修理大夫殿、先日以來乾御門御守衛被仰付置候處、今日より御守衛御免之旨相達被申候。就ては御守衛人數之詰所假小屋無程取拂有之候間、右取拂相濟候はゞ、薩州人九口御門内往返無之様可被制候。

右之趣を以、御留主居中へ申達候得共、各様爲御心得被申達候。以上。

五月廿九日

兩傳雜掌

八口御門御守衛御詰合衆中

尙ほ其の事情に付ては、會津藩要人廣澤安任の所記がある。

中川宮に
對する嫌
疑

此より京は薩人を惡み恨めるもの、堂上より浮浪に至る迄に、愈甚しく、其乾門の守衛を免じ、九門内一切入ることを得ざらしむ。又中川親王に行て、守衛せしもの亦盡く之を徹し去らしむ。親王は素より薩州に由り玉へると云ふ

を以て、嫌を避け玉へる殊に深く、此より鷹司殿下の家臣を請ひ得て、常に宿直して、其動靜を報知せしめ玉ふ。長州、土州等の人、及び久留米、真木、和泉等の如きにあらざれば、敢て謁見するを得せしめず。我藩(會津)等及び徳川氏譜代に係る者は、最も避け玉へりとす。(秩掌錄)

此の如く中川宮さへも、薩藩との嫌疑を避け玉ふ程なれば、當時アンチ薩の人氣が、推してトせらる。然も此れは勿論長州、土州、其他尊攘派の一面だけのことにして、其の反面には、更らに別様の趨勢を催生しつゝ、あつたことは、やがて事實の上に暴露することとなつた。尙ほ罪人の詮議に付ては、會藩書簡抄に、

罪人詮議
方法

田中雄平は自死、其餘詰問等は未無之候得共、穿鑿之手段は調候様子に御座候。但初は主人(松平容保)及藝之世子(淺野紀伊守)米澤侯(上杉齊憲)等へ取調可致被仰付候處、諸侯自分に訟を聽候事も無之筈故、銘々是を辭す。但主人(松平容保)は職掌(京都守護職)も有之候事故、其場に臨み私曲無之様致聽斷候丈は、職掌に候得ば、甘心候趣申上候得共、夫而已にては御不足に候哉、此節は肥後

嫌疑者逃

之藩宮部鼎藏、轟武兵衛等拾人餘に取調方被命候由、但同人は御守衛兵に加里候者共に御座候、然し未詮議之様子は承り不申候。
とあれば罪人嫌疑者吟味に付ては、若干の經緯あつたものと察せらるゝ、然るに其の嫌疑者等は、何時の間にやら逃走した。

傳奏衆より、私家來へ被相預置候内人、松平修理大夫家來仁禮源之丞召遣太郎儀、先月(五月)廿九日曉番人之油斷を見透し、圍を拔出奔致し申候。

とは上杉齊憲の届書中の一節にして、此れが爲めに詮議の手懸りは全く水泡に歸した、而して六月十一日に至り、薩人の九門出入も従前の如く自由となつた。

姉小路横死の因

惟ふに姉小路の横死は、其の下手人の何人たるを姑らく置き、薩長兩藩の内面的軋轢の犠牲に他ならないものと斷ずるを以て、恐らく正鵠に近きものとせねばなるまい。世間では姉小路公知が、攝海防備視察の際、勝麟太郎等の爲めに説かれて、其の意見を一變したとか、或は小笠原長行が大兵を率ゐて上京した

非長派の望む所

るも、姉小路との間に、隱約の間に、何等かの消息あるかの如く言做すものがあり、その横死を這般の事情と牽合する者あるも、當時の事情からすれば、決して然らず、依然彼は尊攘黨の副首領として、長州及び其の一味の急激派に擁せられ、而してその爲めに長派の跋扈に釋然たらざるものに狙はれたるものと推斷す可き理由が多い様に思はるゝ。

固より薩藩の當局が、故らに其の藩士をして、姉小路を暗殺せしめたと斷ずるは、餘りに武斷だけれども、少くとも長派の中堅人物の一人、然も重なる一人たる姉小路を片附くることは、非長派の望む所に相違なかつた。當時非長派と云へば、下にしては會津と薩摩であつた。上にしては近衛家、中川宮、而して恐れ多きことではあつたが、主上に於せられても、非長とは申さざる迄も、寧ろ向薩であらせられたことは、苟も當時の宸翰を捧讀する者の、皆な齊しく疑を容れざる所だ、されば一旦嫌疑を受けたる薩藩が、忽ちそれを一掃し去り、やがては京都に於ける中心勢力となりたるは、決して偶然の事ではあるまい。

姉小路暗殺に就き大久保利通意見書

一、仁禮等姉小路刺客の嫌疑相受け候ては實に不容易儀、仁禮僕被召捕候付、存知丈
 けの事は、白狀は案中に可有之、就て確乎たる君公の御忠誠は貫日月天地に不可
 候儀候得共、何分天下之浮説種々御請相成候は、無申迄、捏浮説は如山起り候ても、少
 も不差構候得共、朝廷就御門警衛、御因御免宮様陽明家出入等御禁相成候儀等考合
 候得ば、尙此上之處例之異論を以、比日之私怨を以種々申立、三條邊へ申合、朝命を以、
 宮、近衛家は勿論、御家へ御譴責相下り候も難圖事と被存、餘計之様ながら、若其所へ
 相成候得ば起べきの名も無之、如何んともする事も不相叶義と被存候。依之兎角災
 を未然に察候御計不盡候ては不相成候。〔大久保利通文書〕

第十四章 眞木和泉の運動

〔八三〕 朝廷に於ける急激派と薩長の立場

過激運動
の本案

薩藩は飽迄持重した。英國艦隊の來り迫りたる爲め、餘儀なく戦争をしたが、そ
 は長藩の如く、我より進み、我より求め、我より挑發したる砲撃では無かつた。表
 面から云へば長藩は尤も能く叡旨を奉戴したるものだけれども過ぎたるは
 猶ほ及ばざるが如し。長藩は云はゞ堂上の過激、民間の浮浪の大問屋であり、大
 請元であり、一切の過激運動は、長藩が本家本元であるかの如き姿を作してゐ
 た。而してその爲めに表向きには、長藩は朝廷の褒賞を忝うしたが、然も事實は
 決して御信頼と申す譯には參らなかつた。

主上の當
惑

元來加茂の行幸と云ひ、石清水の行幸と云ひ、是皆な長藩が主として發意し、促
 成したるもの。至尊は如何なる程度まで、之を嘉尙あらせられた乎、否な寧ろ之

を當惑あらせられた乎一言にして云へば、下に長藩あり、上に三條一派あり、彼等は叡旨を遵奉すると稱しつゝも、其實は叡旨よりも、一步、二歩は愚ろか、十歩、百歩も前へ突進し、その結果は却て叡旨に反し、叡旨を矯むるが如き事となつたのは、恐らくは主上に於せられても、心外千萬に思召し玉うたであらう、而して此れは主上ばかりでなく、老成なる前關白近衛忠熙や、又た主上の尤も倚頼し玉ふ中川宮の如きも亦た然りであつたと察せらる。

主上眷顧
薩に向ふ

されば主上の眷顧が持重派の薩に向はせられたるは、當然の事と云はねばならぬ、要するに幕府は叡旨を奉ずると稱して、殆んど一も之を實行せず、長藩は餘りに實行し過ぎて、殆んど叡旨の外に馳騁す、幕府は及ばず、長藩は過ぎてゐる、其の中庸を得たるは、薩藩以外には是れ無かつた、されば主上が頻りに島津久光の上京を期待し玉うたのも、強ち不思議の事では無かつた、乃ち五月(文久三年)三十日附の宸翰を捧讀しても其事が仄見えてゐる。

主上薩に
依頼

何分にも表に誠忠を唱、内心姦計、天下之亂を好候輩已に候。……三郎急速上

京にて、尾張前亞相(徳川慶勝)と申合せ、一番發にて、中妨無之手段厚周旋、爲皇國盡力有之、先内を專に相整候邊不淺依頼候、昨年上京之砌言上之筋、一廉も不相立は、全姦人之策に候へば、何分此處にて姦人掃除無之ては、逆も不治と存候へば、早々上京にて、始終朕と申合、眞實合體にて無相違周旋有之度候。

主上三條
等に當惑

尙又た中川宮への宸翰——五月二十九日亥刻附——の一節に曰く、

(前略)今日も關白面會、議奏も召評議之處、逆も逆も予申條不立、三條一はな立申入候て、此上は無致方、老中今日召設、水戸一橋辭職之處差留、且彌大樹(將軍家茂)東下之事、内々申渡と申次第、日限之處は、先來月二日之様子之旨粗治定、毛頭予不好候へ共、逆も逆も申條不立故、此上はふんふんといふ外致方無之候。

徳大寺三
條取除の
叡慮

とありて、頗る御不満の模様が、言外に現れてゐる。
姉小路横難も全薩人と申候て、トク大寺(實思)、三條(實美)申募り、薩人一人も九門内へ立入れ不申儀有之趣、仍乾門他藩にかはり候様子、是も僞勅にて申達

薩州召寄
の御思召

に成候様子に候。……何分今日之評定趣は、所置未存候へ共、逆も此儘にては決而不靜謐存候。何分議奏にて徳大寺、三條は早々取除にならでは逆も何等之所置も六か敷と存候。右邊早々御所置一刻も早々頼入候。とあれば、當時尊攘派の人望の中心點であり、殆んど唯一の本尊視せられたる三條實美が、如何に至尊の御眼中に映じつゝあるか、判知る。斯る次第であれば、彼等他日の長州落も、決して意外の事ではあるまい。

主上の思召しは、薩の力を假りて此の急激派を抑制するにあつたとは、左記によりて分明だ。

予存寄も候へば、是非此處にて薩州□□召、一ふん發にて上京にて、彼是申藩中は□伏候て出發にて、一より十迄存分大小不構受聞取計候へば、少しは予威光も立、暴威之堂上取押も出來候。

とあり、更らに、

當時之様、薩人一人も鳳闕へ不入次第にては、一も二も無□候間、只すらふん

主上眞の
思召

發にて、彼是申物は、御内勅と申張候へば可然存候。何分一刻も早先手かぎりに徳大寺、三條取除なくては、關白(鷹司輔熙)もあしき方被引込、逆も逆も六ヶ敷候。何分此邊深御手段なくては甚六ヶ敷候。

とあれば、主上の思召は、薩の力を假りて、朝廷の急激派を一掃し、而して恐らくはそれと聯絡ある民間の急激派も一掃の思召であつたと察せらるゝ。惟ふに三條其他の急激派は、果して此事に氣付たる乎、否乎、將た三條等と聯絡ある長藩の如きも、果して此の内情が能く諒解せられつゝあつた乎、否乎、何れにしても直前勇進の尊攘派に取りては、其の恐る可き難題は幕府にあらずして、寧ろ却て他の方面にあつた。

〔八四〕 中川宮と攘夷の先鋒

至尊の自
由になら
ぬ朝廷

恐らくは當時の朝廷は、至尊の御存分には參らなかつた。乃ち至尊の宸翰に屢ば「偽勅」の文字が出て来るは、その證據である。偽勅とは至尊の御眞意を矯めて、朝廷に於ける過激派の意向を交へ加へて、それを發表するが爲めに、斯く仰せられたるものと拜察せらるる。而して此間に於て、薩長の干係は、頗る面倒であつた。表向きには何等の難題は蟠まり居らざるにせよ、其の内輪には、双方の間に、面白からざる感情が空湧したることは、争はれない事相であつた。此れば文久二年の初夏から晩秋にかけて、島津久光の上京や、大原勅使と與に東下し、更らに歸京したる前後の成行が、雄辯に之を説明してゐる。

朝廷内の
薩長兩派

正直のところ至尊は何れかと云へば、薩に便らせ玉ひ、中川宮、近衛父子皆自然りであつた。然も朝廷の過激派は長を便りとしてゐた。此の如く朝廷の間に於ても、自然薩派と長派とが對立の姿であつた。されば六月二日附にて、毛利慶親に、勅書もて上京を命じ玉ふや、慶親は上京中の吉川監物もて、馬關に夷船打拂の事ある爲めに、當分御猶豫を願ひ上げたが、中川宮は六月七日附にて左の秘

書を上つてゐる。

中川宮の
御意向

過日薩へ御内勅諛然る處又長へは表向勅諛御下げに相成候趣致承知、是にては忽ち内亂之兆し、深苦心仕候て、最早不得止事、過日言上書差上候儀、是儀も御賢慮奉願上候、何卒薩へも長同様表向之勅諛御下げに相成候様願上候。此れにて如何に中川宮が、薩長兩藩の權衡如何に就て、心配あらせられつゝ、あつたかゞ判知る。而して長州派が恒に猜疑の眼をもて、中川宮を薩派の代表者の如く見做したる所以が判知る。又た中川宮が自から攘夷の急先鋒たる可く、上書せられたる心事が判知る。此れは必竟兩藩嫌疑の間に處して、自から犠牲的精神を發揮せられた所以であらう。

宮の攘夷
先鋒願

謹申上候、短才不徳之尊融國事御扶助、且歸俗之命を乍蒙、寸功も無之、恐懼之至に候。頃日之形勢、攘夷之期限も相過候得共、(期限五月十日)、未掃攘之形も不相見、因循送日、寂慮奉洞察、苦心仕候、仍之不肖之身を不顧、恐入候得共、攘夷先鋒之蒙、仰度懇願に候、自然勅許之上は、普天下之有志に布告し、其助力を乞、共

に戰死を遂、國恩を報之一端にも仕度、速に勅諭謹で奉待候、恐惶謹言。

六月五日

尊融

議奏中

傳奏中

此の上申書が叡覽に供せらるゝや、更らに宸翰を賜はつた。それに就て六月七日附にて中川宮は、左の奉答書を上られた。

宮忠憤の
御心

被仰下候趣、謹奉畏候。(中略)五日に差出候歎願書達、叡覽候條、恐縮仕候。尊融愚意御尋別之所存も無御座、不學短才之身に不相應之大任を蒙り、國事御扶助、且歸俗等之事、朝恩身に餘り、日夜恐怖に不堪候。然るに攘夷之儀に於ては、黒土に相成候迄も、御貫徹之思召之段、是迄被仰出候得共、方今之勢にては、何れ之日歎掃攘之場に至可申儀とも難存、只々恐入候儀に奉存上、此上は無能之尊融徒然日を送り候よりは、速に死を以國恩に報奉り、上は聊叡慮を奉慰、下草莽忠士之志を助け、勅に應じ、何れ之地へも出張仕候へば、神州固有之義勇

振起致し、闔國一致之場合に至り、互に狐疑を生ずる之弊も相止可申哉と存候。併攘夷之儀は、從來征夷府の職掌にて候を、尊融其功名を欲候には決而無御座、今度如是愚意申立候へば、於幕府も彌決心憤發仕、忠戰盡力、攘斥之功を奏し候に可至と奉存候。左候へば、國家之大幸無此上存候、只外患之折柄、皇國內亂を生じ、神孫互に及殺戮候事歎个敷奉對神祖、深奉恐入候。偏に微意御憐察奉冀候、誠恐謹言。

六月七日

叡旨傳達

此れにて中川宮の眞心は、尤も明瞭だ、尙ほ六月二十一日には、議奏廣幡忠禮を勅使として、

御建白之趣、一應無御餘儀、被思召候得共、未其御時節にも無之候に付、御建白之趣、當分御沙汰に不被及旨被仰出候事。

との叡旨を傳へさせられ、此の問題はそれにて打切となつた。尙ほ此事に付き小河一敏は、左の如く語りてゐる。

小河一敏
の觀察

一敏親しく宮の御内人山田勘解由(時章)に逢て、聞得たる事あり云々。亥(文久三年)の夏の頃、宮は攘夷先鋒として、關東御下向御願ありけれ共、勅許無かりしに、其時宮は深き御心有し事とぞ。其故如何にと問ふに、堂上にて様様の御模様有て、一和し給はず、又浮浪の者、洛中に在て、善からざれば、是等の者を召具せられ東下し給はん其後には、廷議を一に堅められ度との御心にましませしけるとなり。一敏是を聞て、竊に思ふに、是三郎(島津久光)殿の隣國申合に見えたる浮浪の者を驅除すると符合したる御心には有ける。(義舉錄)

此れにて愈よ中川宮の心事は分明だ。然も亦た之を見ても、如何に當時の朝廷が群議紛々として、歸一する所なかりしかと判知る。而して京都に於ける浮浪志士が、當途の手にあへなかつたことが判知る。

【八五】 長藩の御親征運動

長藩を刺戟する者

主上は薩藩の勢力もて、急激派を牽掣せんと思召し、頻りに島津久光の上京を翹望し玉ひつゝ、あるに際し、長藩は愈よ急激に輪をかけて、盛んに主上に御親征を請要し參らせた。此れは固より長藩の發意であるが、それと同時に長藩を更らにより強く刺戟したものは、久留米の眞木和泉であつた。眞木は固より浮浪有志者中の年輩でもあり、學問、識見も自から超出して、自然首領株の一人と目指された。而して眞木が長藩と因縁を結びたるは、長藩が主として眞木等正義派の連中を、久留米藩の獄中より救ひ出したる爲めであつた。

眞木和泉

是より前に、久留米で、佐幕黨と勤王黨の争ひが出来た。其の勤王黨の頭といふのが眞木和泉守といふ人で、此の人は水天宮の神主であり、ますが、餘程和漢の學に長けた勤王家である。此の人を俗論家の佐幕黨が、濫りに一味徒黨を樹て、異學を唱へる者として、其の一派の士を、盡く牢へ打込んで了つた。そ

眞木一派
救出

れで久留米の有志の士一二人が脱走して京都へ上り、長州の藩邸へ来て、どうか眞木一派の士を救ふて下さらぬかといふて懇願しました、其の時長州の家老で京都に居たものが清水清太郎でありましたが、兩公(慶親、定廣)へ御伺ひして居る暇がないから、邸員等と評議して、三條公、姉小路公などへ御頼みして、眞木等の同志を赦してやれと云ふ勅諭を受けて、國へ送りましたが、事切迫であるから、京都から先づ山縣九右衛門に、杉山松介を副して、久留米へ遣り、有馬中務大輔に説き込んで、とうとう眞木一派は許されることになりましたが、依然久留米に置くと、反對派の人々から害されるかも知れぬ、京都に上せたら宜からうというので、御親兵の稱へで、京都へ上せました、それで眞木和泉は、京都へ上りがけに、山口へ來まして、忠正公に御目に懸つて、御禮を申し上げ、且つ當時に處する自分の意見を陳述致しましたが、彼れの意見は、どうであるかといふと、今長州では、天下に率先して攘夷をなされて居るが、到底一藩でなさるでは、成功が覺束ない、日本全國舉つて攘夷をするや

眞木慶親
會見

うにしなければならぬ、就ては恐れながら主上御親征と云ふことになれば、天下の人が、靡然として應じ、全國一致するは眼前である、何卒此の際御親征の御建議をなさるゝが、急務であると云ふ主意であつた、それで忠正公(慶親)は眞木の意見を、政府の議に掛けて見らるゝと、政府員等も眞木の意見に賛成したものと見え、政府の議が其れに一決したから、御親征の議を上る爲め、家老の益田彈正、根來上總を、京都へ御上せになることとなりました、(忠正公勤王事績)

長藩論の
歸著點

此の如く御親征論は、眞木の意見によりて刺戟せられたが、然も加茂行幸から、石清水行幸なども、皆な長藩の主唱であつたことにより考察すれば、長藩本來の行懸りより見るも、其の歸著點は、御親征論であらねばならぬことは、當然であらう。

長藩主訓
令

扱も毛利慶親、定廣父子が、益田、根來の兩家老に授けた訓令は、實に左の通りであつた。

十八日(文久三年六月)公(慶親)深く慮る所あり、益田彈正、根來上總を召し、授くるに重要な事務を以てし、速に上京せしむ、乃ち彈正に賜ふに黒印の親書を以てす。世子(定廣)の手書する所にして、公と世子との印を捺し、公より世子に授け、世子讀みて公に還し、公より彈正に親授す。公又手づから彈正に賜ふに脇差一、上總に賜ふに彈二を以てす。上總は即夜程に上り、彈正は明旦を以て發す。親書に曰く、

申付條々

申付條々

一 外夷へ對し、既に開兵端候付、乍恐御親征石清水へ出御、諸國へ降勅、勤王之兵を被召集、御指揮を以、掃攘被仰付、於大樹公も、掃攘之事被爲、在度候事。
一 皇太子を被爲立、堂上方にて人才御選舉、御輔佐被仰付、度候事。
附、中山忠光、此内歸洛に付、御輔佐之任、可然に付、申立之事。
附、立太子御一條に付、御失費御繰卷六ヶ敷候はゞ、獻金可致候間、其節可承合候事。

一 違勅之幕吏並諸侯押て上京候はゞ、再三加教諭、若理不盡申募候はば、勤王之諸藩申談、請勅命、加天誅候様可被致候。尤同志之諸藩無之候共、我等父子爲名代監物(吉川、岩國藩主)差登置候に付、申合、此方一手を以、請勅命候様可被致候事。

右之條々大意之處申渡候條、兼て我等父子志に於ては、朝廷へ忠節相立候へば、幕府への信義祖先への孝道も隨て相立候儀と存込居候趣、委曲承知之通に付、其旨に相叶候筋に候はゞ、右三ヶ條之外にても見込次第、不及伺、監物申談可有取計候。若在京之家來筋に違背之者於有之は、切腹可被申付もの也。

文久三年六月十八日

定 廣 印
慶 親 印

益 田 彈 正 殿

長藩と叙
應との距

此の如く長藩では其の代表者を京都に出して、御親征の議を上らしめ、併せて

其の實行に付て、促進運動を做さしむることとなつた。されば均しく幕府の態度には不満としても、均しく攘夷の一點に於ては合致するとしても、長藩の意向と、主上の尤も信用あらせらるゝ近衛父子及び中川宮などの意向とは、而して恐れ多きことながら、主上の叡慮に於かせられても、少からざる距離があつた。

【八六】 眞木和泉の京都に於ける周旋 (一)

眞木の信用

長州では前記の如く、益田、根來の兩家老を上京せしめ、在京中の岩國藩主吉川監物と相ひ語りて、御親征實行の運動を做さしめた。而して所謂御親征議の張本人は、實に前に記したる通り〔參照 八五〕、久留米の眞木和泉であつた。彼が當時如何に朝紳の間に信重せられたるかは、中山忠能の日記に、能く之を語り

てゐる。

六月廿日乙未、野宮(定功)昨答到來。

筑後之眞木和泉守は、有志輩大歸服、堂上にも追々人々感服にて、日々内間評議有之候。

とあり、又た、

學習院出仕仰出さる

廿八日癸卯實麗(稱本)卿咭内……有馬領水天宮神司眞木和泉守正論、有志拔群に付、學院□□と稱す名目に被仰付、頗出頭、衆人歸服云々。

とある。されば彼は當時正議の府である學習院の出仕を命せられ、殆んど正議派の顧問格であつたものと察せらる。

眞木眞意

然も眞木の眞意は、攘夷よりも、寧ろ討幕に在つた。彼は此の討幕論もて、盛んに京都の上下に鼓吹した。其の事情は、彼の日記が能く之を物語りてゐる。

八日(文久三年六月)未下五鼓達、伏見、入長邸、久坂、堀、吉田(榮太郎)在焉。久坂曰、此度關東より小笠原圖書頭、水野筑後守、井上信濃守等、獨斷にて夷人へ償金相

渡、開港相唱、上京跡より小栗豊後守歩兵千二百、騎五十、大砲八挺爲持登り、是は將軍家御迎と號して來る。其内に一橋卿より右不可然之事配慮に及候へ共、手に不及、水戸人梅澤孫太郎、原市之進被差登、圖書頭所存は開港之儀、天廷にて御不承知に候はゞ、直に皇宮を火し、主上を彦城に奉遷候舎に付、御用心可被遊、右に付圖書頭等は京地に入候事御差留に付、淀城に留まり、閣老水野泉州淀に去る五日相向相尋候處、此事は貴君等に嘶候事にあらず、將軍様に御直に御嘶可申とて折合不申、七日に板倉閣老又々參り候、右一件に付、俄に天朝より内勅、仙臺、阿州、土州、備前、藝州、長州、肥後に下り、早々上京可致と云、久坂は右御内勅を持して早打にて下る。

將軍歸府引留運動

此れは眞木が長州藩の盡力にて、久留米の幽囚を免され、上京の途次伏見にて久坂より聞き得たる次第、斯くて同日入京して、彼は直ちに將軍歸府引留の運動に著手した。

余等中山卿(忠光)と一同上京之約に候へ共、侍従は隙取候間、杉山と一同竹田

通り上京……明九日將軍家大阪に下り、直に歸府之趣を聞、三條公に參り、引留之事を論ず、長州清水清太郎、佐々木男也と談じ、論出づる之處、夜八つ時(午前十時)後になる。即殿下(鷹司關白)に參り論じ候處、御不快にて御嘶、歸時は夜明く。

而して更らに十一日の項に至り、

收圻の論

夜宮鼎來訪議及收圻之事、宮大に服置酒。

とある。宮鼎は、肥後の志士宮部鼎藏だ、收圻とは畿内地方を、幕府より回收して、朝廷の直轄となすことだ。

十二日、午前小雨、宮鼎、轟武來、繼昨夜之談。余乃謁殿下、告密事。殿下大喜曰、猶告三條黃門、乃謁三條公、告之。佐木、三車、宮鼎先在焉。紀之伊達五郎、肥之山田十郎亦會、議親兵之事。

佐木は長人佐々木男也、三車は肥後の轟武兵衛である。十三日には彼は中川宮に拜謁してゐる。

御手切の論

……謁中川宮學習院にて、出京之事を届け、殿下(鷹司關白)へ御禮に出る、折節佐々木在り、出で、曰、大樹引留之事に參る、請君亦佐之、乃請拜謁、佐々木一同謁、公曰三條、野宮を呼ぶべし、暫く待てと、七つ過(午後四時過)五卿來會す、余等謁す、野宮卿大樹より蒸汽船にて、歸府之届書を示す、余等驚愕、依之以來、御手切之論を進む。

將軍家茂を引留めんとしたが、將軍が蒸汽船にて大阪から歸府した届書を見たから、朝幕斷絶の意見を申し進めたのだ。

【八七】 眞木和泉の京都に於ける周旋(二)

眞木薩に依頼の念

眞木和泉の意見は、朝權の恢復は本にして、攘夷は末、苟も朝權さへ恢復すれば、攘夷は必然の結果と認め、その爲めに極力周旋した。而して朝權を恢復するの

手段として、彼は薩長の聯合を策したが、不幸にしてそれは實行せられなかつた。彼は文久二年島津久光の上京に際しては、薩人によりて事を做さんと企てた。文久三年彼が久留米の幽囚を脱して上京するや、専ら長人の力に頼るところ多かつた。されば彼の胸中には固より薩もなく長もなく、何れにも偏黨する所なかつた。されど當時の京都は決して斯る公平の立場を占むることを容さざる形勢であつた。

眞木薩摩に召寄の上

此頃(文久三年六月下旬)守護職會津に朝命有り、汝關東に下り、汝の宗室幕府に至急攘夷を勧めよと、此命を聞くや、會臣の京に在る者大に不平を唱へ、騷擾に及ばんとするの勢あり、故を以て會侯の東下暫く見合すべきの命又下る。保臣(眞木和泉、佐忠(和泉の子)に語つて曰く、朝命朝に出で、夕に變る、實に慨すべし。此畢竟兵力無き故なり、長論今日尤快、然して恨らくは兵力足らず、薩に有らんか、會を逐ふ等の事、其力易々たるべし。然れども今在京の諸有志、薩を忌む、肥人(肥後人)尤甚、是を以て薩長合體以て朝廷を補佐するに至らず、

諸有志憤激

亦惜む可き也。已に數日を経、竊に佐忠を呼びて曰く、今日條公(三條實美)に謁し、薩公召の事を上言す。公大に喜ぶと、其翌日島津父子の内、至急上京せよとの朝命あり。果して諸有志不平を唱へ、然るべからざるを以て、諸卿に迫り、又此事眞木保臣の所爲ならんと疑ひ、遂に入藩の有志南禪寺に會し、保臣を呼び、將に之を詰せんとす。佐忠之を憂ひ、徂く無らんと欲す。保臣平心笑つて之に徂く。暫時にして歸りて曰く、吾和歌一首を詠じ、之を彼の席に出す。肥人轟等曰く、先生固より此の如くあらんと思ふ。然れども異日若し今日の如き命あらば、人亦た之を疑はん。故に之を告げんと欲し、先生を勞する耳と、而して薩侯の上京、亦見合すべきの命下れり。(眞木和泉守遺文)

眞木會藩
勢力一掃
を策す

當時眞木の眼中に打倒す可きは幕府であつた。而して幕府の代表者として、京都に在る者は、會津であつた。されば彼は薩長の力を假りて、會津の勢力を京都から一掃せんと期待して、斯くは運動したものであらう。されど當時の形勢は、眞木の期待よりも、寧ろ反對に激進してゐた。薩長の間は、到底兩立し難き立場

にあつた。乃ち眞木が七月六日附にて、其の同藩士加藤、若林の兩名に當てたる書中の一節にも、

眞木論區

扱正議と可申人々多勢相集、喧敷迄申立候へ共、大基本を立候見無之哉。とかく眞末之事に區々大論頻々、一奇事に御座候。小弟之疎放家に而も、少數老練之言を唱候へば、直に迂遠杯申立、或は斬刺之言も有之由、奇妙之天下に相成申候。

とあるは、此事を斥したものだ。何れにしても京都に於ける三勢力は、薩長、會にして、今後の問題は、薩長合して會を排せん乎。薩會合して長を排せん乎。長と會との兩立せざるは、既定の事實なれば、問題とす可きは、只だ薩の態度のみだ。されば眞木の如きは、此際に於て尤も薩長の合同を以て、先づ會津の勢力を一掃せんと企てたものと察せらる。

眞木努力
無效

されど京都に於ける有志者の輿論は、寧ろ薩の心事測り知る可からざるものとして、頻りに之を排斥し、而して薩も亦た頗る持重論を主持して、機會もあら

ば在京の浮浪杯は一掃せんことを期したる程なれば、眞木の折角の骨折も、全く無用に歸せざるを得なかつた。然も眞木の目的は朝權恢復にありて、朝權恢復の結論は、倒幕に外ならざれば、彼は如何なる手段を講じても、その初一念を達す可く努力した。而して此れが大和行幸の擧となつた。

【八八】 乙夜の御覽に入りたる眞木和泉の獻白書(一)

時勢反映

抑も眞木和泉が、鷹司關白(輔熙)を経て、聖主乙夜の御覽を忝くしたる獻白なるものは、頗る長文であるに拘らず、其の所説は、當時の時勢を反映するに足るものがあるが故に、之を登載することとする。

權攘夷之

一 權攘夷之權事。
以深遠不可測怖彼其文大意。

大樹公數百年之廢典を興し、上洛被致、萬事恭順、君臣名義を被正候處は、深叡威候處、去九日(文久三年六月)御暇被仰付、大坂表へ被趣候已前、奏聞被致候件々、始末不分明、殊に蒸氣船にて、遽に歸府、第一攘夷之期限等之處に於て、不都合之儀非一候間、急度御糺も可有之候得共、深被思召候儀有之、追て可被仰渡候。此旨可申入置御沙汰候事。

一般布告の方法

爰に彼とあるは、幕府のことだ。此れは先づ幕府に手切の申渡を差し向る以前の豫告だ。乃ち切らざる前に、先づ峰打を喫せしめ、之を氣死せしむる手段だ。遣勅使于赤馬關、以攘夷之命、布告未及之藩國。五月六日御布告之文に添て、攘夷期限之儀、國主並御手續有之面々は、御直に布告に相成候得共、小藩並御手續無之面々には、幕府へ布告之儀被仰渡候。然處其儀不行届之由にも相聞候間、方面大藩へ被仰付、小藩並土地を擁候者には、一般に布告可致段被仰出候。此旨相辨、無遲滯可被申傳候事。

此れは攘夷勅命の徹底を期する爲めに、最寄々々の大藩から、それ／＼一般に

布告を致す可く、仰せ出さる可しとのことだ。

在京之侯伯並諸屋敷へ御觸渡之文。

夷賊之儀、浪華海に闖入致暴横候節は、即時御親征可被爲遊思食候間、在京之諸大名並諸屋敷詰合之家老重役之面々、手勢引連、無遲滯便宜に隨ひ、九門内に相屯、御指揮可奉待候。此旨屹度相心得候様、御沙汰候事。

此れは眞木の案文だ。

華海並兩灘御手當面々へ御觸渡之文。

夷賊之儀、浪華海に致闖入候節、無二念打拂候儀は、勿論之事に候處、其上にても致暴横候に於ては、即時御親征可被遊思召候間、隨分計策を以、引留置而、疾速飛脚差立可致奏聞候事。

華海は浪華の海、兩灘は、紀淡兩海峽間の灘であらう。御親征の三字が眼目だ。

標親征部署事、下令算在京之兵事。

頭分之者幾人、兵士幾人、足輕幾人、鳥銃幾挺、大砲幾挺、馬幾匹、人夫幾人等之

華海兩灘
御手當の
案

親征部署
の事

儀、在之儘に書出候様被仰渡候て、急々取調候事肝要に候。

部署

御備之儀は、一之先、二之先、前備、御旗本、左備、右備、後備、小荷駄、遊軍、

右九備にて可然候。

御旗本之外、侯伯、或侯國家老年寄之者に御任可然候。尤其主人無之、家老用人等而已に候はゞ、公卿より御一方宛、一隊之將帥御任可然候。小荷駄備は、御旗本計之小荷駄に付、諸家小人數之分、御召にて理財等之才ある公卿、其將帥に御任可然候。

御旗本前
備

二百三百位之人數は、遊軍に致し、公卿之内、將帥に御任可然候。右之内より士卒合て百人計精忠之者を擇出し、御旗本之前備とし、武者奉行之手兵と致度候。御旗本備、御親兵を百五十騎宛一備と致し、中少將之内、其御器量に隨ひ、四人にて一備宛、御率被成、殘之分は、監國之御警固に被成度候。

右御備之足輕に米良之鳥銃二百計御借上げ被成度、右頭は直に米良氏に

御命可然候。米良氏間に合不申候は、諸家より御借上げ被成度候。尙ほ以下それ〴〵御親征の陣立に付き、具體的の意見を陳べてゐる。要するに彼は直ちに其の言ふ所を以て、之を實際に行はんとしたのでは、其の實際に行はんとする所を、直ちに言うたのだ。

【八九】乙夜の御覽に入りたる眞木和泉の獻白書(二)

彼が御親征に就ての部署は、尙ほ以下に續いてゐる。

關白側近の兵

關白殿下は軍奉行の御職にて、兵機を御謀可被遊事に候得共、士卒も無之候ては不叶事に付、有志之浪士四五十人御擇出し御召連、右之者等諸陣打廻り、目付役に御使ひ可然候。御密謀に御預り被成候御方三人計も、御輦側に御添被成度候。御一人は武

陣場奉行

者奉行之任也。異日は攘夷使より御勤可被成事に候。御近習は二十人計にて可宜候。三公已下參議已上より御二方計、武者奉行に御任被成。諸家士卒五六十人、御率被成、別に備を立候て、彼是之事に御周旋被成度候。陣場奉行は、三奉行之一にて、重職に付、堂上之内可然御方御一人御任じ被遊、下司に諸侯之家來より人才御召揚被成度候。

監國

小荷駄奉行は、平生財用之御掛被成候御方御兩人計も御任被成、下司は其才有之廉潔之者、御使被成度、是も諸侯之小役人、御借揚可然候。御監國之儀は、御幼少に候得共、必皇子宮に被命度候。三公之内可然御人才御擇出し、御輔佐被命度、其他之公卿夫々御職掌嚴重被仰付置度候。監國付添之諸侯も亦大切之事に候。

訓練の事

御親征之御調子出來候上は、諸侯方へ被命候て、急々訓練被催、主上並皇子、雲上人、一般御覽被遊度候。左候得ば、御親征之御趣意通徹、且公卿方軍法に御馴被成、格別に有益之事と奉存候。尤棧敷等御設被遊候様にては、此際不

所謂御密謀の意義

宜候間、土を積立、其上に御車を被爲立、公卿は陣張を打候て、牀几御用位にて可宜候。箇様簡潔に仕候得ば、人之耳目を改て、一助之儀可相成事に候。以上御親征の陣立に就ての意見だ。御監國の皇子とは、未來の明治天皇のことであらう。而して、御密謀に御預り被成候御方云々とある御密謀の三字が、尤も注意す可き文字だ。眞木の所謂る御親征とは、必らずしも外敵のみではなかつた。其處に所謂る御密謀が存在する。

造錦旗革車

造錦旗革車

御旗は日月を畫候一本、四神を畫候四本、都て五本を御旗本之印と致、諸手には鷹幡に擬し、鷹を畫候御旗一本宛被渡度候。尤竿は武門に相用候竹にて、節の上を塗候を、御用被成度候。旗指は力士を兼て五條家に御呼出置被成度候。御乗物は蓋にて可宜候。追て戎車之製も御定被成度候。五條家は、角力の統領である。

御召料之御馬三匹御用意被成度候。

御太鼓は丸龍にても畫き被爲調度候。

御鐘は半鐘可然候。

御貝は修驗五六人兼て聖護院宮に被仰渡、同宮へ御呼出置可然候。

聖護院は、修驗道の本山である。

鑿器一切不用事

御旗本には、鑿器一切御用無之様被命度候。御させなが(大將の著くる鐘のこと)

と等之戎器は、間に合不申候共、早々被命度事に候。

士卒具足等簡易之制被爲立、速に出來候様被成度候。

公卿方之御召料並御家來具足等は、御續之諸侯より先づ御借用可然候。

公卿方は御面々御籠は御用被成度候。

御幕は早々御作り添可被成候。

陣桶之類、同斷。

御たらし御矛之類は、古製に依候て、武用に便利宜敷様被成度候。

以上は御親征に必須なる用具等に就ての意見だ。

用圭冠戰袍 假更服色用圭冠戰袍

書紀に圭冠と言もの出たり。中昔之烏き縁にて製候折烏帽子に似候物と相見候。戰袍は鎧直垂なり。袴にて、衣を押不申、別に綬の如き物にて帶と致し、前に結垂候様致度候。直垂は冬は錦綾之襖に致し、夏は單にて紋紗相用申度候。尤色或紋にて等級を分ち申度候。譬ば御召は上玄、下黄、紋は日月星辰雲龍山海、皇太子は色を薄く、上玄、下黄、紋は雲龍波濤、親王は色は品等に隨ひ、紋雲鶴、一位は青にて紋櫻、二位青にて紋梅、三位青にて紋桃、四位は赤にて紋山吹、五位は赤にて紋罌麥、六位は白にて紋萩、七位は白にて紋桔梗、八位は黒にて紋菊、初位は黒にて紋水仙、下は望に任せ間色、紐は紫赤を御物と定め、他之色は望次第、劔は衛府作り糸卷等、常に可佩候。鞘卷は軍陣旅行のみ相用。

東帶衣冠

東帶衣冠は、元正五節句或大禮之節而已相成、徒以下細民は羽織を闕腋に致し、色は悉皆黄色にて、是も帶を用ゆ。下は小袴亦間色望次第、夏は布、冬は純までを許すべし。刀は打刀なり。太刀を不許。細民は小脇差、右京柄たるべし。

右服色は夷賊を攘除するまでの假の製なり。十年の後には必禮樂を議するに至ん。其時に前代の制を斟酌して、萬世の製を立てし。婦人の服色は男子の等によるべし。強て制を不立、先づ今日の儘たるべし。

眞木の思

以上の所記は、如何にも不急の文字に似てゐるが、眞木當人としては、天下に皇室の天下として、萬世に渝らざる禮樂刑政を定めんと欲する抱負を持つてゐたから、斯る急遽の場合にも、服色杯の事までも、斯くは細々と書き立てたものであらう。勿論彼は神官であるから、豫て此邊の事には若干の素養があつたことも、彼をして此の如き意見を發せしむるに到りたる所以と見る可きものであらう。

【九〇】 乙夜の御覽に入りたる眞木和泉の獻白書(三)

置攘夷使
諫官事

置攘夷使諫官事

攘夷使

公卿三員、侯伯三員、參預來朝侯伯判官、侯國諸臣二員、主典同三員、

司諫

公卿三員、諫大夫、侯國大夫三員、諫士、侯國士七員、參預は來朝之大名にて、非常之才徳ある者、在京中、當官に直して事を議す。

攘夷使之局は、御聽政の御便り宜敷爲に、御常殿近く設くべし。

司諫局は外様にて可然、尤彈劾する時、諫士にても、攘夷司局に參る事を得べし。

今日名を正する初なれば、此二官はなるたけ他官を不兼專に任ずべし。位重からざれば、任輕ければ、超階などして、隨分權勢を歸せしむべし。

眼中幕府
無し

攘夷使を設くるなどは、全く天皇親政を根本原則としての考案だ、乃ち眞木和泉其人の眼中には、既に業に徳川幕府は存在してゐなかつたと云はねばならぬ。

一新天下
耳目

一新天下耳目

曆を改て卷首に民に時を授る意を専ら示し、繁褥の語を削り、中段已下五行の説は、全く削去べし、卷末に歴代の國忌を記載し、侯國已上は、朝廷より頒ち、已下細民は、是迄之通り、伊勢より分配して可なり。

錢貨を金二等、銀二等、銅一等、總て五等に限り、精金にて鑄直し、一兩一銖など實に従ふべし。

蠻物は羅紗を始め、總て是を用る事を禁じ、可成丈古實に立戻るの制に致度候。

我之國體は、武を以て建たり、所尙最武なり、神代にて瓊矛、廣戈、草薙、韶靈にても知るべし、即今朝廷の御風儀は、乍恐平安遷都の後、中昔已降の風習に

て、神皇の本意にあらず、故に今日より立返り、建國の大意に則り、當時の武門の風を採用して、漸々古風に及すべし、然ば差當り武門一般にて勇武質朴の習を用らるゝ事肝要なり。

緊要事項

此の一項は、獻白書中尤も緊要のひと云はねばならぬ。平安朝以來朝廷華縵、文弱の弊風を一洗して、神武建國の古に復す可しとは、眞木其人の期待である。

收土地人民權

收土地人民之權事

投機こと肝要なれば、親征し給ひて、男山までも行幸之時、俄に公卿二員、侯伯一員に命じて、詔を齎して下すべし。御受の有無は論ずる所にあらず、彼手に授けさへすれば、事濟なり、公卿も豪邁の性あれば可なり、差添の侯伯は大國にて、彼の憚る所を用べし。詔詞は兼て備置べし、其大意左の如くして可ならんか。

詔詞案

人各有職、君臣無異、廢之於君、則爲無道、於臣、則爲不義。今夷猖獗、吞噬有幾、今而不斥、必不可制、而朕得無道之罪、汝取不義之名、朕之與汝、嘗膽坐薪之日矣。

然膺之不可不竭、懲之不可不動、六師朕意既決、尾張以西、則朕躬抵之、死以守之。參河以東、朕委之汝、汝當帥三軍、而鼓動其敵愾也、而江戸城者、汝祖先之所築、而共天子之命、使虜毀其一牆、汝恥甚矣、不可不盡力而禦之、蝦夷者、我之北門鎖鑰、在汝不可不竭慮而衛之、而朕御六師器械糧食、與百軍需、褒賞賜與、得失在乎瞬息、不可一々詢之汝、今收圻内五國、以共其資、且正先置圻之名、汝體朕意、宜速處分方面、而以奉汝職、朕命不再、汝其欽哉。

是れ事實に於ては幕府半廢だ、而して半廢の日は焉んぞ全廢の日たるなきを知らんやだ、而して眞木の主旨は、將軍には告げ放しにて、將軍がそれを謹承する、と否とは問ふ所にあらずとのことだ、此れでは眼中全く將軍なきも一般だ。

〔九二〕 乙夜の御覽に入りたる眞木和泉の獻白書(四)

假減稅則
二等

假減稅則二等

租稅は租庸調之舊法を御用被遊候歟、十一の法を御用被遊候歟、始終今の高免にては不相叶候得共、軍國之要は多端に付、先づ二等を減じて、民心を慰め、且其歸向の心を收むべし、元來供御之民たるを浼ふ事さへあるに、減免を利として、争て我に納るべし、其機はあらかじめ議すべからず、此れは減稅のこと。

重戸部之選

重戸部之選

大凡人と云もの位卑く、祿薄ければ、貪穢之心生じ易し、故に其任を重くし、其人を選み取るを肝要とす、必しも官員の備るを求めず、固く司徒教官之意もあれば、能々人を得る事肝要なり。

此れは官吏選叙に關する注意。

移蹕浪華事

移蹕浪華事

大事業を爲るには、必舊套を脱せざれば不叶、舊套を脱するには、從來之居

を離れて、事を簡易にする事、第一義なり、孟子に齊景公出居雪宮と申たる事能々考れば、深味ある事なり、且浪華は天下之咽喉にて、金穀の聚る所なれば、諸侯の權を攪るにも、一の便あり、其うへ一步進之勢ありて、夷狄を御するにも亦餘程の利あり、此一舉は必舉させらるべき事なり。

此れは後日大久保利通の都を浪華に遷すの建議の先鞭を著けたるものと云ふも、過言であるまい。

嚴兩灘兵備

嚴兩灘兵備

浪華之固めは、加田、明石(即ち紀伊から淡路の海峡兩口)にあり、然ば兩所の領主に、四五十貫の大砲十挺宛も我より分與し、金穀等も賜はりて、巍然として不可犯之一大海口となすべし。

此れは攝海咽喉の防備を云ふ。

置關塞

置關于隘塞十所

必しも十所には限らざれども、關塞の固めの嚴ならざれば、窺窬の人あり、

尤關吏は諸侯に命じ、東侯は西を守り、南侯は北を守るの制にすべし。此れは關所を設けて、國內の取締を嚴重にすべしとの意。

造船船銃

造無數舟舶無數砲礮

神州は海國なれば、舟舶の用多し。是までは昵少にて辨じたれども、外寇ある時節となりては、是非彼に取て牢固堅實の製になさざるべからず。且後來皇化を宇内に敷かんとするにも、彼を嚇するにも、従前之製にては不叶。然ば浪華に天下の名匠を集め、船材は寺觀を破ても可なるべし。固より天下を失歟天下を取戻すの界なれば、僧尼輩もおのづから覺悟あるべし。則僧尼を士となし、匹配して、子孫を養ひ、國を守る一助とし、鯨鐘は勿論、濡佛を始て、佛器を盡く鑄直して、國家の大用に立つべし。即今五十萬寺の費は莫大の事なるべし。熊澤伯繼が日本三分一は、天竺に貢すと言たるも道理なり。然ば則此大機會に乗じて、大業を施し、僧尼も神明の子孫なれば、人倫之道に還らしめ、天地の化育を輔る様に致度者也。是等之處置の如きは、保

主倒幕
にあり

臣別に策あり、此に略す。

以上彼の獻白書は、中には不急の卓上説も少からず。不急ならざる迄も、其の見解甚だ固陋の譏を免かれ難きものも少からず。されど大體から觀察すれば、彼の獻白書は、倒幕攘夷にして、倒幕第一、攘夷第二である。即ち天下に向つては攘夷を聲言し、天下の勢を糾合して、之を以て江戸幕府を顛覆し、朝權を恢復せんとするにあるものにして、從來倒幕論は、必らずしも當時に於ては、珍らしからざれども、然も其の眼前に此れが實行を企畫したるに至りては、時運の推移が、之を然らしめたりとは云へ、亦た眞木和泉其人の見識と云はねばならぬ。

攘夷を倒
幕に回轉

要するに彼は攘夷に傾いたる人心を、倒幕に回轉せしめたる唯一人者でなきまでも、其中の重なる一人であつた。而して彼の企畫が、如何にやがて來る可き政變の動機と作りたるかは、尙ほ次に之を語らねばならぬ。

第十五章 御親征運動の進捗

【九二】 長藩の御親征促進運動(一)

長藩意の如くならず
眞木和泉の意見は、大いに長藩を動かし、長藩の意見は亦た朝廷の議を動かし、愈よ御親征と云ふ瀬戸際まで漕ぎ附けつゝあつた。而して御親征の裏面には、自から倒幕が潜在したることは、固より揣摩する迄もなし。然も其の倒幕の底意を看破したるや否やは、猝かに斷言の限りではなかつたが、事は必らずしも長藩の意の儘に行はる可くもなかつた。

長藩士の東西奔走
是より先き長藩士の京都に在る者、親征の建議を貫徹せしめんが爲めに、東西に奔走して盡力す。七月十一日益田彈正、根來上總、村田次郎三郎等、上杉家を訪ひ、現下の事情を説き、桂小五郎は越前邸に赴き、伊東友五郎に接して、越前家の近状を探り、中村九郎、久坂義助は、烏丸侍従に謁して建白の採否を候

し、又加州邸に往き、藤懸庫太郎に面して、國事の周旋を望み、二十三日村田次郎三郎、中村九郎は、吉川監物に小松谷の館に謁し、建議採否の督促あらんことを請ひ、寺島忠三郎は柳原中納言に謁して、建白の實行を促し、二十五日又中村九郎と共に徳大寺大納言に謁して建白の主旨を縷述す。翌廿六日夜東山曙亭に、眞木和泉賜金の祝宴を開く。和泉往きに病に臥し、朝廷爲めに白銀十枚を賜ひしを以てなり。益田彈正、根來上總以下諸員之れに會す。久留米の有馬監物も亦來り列す。八月朔日山田亦介も亦小倉藩交渉の朝旨を候せんが爲めに正親町少將の從者徳田隼人と與に京都に著す。(參照 七二、七三)〔防長回天史〕

斯の如く長藩士の在京者、出京者は、何れも必死の運動をなしつゝあつたが、其の效能は思ふ様にも參らなかつた。

因州侯等
と會見

八月二日吉川監物、益田右衛門介等(原注、彈正屋上杉彈正大弼の館に候するを以て、同名を懼り、七月二十八日名を右衛門介と改む)招きに応じて因州侯の旅館

に赴く。備前、阿波の二侯、水戸、余四磨亦座にあり、監物、右衛門介各々行幸建白に關し陳說する所あり。三侯容易に領せず、余四磨は議半にして病と稱し去る。三日益田右衛門介、徳大寺大納言に謁し、建白の要旨を述ぶ。眞木和泉も亦因州侯に謁し、親征の説を述ぶ。中村九郎、久坂義助亦同侯に謁し、建白の主旨を反覆辯論す。同日藩地に在りし波多野藤兵衛携へ來る所の幕令に對し、其答案を草し、京都に送致し、京都の事情に照して査定せしめ、尋で波多野藤兵衛の著京を待ち、之れをして江戸に齎らし還り、幕府に上らしむ。(原注、藤兵衛八月十四日山口を發す)要は攘夷の事は、叡慮を遵奉するに出づ。今にして國力の強弱を顧みる如きは、義心一決の機を失せんと云ふにあり。(參照 七六、七七)之を見ても長藩の眼中に、幕府なかりしや明けし。

此の如く長藩の運動は、日一日と緊切を加へ來つた。
五日夜因州藩士、大西清太、結城某等來り告げて曰く、明日同志協議し、親征の議を藩侯に建言せんと欲すと。七日益田右衛門介上杉侯に謁し、建言の旨を

中川宮
西大使御
任務

問ふ、侯曰く因州侯と其説を同くし、既に之れを關白に上陳せりと。右衛門介大に驚き退きて議する所あり、中村九郎、佐々木男也、久坂義助をして、堀尾保助、西伊勢藏、中川英助、井上謙三に接して論辯する所あらしむ。同日朝廷中川宮を鎮西大使に任ず。八日眞木和泉、池尻茂右衛門來邸し、中川宮鎮西大使の任務六條の意見を草し、京邸諸員の補正を請ふ。其項目に曰く、

- 一 布告攘夷叡旨
- 一 問梗命罪
- 一 擧人材
- 一 退姦曲
- 一 恤無告
- 一 表孝義

和泉又公(毛利慶親)と世子(毛利定廣)の中、孰れか上京せられんことを望むとの意を告ぐ。九郎曰く藩地多事にして藩侯父子上京するを得ず。右衛門介等

にして力能はざるときは、或は上京するに至らんかと。

眞木の意見六個條中の第二條「問梗命罪」とは、是れ恐らくは幕府を斥したるものであらう。所謂る幕府との手切は、彼が尤も熱心に主張したる所であつたらだ。

【九三】 長藩の御親征促進運動(二)

親征則行
不一致

在京各藩に於ても、長藩の御親征即行問題に付ては、容易に賛同せず、容易に一致しなかつた。

九日(文久三年八月)米澤藩士西伊勢藏、中川英助、井上謙三、荒木尙一京邸に來り、村田次郎三郎、山田亦介、中村九郎、佐々木男也、久坂義助に接し、前日來長藩より議する所に答へて曰く、今や君臣俱に因州の論に同意すと雖ども、尙熟

慮する所あるべしと、因州論は蓋し親征建議に賛同せざるなり。

此の如く因州は勿論、米澤も亦た遲疑の色があつた。

既にして中川宮鎮西大使を辭するの巷説あり、山田亦介、眞木和泉を訪ひ、始めて其實なるを知る。桂小五郎も亦久留米邸を訪ひて、朝議奮興し、中川宮の勅命を辭するを罰し、因州侯等親征の議を沮む者を嚴譴に處するの説あることを聞く。

中川宮眞
西使辭任
説

此の朝議は勿論、三條實美等急激派一味の意見に原きたるものと察せらるゝ。

十二日、中村九郎、久坂義助、佐々木男也、米澤侯の招きに應じて其邸に赴き、侯に謁して論ずる所あり、米澤の藩論は、敢て親征を沮むに非ずと雖ども、萬全の策を取り、先づ朝廷の兵備を整へ、又藩侯東下して、幕府の非を正し、朝廷幕府をして一意以て事に従はしめんと云ふに在り、辯論竭きず、侯饗するに酒を以てし、遠祖謙信春日山の軍士を勞せし大盃春日と名くるものを出して飲ましむ。此時に方り、因州、備前、上杉の三侯は親征の議を賛せず、阿州侯亦之

米澤藩論

れに和し、大に朝幕の間に運動す。

此の如く反對の氣焰、亦た頗る熾んであつたから、長藩の苦心も一通りではなかつた。

大和行幸
宸斷

益田右衛門介、眞木和泉、久坂義助、中村九郎等、各々方面を定めて四侯に遊説す。同日益田右衛門介、根來上總、關白(鷹司輔熙)に參謁し、建議の採否を候す。關白私に告げて曰く、毛利氏の建言貫徹し、大和行幸の宸斷あり、明日吉川監物等を召して、諭告ある可しと、右衛門介等欣喜して邸に歸る。

此れは在朝の過激派が、確かに勝利を占めたのだ。

十三日(文久三年八月)吉川監物、益田右衛門介、根來上總、召に應じ、鷹司關白の邸に至る。議奏長谷三位、參政東久世少將、席に列し、關白より大和行幸の勅を示し、公父子(毛利慶親、同定廣)建言の旨に協ひしを傳へ、父子間一人の上京を諭告す。乃ち答て曰く、謹で聖旨を承け、父子建言の採納を賜はることを拜す。藩地の軍事繁劇と雖ども、速に上京すべきに論なしと、監物以下退きて藩邸

大和行幸
勅下る

に歸り勅旨を傳ふ。後日立太子の事を建言すべきを議し、急に小田村文助、山縣九右衛門を藩地に遣はし、京狀經過の梗概を報せしめ、更に其詳報を通せんが爲めに、十四日根來上總をして、勅書を奉じ國に歸らしむ。毛利氏の建議既に朝廷の採納する所と爲り、大和行幸の盛舉、將に不日に在らんとす。〔防長同天史〕

此の如く長藩の促進運動は、幾許の難關を踏破して、漸く其の效を擧げんとするに至つた。

眞木の行

尙ほ當時の事情を旁證す可き資料として、眞木和泉の日誌の一二を掲げんに曰く、

九日晴、朝中川王余を呼ぶ。鎮撫を辭すと云、且離別を説、軍扇、紙入を賜、余泣説之。咲時（午後二時頃）書取を認復、夜烏公（烏丸）に徂、猶未退、還訪監大夫。監大夫とは久留米家老有馬監物のこと。

十日晴、朝烏公に徂、説王之事。午後監大夫歸國……夜條公に徂、議事。

王之事とは中川宮の鎮西大使辭任の事であらう。

十一日晴、巳刻假建に召、廣幡、飛鳥井、徳大寺、野宮、長谷列坐、八幡行幸之事を被問……

十二日、朝條公之病を問、咲後假建に出、參政御中に拜謁、大擧を被告、余喜可、知切飯を賜、直に長邸に行、益田に逢、益田亦殿下にて内々承り候由、夜一杯賀之、とある。此の如くして長藩の親征促成運動は、正に成功を告げた。

【九四】 長藩御親征促進運動に付ての一考察

眞木益田等の運動

尙ほ長藩側の運動及び其の動機に就て、既記の事實に基き、更らに左の記事を參照すれば、其の事情が一層分明となる。

御親征の議を上る爲め、益田と根來の二人が、訓令を受けて上京致しますと、

其の時眞木和泉守は既に京都に上つて居まして、是非益田、根來を輔佐して、御親征の建議を通過させやうと云ふので、中村九郎、桂小五郎、寺島忠三郎、久坂義助などと共に、頻りに運動致しました。此の時吉川監物が世子公（毛利定廣）の代りに上京して居られた。それは世子公は自國防禦の爲めに御暇を賜はり、國へ歸られたが、朝廷の御警衛が大事であるから、御自分の代りに、吉川監物を上せたのである。監物と云ふ御方は自重家ですから、御親征の建議に付ても、其の様な急激な事をしては宜くないと云ふて、容易に同意せられなかつたが、中村、久坂等が、頻りと説き立つものですから、監物殿も遂に御同意になつて、ソコで益田と根來が、鷹司殿へ出で、どうしても此の際風輦を、御進めにならんければ、天下の人心が一致しませぬから、せめて石清水まででも御親征といふことで、風輦を御進めになるが宜しい。さうすれば天下の人心、向ふ所を知つて、一致いたしますと申上げた。

吉川監物が、本來の持重家であつたことは勿論だ。此の持重家によりて他日長

中村久坂
等の延運

不同意四
藩

藩は亦た大いに得る所があつた。然も當時急激派の意氣込は、此持重家さへも同意させた。その鷹司關白を動かし得たのも、決して偶然ではあるまい。

さうして在京の諸侯などへも手別けをして説き立てましたが、其の因州、備前、阿波、米澤の四藩が不同意を唱へられて、御親征は尤もな儀ではあるけれども、未だ其の時機でない。なせなれば攘夷の詔は出たけれども、朝廷の藩屏たる吾々大名が一步も動かざる中に、玉體を勞するといふことは、甚だ恐れ入る次第であると云ふ主意であつた。

此れも一應尤なる理窟だ。

然らばあなた方はなせ進んでなさらぬ。長州の攘夷を傍觀して御居でになるのは、何事であるかと詰問すると、それなら吾々が兵を率ゐて横濱の夷館を焼討して、さうしてどうなるか知らぬけれども、吾々が負けて仕方がないといふ時に、初めて御親征を請ふのも遅しとせずだなどと云ふ様な論で、中やかましかつた。

横濱焼打
論

此れは此の通りであつたらう。

此の事に付て、池田茂政公から聞いたことがあります。吾々も横濱を焼討するなどの勇氣はなかつたが、行掛りで詮方なく其の様なことを言つたものだといふお話をした。

此れも事實其通りであつたらう。

又眞木なども表面は、夷狄御親征と云ふ論でありましたけれども、内實は御親征といふ名義で鳳輦を進めて、討幕の師を起す積りであつたのである。其の趣意は眞木が委しく書いて居りますが〔參照 八八一頁〕、御親征といふことで鳳輦を御進めになつて、男山に御駐輦になると、直様關東に勅使を下して、攘夷の勅命を傳へるけれども幕府は決して其の勅命を奉ずることが出来ぬ。ソコで違勅の罪を聲らし、鳳輦を箱根に進めて、幕府を討滅する。若し將軍が面縛して降るといふときには、因州、備前などに將軍を預けて置いて、北陸を御巡狩になり、直ちに都を大阪に移し、王政復古を天下に布告し、加太明

親征内實
は討幕

石の海峡を固め、大艦を製造して、防禦を嚴にし、大に兵威を輝かすと云ふ計畫でありました。

此れは固より此の密謀が、御親征の文字の中に潜在してゐた。

斯様な計畫であつたことは、久坂、寺島などの若手連中は知つて居たらしいが、山口の政府も忠正公（毛利慶親後に敬親）も一向御承知なかつたので、唯だ鳳輦を御進めになれば、必ず全國の方針が一定するとのみ御考へになつたのである。

山口政府
知らず

此れも其通りであつたらう。

久坂等が討幕の計畫を知つてゐたと云ふのは、鳳輦が御進發になつたら、後顧の憂がない様に、京邸は焼て了ふと、久坂が言ふたことがある相です。是は當時京都に居た土佐の同志で、維新後黒田直方と申した人から、私が親しく聞いた話であります。（忠正公勤王事績）

此の如く御親征の目的は攘夷よりも、寧ろ討幕であつた。即ち名は攘夷にして、

實は討幕であつた。斯る密謀が如何でか、外間に漏れざることのあるべき。特に當時の京都には、長藩を主力とする急激派に對する勢力が、歴然として存在するに於てをやだ。

【九五】 偽勅と眞勅

親征降勅

長藩の御親征促進運動はとん／＼拍子に進捗し、愈よ八月十三日御親征の勅が出で來つた。野宮定功の日記に曰く、

八月十三日丁亥、天陰、近日行幸之事、昨日治定。

爲今度攘夷御祈願、大和國行幸、神武帝山陵、春日社等御拜、暫御逗留、御親征軍議被爲、在其上神宮行幸事。

而して十六日には行幸供奉員の人々も決定して仰せ出された。然るに十八日

主上過激派を嫌ふ

に至りて、掌を反すが如く、それが御中止になるのみならず、正に是れ維新史上に於ける、第一回のクーデターとも云ふ可き局面を展開したるは、如何なる理由に基く乎。

それは一言にして盡し難きものがある。普通受取られたる説によれば、是れ薩藩と會津との提携の結果と云ふが、然も未だ必らずしもそのみとは斷定し難きものがある。要するに主上は一方に幕府の優柔不斷を嘉みし玉はなかつたと共に、亦た過激派をも好み玉はなかつた。強ひて何れかと云へば、寧ろより多く過激派を好み玉はなかつた。此れは當時の過激派が、直情徑行、時としては勅命をも矯めても、強ひて我意を推行せんと逸りたるが爲めであつた。云はば幕府は消極的に勅命遵奉を怠りたるが、過激派は積極的に勅命を強要するが如き事を敢てした。されば主上が過激派に對して、釋然たり玉はなかつたことは、決して一朝一夕の事ではなかつた。

會津侯へ降勅

乃ち事は將軍の京都より歸府後、六月二十五日、京都守護職松平容保に向つて、

左の勅書が下つた。

大樹東下以後、關東之形勢如何、御不安心思召候間、事情熟察可有言上、且攘夷之儀、叡慮貫徹可致周旋御沙汰候事。

此れは勅書として出で來りたるも、固より主上の御眞意でなかつたことは、二十九日、近衛忠熙を召して、竊かに松平容保に、左の宸翰を賜ひたることを以て判知る。

同宸翰

今日其方召設候は、關東事情檢知並に大樹所置感咎之兩端にて、其方使として下向申付る由に候尤攘夷之次第尋問左も可有儀には候得共、此頃守護職之其方使として下向之儀、於朕不好候得共、當時之役人、並に堂上之風として申條言張候次第、逆も愚昧之朕申出し候とも無詮事故、各申す通りに相成候次第に候間、唯今如此嚴重之沙汰之様ながら、實勅に無之候間、左承知、其方領掌之可否は、任存分可有返答、決て下向強て申渡す所存には無之候事。但斯様之儀申候と存知候得ば、各又蜂起候半間、中庸之商量可爲嘉祥候事。

秘々。

六月

此れにて主上は寧ろ松平容保が、勅命を御理り申上ぐることを期待し玉ふことが判知る。所謂る表面は偽勅、裡面は眞勅。

近衛氏へ
宸翰

尙ほ同時に近衛前關白にも、左の宸翰を賜はつた。

今會藩を東下せしむるものは、過る日申せし如く、勇威の藩なるに因て、是に居れば奸人之計策行はれ難きが故に、之を他に移し、事に托して守護職を免せんとする也。關白(鷹司輔熙)も亦之を疑へり。是則朕が尤も會津を頼みとし、遣すを欲せざる所にして、事あるに臨みて其力を得んと欲する也。今偽勅甚だ行はるゝが故に、此後何等暴勅の下るも測り難し。眞偽の間、會津能く察識するを要す。

此れにて主上は、過激派等が何故に京都守護職たる松平容保を、故らに東下せしむる乎の底意を看破し玉うたことが判知る。

主上孤立の御立場

然らば何故に主上は所謂る偽勅の發行を許し玉ひし乎。それは從來の行き掛りからして、今更ら過激派を斥け玉ふことも出来ず。又た過激派の所説も、其の大體に於ては、聖旨を遵奉し來りたる由縁のものなれば、今更らそれを一概に拒否し玉ふことも出来ず。而して關白鷹司輔熙を首として、滿廷の公卿は、概して長藩側なれば、主上殆んど孤立の御姿にして、衆議を排除し、聖意を御遂行遊ばさることは、當時に於ては至難の事であつたと察せらるゝ。

御親征止むなく勅許

八月十三日、傳奏飛鳥井中納言大和行幸の勅命を傳ふ。(中略) 是より先き廷臣多くは親征の説に同す。聖上中川宮と深く其無謀を憂ひ給ふと雖ども、亦如何ともする能はず。激徒益々勢を得て速に行幸の令を發せられんことを請ふ。未だ輒く勅許なしと雖、要請愈々切なるを以て、姑く其議を容れ、俄然是命下る。朝野愕然たり。松平相模守大に驚き、上に見へて、諫止せんとす。傳奏捉めて通せず。上密に激徒を斥けんと欲するも其便を得給はず。(島津久光公實紀)

【九六】 一二條齊敬の談話 (一)

容保東下せず

京都守護職松平容保の東下の勅旨は、主上の聖察の通りに、江戸に追ひ拂ひ、守護職を罷めんと、過激派の謀略であつた。されば松平容保は之を辭退して、禁裡附武家小栗正寧をして勅を齎らして東下せしめた。

勅書の出所

是時三條實美卿威權滿朝を壓す。而して卿が最も信用する者を眞木和泉となす。我公(松平容保)東下の策を建て、以て將軍を譴責せんとするの勅書を作り、卿に勧めしも、亦た和泉なり。後實美卿京師を脱走するに當り、狼狽の餘、一の文函を遣せり。之を開くに中に和泉の認むる所の建策にして、他見を禁ずと題せる小冊子あり。彼の勅書を首に載せ、深き思召云々の語を以て、幕府を威すの題目とすと注せり。即ち勅書の出所亦知るべきのみ、宸翰の眞勅に非ずとある蓋し之を指すなり。(京都守護職始末)

此れは會津側の所説であるが、眞木和泉の入説である事實は、固よりその通り

だ。

過激派の諸藩命令

長州の攘夷には、全國殆んど應ずる者なかりし爲め、過激派は勅旨もて、諸藩に左の命令を下した。

海岸防禦之儀、度々御沙汰之處、往々不備之聞有之候に付、今度紀州加田浦播州明石浦等へ被立監察使候、是迄傍觀、畏縮之藩有之趣に候、爾後右様之輩有之候得者、屹度御沙汰被召上官位候、於列藩も、其心得可有之御沙汰候事。

親征反對密謀

然るに一方には御親征促進運動が愈よ猛烈となりつゝあるに際し、他方にはその反抗の密謀がそろそろ萌されつゝあつた。然るに此事を知るや知らずや、在朝の過激派は固より、在京の長藩有志及び其他の志士が閑却したるは、彼等の壯圖の一蹶す可き、重なる理由の一となつたは、是非なき次第だ。

過激派の威嚇手段

是比前殿下(近衛忠照)、二條齊敬公、徳大寺公純公、近衛忠房卿等は、公武一和論の人々にして、過激堂上等の最も忌憚する所なり。彼等が主張する親征の議

も、寂慮之を好み玉はぬを、漸く伺ひ知り、前殿下(近衛忠照)、二條公等を威嚇して、漸次至尊に迫り奉らんとし、或は其諸大夫に暗殺を試み、或は無名の張り文を爲して、威嚇の手段至らざる所なし、尋いで二十二日(文久三年七月)二條公我(會津)藩臣を召すにより、我公家臣大野重英を遣して謁せしむ。此の如くして右大臣二條齊敬の語る所を、大野重英が筆記復命したる所は左の通りだ。

二條齊敬公懇話の大略

二條受賄の無實

此間中、治部(北小路治部權大輔二條家臣)方へ迫り、且一昨夜は無頼之投文致候、是は陽明家(近衛家)、徳大寺へも同様致候に付、早速鬮白、議奏へも届に及申候。右書中、姦吏に通じ、賄賂を請候杯と有之候處、幕府と格別の間柄(二條齊敬は徳川十一代將軍家齊の猶子)には候得共、大樹在京中、閣老以下諸役人終に尋問に預候義は無之、猶更賄賂等申請候儀は更に無之候。然處右様致候を遺恨に存じ、余を威さんが爲めならん。

島津召寄の事

此れは二條自身の辯解。

三郎(島津久光)召登せの次第は、薩藩人等陽明家へ嘆願致、是非共御召不被下候は而は、一統存意も有之由申迫候に付、存意之次第被相尋候に一向不申、氣込不一と通、如何にも事情切迫之様子に付、宮(中川宮)、内府(徳大寺公純)等申談、關白(鷹司輔熙)へ申出候處、關白挨拶には、眞木和泉守事、國事掛の氣にも入居候間、彼者に相尋御挨拶可致との事に候。

此れは島津三郎召喚の件に付て、薩士より要請せられ、威迫せられて、遂ひに其の取持をしたる事情を語りたるもの。

其後和泉に相尋候處、御親征之義に付被爲召候はゞ、何の故障も有之間敷と之事に付、議奏へ被談、勅命相下り候義に候。

眞木は元來——文久二年春島津久光上京に際して——薩藩によりて事を成さんとしたる程の者、今更ら上京を拒む者ではなかつた。彼が今ま長藩によりて事を成さんとしつゝあるも、彼の眼中には固より長にも、薩にも、格別偏倚す

水藩上京の反對論

る所なかつたからだ。

夫より二日後に水藩原市之進、梅澤孫太郎參り、島津三郎上京之義御周旋被遊候由、如何様之御次第に御座候哉。三郎義上京も致候はゞ、諸藩群議沸騰致、忽ち内亂も可生形勢に御座候と、大にツ、カ、リ申聞候に付、薩州事情切迫之次第も有之候に付、一列申談、關白へ申入候迄に而、採用は職柄の仁に在之候事故、殿下(鷹司輔熙)へ可申入と申聞候處、疾に申上候處、御殿(二條を斥す)へ可申上旨之御沙汰に付、參殿仕候、何卒御沙汰止に相成候様、御取計可被成と申候に付、既に勅命下り、最早二日も相立候義に候得者、今更致方有之間敷、尤餘勅命輕々敷相成候間、無據旨申聞候處、無據罷歸申候。

此れは水戸藩士、原、梅澤の三郎上京反對論鼓吹だ。兩人は一橋慶喜よりの使命を帯びて、當時上京中であつた。當時の朝廷は、如何に微力にして、各藩士、各浮浪より強要せられつゝあつたかが判知る。

諸其後宮中大議論にて、既に關白、議奏杯は三郎上京之義、其儘被差置候ては、

三郎上京召留次第

群議沸騰致、有志五百人屯致居候間、右之者共如何成暴發致、道路へ血を流し候様之義、今にも難測と、余(二條齊敬)以下へ差迫るは必定と、名を指して申さぬ計りの仕合、右之形勢故、終に三郎上京之義は被召留候儀に候。此れにて朝議反覆、處士横議の事情が分明だ。

【九七】 二條齊敬の談話 (二)

二條の大
大名召集
策

右大臣二條齊敬は、更らに御親征の問題に付て左の如く語つた。

一 御親征之義も、御評議之處、重大之事件故、諸侯被召登、御尋被成可然と申上候處、陰に而只今時分右様優長之儀、どふもならぬなどと申者も相聞候處、余(二條齊敬)が存意にては、逆も一列どもの力には、難行届候間、大あたまの大名に、風輦出御之折、きつと押へもらひ度積に候。然處備前、因州など同様のの

事申候に付、先づにやゝに相成、詰りは久留米、細川良之助、(後に子爵長岡護美)召登せ候事に相成申候。是は察しには細川は轟(武兵衛)、久留米は眞木(和泉)が居る故、自由になるとの見込ならん。
二條は全國の大大名等を召集し、御親征の押へとなさん積りであつたが、それが行はれなかつた。

御親征用
意

一 御親征爲、御用意廢絶之器械御手入被仰付候。小栗下總守儀爲、御使被差下候處、小身者之義に付、叡慮も貫徹致兼可、申候間、此度は松平式部大輔(伊豫松山藩主の世子)御差下に相成候旨、廻狀にて議奏より申來候。

風輦出御
の風評

一 誠之推察に候得共、今度男山行幸を申立、風輦を八幡へ奉居、軍議被聞召と申、十四、五日も御逗留被遊、浪華城へ被爲入、不從者を征し、五畿内を被召上候との密議有之哉之様にも被察候。

後段の一件は、正に是れ密謀が、既に敵陣に漏れたるものと云はねばならぬ。斯る密謀が漏れたる以上は、如何でか其儘に經過す可き、如何に呑氣な者でも、そ

れに應ずる丈の對策は講せねばならぬ、矧んや京都守護職として、兵を率ゐて輦轂の下に屯しつゝある會津藩主に於てをやだ。

水藩梅澤所説

一 今日も水藩梅澤孫太郎來り、關東よりの事情同役より申越候旨に而、其大意は、今度小笠原大膳大夫(小倉藩主)長州よりの援兵に不出、則勅命に不應、尤領分へ長州より臺場を築候を、朝命は在之候共、幕命無之候而は、御請難申旨に而、家老出府致候處、幕吏共大に同意致、長州を糺候杯の議論も有之候由、以上は水藩士梅澤孫太郎が、二條右大臣に語りたる所。

容保家臣へ懇囑

素々攘夷之儀は、幕府へ御委任之事なれば、幕命則勅命に候間、了簡有之候者は、假令朝命にても、容易に打拂等は不致は當然に候得共、彼水人(水戸人)等は、只々違勅とのみ申廉に執著致、眞偽を辨候程の所存は無之候間、右様之義申聞候と、則因循とか、姑息とか心得、殿下(鷹司關白)三條杯へ申觸し候間、近親の間柄に候得共、ケ様に深密之談は、御名(松平容保を云ふ)計りに候。此段厚相心得、密々申上候様。

堂上二分の事

此れは二條齊敬が、前段の梅澤所説の事に付て、松平容保家臣大野重英に懇囑したるもの。

一 改而御頼申入候義在之候、此間中外御用談にて、殿下(鷹司關白)も承引之上、一列、宮(中川宮)、内府(徳大寺公純)等、度々前殿下(近衛忠熙)竝宮杯へ參集候處、中條中務大輔、石藥師に罷在候間、始終往來之様子見聞致居候間、大に心配致、如形之振合に而は、堂上二派に相分可申との案事にて、殿下へ罷出、其段申入候處、殿下も承知之事故、心付は誠に深切成義に候得共、決而左様之義は無之候間、心配致間敷旨被申聞候由。

此れは中條中務大輔が、鷹司關白に向つて、堂上二派に分立の虞れありと警告したるに付て、關白が答へたる事に付て云ふ。

然處島津一條(島津久光召喚の議)相起り候に付而は、殿下を出拔、一列(中川宮、近衛忠熙、二條齊敬等)申談候様相響き、大に不都合之事に候。中務は正義正直胸中清冷に候間、跡先之勘考も無之、ビョイ〜と申出候間、案外害之生ずるも

難測候間、此段御心得置被成、深密之事は不被仰聞候様致度旨申上候様、其外咄し致度儀、多分有之候得共、一朝一夕に難盡、其内度々參り吳候様、尤今日之談も種々込入候而、前後不都束之義も可有之と、御懇之御事共にて、暮合より四つ(午後十時)少前迄御懇談被仰聞候。

以上は大野重英が、二條齊敬の談話を手記したるもの之によりて如何に過激派の運動が、穩和派に反映したるかゞ判知る。

第十六章 御親征突然停止

【九八】 御親征派に對する反抗運動

對抗運動
起る

凡そ御親征運動派側の計企は、手に取る如く反對側には聞えた、されば彼等いかでか之を坐視す可き。此に於て必然對抗運動は出で來つた。但だ彼も其の計企の奥意は秘密である如く、此れも亦た同様秘密であつた。云はゞ秘密と秘密との太刀討であつた。

馬揃天覽

七月二十八日、八月五日の兩日、主上には在京大名馬揃の天覽あり、二十八日には會津勢、五日には會津勢の外、阿波、備前、因幡、上杉の四家も參加した。固より獅子の分け前は、會津勢であつた。此の如くして京都守護職の存在は、朝廷より市民迄に示された。然も御親征派は、今や夢中となりて、大事決行の近きにあるを勇み立ち、殆んど其の脚下を看ることを閑却したるの姿であつた。

時に京中流説あり、不日車駕大和に幸すと。既にして又大和行幸の後ち、火を京中に放ち、以て還幸の叡念を斷ち、直ちに錦旗を函嶺に進め、幕府討伐の兵を擧ぐと、耳語相報じて人心漸く驚動す。我公(松平容保)これを怪しみ、人を派して探らしむるに、某は錦旗製作の命を蒙れり、某所には刀鎗を造る者ありと、續々として報じ來るもの、悉く證左あり、果して八月十三日傳奏衆より攘夷祈願の爲め、大和に行幸あらせられ、畝傍山及び春日社參拜畢りて、暫く同地に駐輦の上、親征の軍議を定められ、其上神宮へ行幸ある可しとの勅命を傳へ(參照 九五)、且加賀、薩摩、長門、肥後、土佐、久留米の六藩に課して、右の費用十萬兩を徴す。此勅下るや、我公(松平容保)は固より、公卿中にも、往々喫驚に堪えざるあり(京都守護職始末)

此の如く御親征派の密謀も、陽計も、悉く反對派に知悉せられた。

依りて我公(松平容保)直に書を關東に送り、親征の勅、及び目下京師の情況を報じ、終に國事の今は殆ど爲すなきに至れり、但一縷の以て望を繋ぐあるの

みと、蓋し叡旨の在る所を知り、密に大に決する所ありしを以てなり(同上)
此れは主上の秘密宸翰を拜受したる行き掛りから、主上の思召は、未だ必らずしも御親征派の所志と一致せざるを知つてゐた爲めだ。

曩に姉小路少將の事ありしより、朝廷に充滿せる過激派の人々、薩摩藩に嫌疑を置き、之を疎外ありしにより、中川宮、近衛家等亦彼藩に親交ありし故を以て、私に憚りて常に朝議に參せず。これより長門藩俄に勢を得て、常に公卿の門に出入し、過激の論を主張せるを以て、浮浪の徒擧りて之を推重す。尋いで疎暴の外國船砲撃をなすや、彼等これを目して無比の盛舉と賞賛し、熾んに堂上家を煽動せしより、過激の堂上日に勢を得て、遂に關白、傳奏を凌ぎ、勅を矯めて號令する事屢々なり。聖上之を惡くませたまふと雖も、勢如何ともなし、玉うこと難く、空しく憂悶の中に過ぎさせたまふ。過激派の人々等は、先きに島津三郎を召すの議ありしより、一旦叡慮をも枉げさせ奉りたれ共、事態の變せん事を恐れ、俄に關白、傳奏衆に迫りて、大和行幸を勧め奉り、更に勅

を矯めて御親征を布告せり。(參照 九九)

以上の所説は會津側の立場としては、尤の觀察だ。主上の過激派に與みし玉は、
ぬ一事は、今後の事實によりて、歴々之を證明することが出来る。

中川宮主上の爲めに最も信任せられ玉ふ。而して宮は熱心なる公武一和論
の方なるを以て、激徒等宮に注目し、些末だも過失のおはさんには、乘じて以
て退け奉らんと計れるも、宮には疾くも其の奸謀を洞察し、恭謹翼翼乗ず可
きの機を與へられず。然るに我公(松平容保)の建議により、慶喜卿(一橋)は西上
の期、近きに在り、激徒其著京に先んじ事を擧げんと欲す。然れ共宮を憚り、先
づ宮を京師の外に出して後爲すあらんとせり。月の七日、宮の參内せられし
時、長谷信篤卿等宮に迫り、九州に行き、之が鎮撫をなさしめんとせり。宮之を
聞き九州未だ動搖せるを聞かず。將た何をか鎮撫せんやと。十四日に至り、長
谷信篤卿、宮に九州鎮撫使の勅を傳ふ。宮已むを得ず、天前に咫尺して後決せ
んと答へられき。

親征派の
中川宮排
斥策

此の如く御親征派は、刻々と其の目的を達す可く、突進し來つた。

【九九】 薩會の提携

中川宮の
働き

抑も薩會の聯合は、何れより手を出し始めた乎。それは姑らく措き、兩者は對長、
對過激派に於て、其の立場が一致してゐるから、勢ひ協同作業を取る可きは、自
然の成行と云はねばならぬ。然も彼等の協同作業を有效ならしめたる唯一人
者は、實に中川宮であつた。此の場合に於ける中川宮の働らきは實に多大であ
つた。然も中川宮をして、其力を逞しくするを得しめたるは、決して偶然ではな
い。そは主上本來の思召が、期せずして會薩乃至中川宮、近衛父子などと一致し
玉うたからだ。

高崎秋月
等會談

今ま會津側の語る所によれば、八月十三日薩藩の高崎左太郎(男爵高崎正風)が、

會津藩の公用局員を三本木に訪ふて、秋月梯次郎、廣澤富次郎、大野英馬、柴秀治等に談じて申する様、大和行幸は、全く眞木和泉や長州人等が、三條中納言等と結托したる陰謀である。それは御親征行幸の途上から、俄かに公卿大名に詔を齎らして關東に下らしめ、天下に號令せんと、密策にて、堂上を脅迫し、國事掛の過激輩が叡旨を矯めたる偽勅である。事此に至る、非常手段の外、他に濟ふ可き道は無い。最早弊藩では志を決したが、遺憾ながら當時在京の兵力が乏しくある。貴藩は守護職にて當面の責任者だ。然も兵力も充分だ。故に此の大事を與にせられんことを望む。然も貴藩若し應ぜずんば、弊藩獨力もて之に當らんと、意氣軒昂薩摩武士の本色を發揮した。

此に於て秋月等は、其の方略を訊いたところ、高崎曰く、中川宮の聰明なる、能く者般の事情を看破し、既に鎮西大使を御辭退あらせらる。然も亦た公卿間にも、現狀を憂慮せられつゝあるものがある。苟も中川宮に頼りて謀らば、大事成す可しである。此に於て秋月等は馳せて黒谷に赴き、藩主松平容保に、其旨を告

中川宮に
大事言上

げた。容保は豫ねて宮廷の内情に於て知る所あり、高崎の所説の行ふ可きを見、深く決心する所あり、秋月をして高崎と與に諸大夫武田相模守に就て中川宮に謁して、其事を言上せしめた。宮も大に悦び、身を以て之に當らんと誓ひ玉うた。

中川宮熱
誠

如何に中川宮が、此の一事に御一身を打込み玉ひたるかは、左の一書が之を證明する。

尙々同藩中へも、此旨を以沙汰可申候。會藩へ之一封其方より、傳達可申候。先刻申入候極密之事件に付ては、尊嚴誠に累年之鬱念を晴し、生涯之忠膽を可盡は、此時と存詰候。就ては其方忠誠深感服する所にて、實に不容易、更に無疑、至重至大之事件に付、猶亦反覆思慮、粉骨碎身、大事成就之様、偏に頼入候。(久通宮文書)

此れは當名は無いが、定めて高崎左太郎へ賜ひたるものと察せらる。何れにしても中川宮の意氣込は、尋常ではなかつた。

宮參内上
奏の計

然るに當時は中川宮は尙ほ法體にて在らせられ、主上には御神事中であつたから、十六日神事了るを待ち、參内して其事を上奏し、聖旨を承るであらうとのことにて、高崎、秋月等は踴躍して還つた。爾來薩藩からは高崎左太郎、奈良原幸五郎等、又た會津からは秋月悌次郎、廣澤富次郎等集會し、人目を避け、夜間額を聚めて、其事の進行を畫策した。

二條近衛
義倫

然も此の大事を爲すには、中川宮以外には近衛父子、及び二條右大臣(齊敬)の戮協を必須とし、薩藩側では近衛父子を、會藩では二條齊敬を、各々手を分けて遊説した。會津からは大野英馬(重英)が、二條齊敬に謁して、急言竭論、頗る齊敬を動かしたが、然も齊敬は尙ほ會薩の力が、能く長藩及び浪士を制するに足るや否やを危み、聊か躊躇の色を示したから、大野は色を正しくして、公の祖先鎌足公は、中大兄皇子を扶けて、蘇我入鹿を、殿上にて誅したではない乎、と押し詰めたから、此に於て齊敬も愈よ決心、與に力を竭す可しと同意した。近衛父子の賛成は云ふ迄もなし。

會津兵力
の倍加

尙ほ會藩では此の八月が、京都守護兵交代の際とて、其の來る者は八月八日來著し、其の去る者は八月十一日發したが、此の大事を眼前に控へたから、十三日に歸途に就きつゝ、ある兵を召還し、此に於て在京の會津兵力は、普通守備兵の倍となつた。然も當時都下浮浪横行の騷擾の際とて、何人も之を怪しむものは無かつた。

〔100〕 薩會の密謀成る (一)

宮參内上
奏

八月十六日の寅刻——午前四時——豫て謀し合せたる通りに、中川宮は九州鎮撫使辭任の上奏をなすかの如く装ひ參内せられたから、一人も之を疑ふ者は無かつた。此に於て宮は主上に咫尺して、薩會の合議になる大事を上奏した。主上の思召も固よりその通りであつたが、その時機に就て、疑惧し玉ひ、輒く御

事聊か組

許可が無かつた。斯くて辰刻——午前八時——に及んで、宮は退出し玉うた。當初薩の高崎左太郎等と會の廣澤富次郎(安任)、秋月悌次郎(胤永)等は中川宮に伺候し、宮が未明に參朝あらせられ、早天勅許を得て御退出あり、而して後直ちに、會薩の兵もて、禁門を固め、勅許を得たる堂上にあらざれば、一人も參朝を容さざる計企であつた。然るに宮の退出が後れ、堂上の人々中にも、過激派の國事掛なども、續々參朝したから、今は其計を施すべくも無く、此に於て彼等は最早其事敗れたりとなし、一方は中川宮の賀陽殿に伺候し、一方は會津本營の黒谷に報じたが、既にして宮の退出後宮に謁して、事情を承るに、未だ其事の破れたるにあらざるを知つた。然も萬一此の密謀が泄れなば、中川宮には身を以て、名護屋に逃れ玉ふ外なしと大息あらせられた。されば此時は正に是れ一髮千鈞の危機であつた。

主上宸
を中川宮
に賜ふ

然るに十六日夕に至り、主上は御決心がついたものと拜察せられ、宸翰を中川宮に賜ひ、因州、會津の兵に令し、兵力もて國家の害を除く可しと勅し玉うた。主

上が特に因州を加へ玉うたのは、藩主池田慶徳が、曾て御親征を諫奏した事實に徴して、其の會津と同一側たる可きをしらせられ玉うたからだ。此の如くして薩會派の運動は、著々進行したが、それが仕合にも、過激派には少しも偵知せられなかつた。

主上中川
宮を召す

斯くて翌十七日主上は宸翰もて中川宮を召されたが、宮は特に子の半刻(十八日午前一時前)に參内す可しと答申せられた。而して最近櫻木町の別邸に在つた近衛前關白は、此夕陽明殿に移つた。此れは固より宮中に近接の爲めであつた。中川宮は當初徳大寺内大臣と相談して、主上の未だ御寢ならざる初更——午後八時——の頃に參内せんとしたが、内大臣は假令御寢なりても、天下の大事なれば、何の憚あらんとて、夜半に於てせらる可き旨を申されつゝ、ある際、御召の宸翰來つたから、前の如く答申せられたのであつた。

中川宮内
達

斯くて夜に入りて、中川宮の諸大夫武田相模守は、會藩公用人に左の如く内達した。

二條右大臣様、近衛前關白様、德大寺内大臣様、近衛左大將様、此御方々等御參内被成候間、肥後守様にも、即刻御參内有之候様、各方迄可申入旨、依仰如此御座候、恐惶謹言。

武田相模守

宮廷大改

斯くて子の下刻(十八日午前一時)近衛父子、二條右府、德大寺内府、守護職松平肥後守、所司代稻葉長門守相ひ前後して參内した。斯くて議奏加勢、葉室長順もて、禁門を悉く鎖し、會津藩兵、及び薩藩、所司代の兵をして之を守らしめ、鷹司關白を始め、宮堂上たりとも、非番の者の參内を止め、守護職、所司代及び薩摩、因幡、備前、越前、米澤の外、諸藩士の九門内に入るを禁ずるの命を傳へらる。斯くて天曉くる比、因幡藩主池田慶徳、備前藩主池田茂政、米澤藩主上杉齊憲、及び阿波世子蜂須賀茂韶、及び山内容堂の弟、山内兵之助、豊積等追々と參内した。而して中山忠能、正親町三條實愛、阿野公誠を議奏に復職せしめたが、彼等が之を辭するや、更らに柳原光愛、庭田重胤を議奏加勢とした。斯くて中川宮は、左の勅旨を宣し

た。

宮勤行を
宣す

此頃議奏並に國事掛の輩、長州主張の暴論に従ひ、叡慮にあらせられざることを、御沙汰の由に申候事不少、就中御親征行幸等の事に至りては、即今未だ其機會來らずと思召候を矯めて、叡慮の趣に施行候段、逆鱗不少、攘夷の叡慮は動き給はざるも、行幸は暫く御延引被遊候一體、右様過激疎暴の所業あるは、全く議奏並に國事掛之輩、長州の容易ならざる企に同意し、聖上へ迫り奉り候は、不忠の至りに付、三條中納言始め、追て取調相成るべく、先禁足他人面會被止候事。

三條等の
處分

而して三條實美始め議奏國事掛の人々二十餘人に禁足、他人面會を差止られ、左の如く達せられた。

以思召參内並他人面會無用之旨、被仰出候、仍而申入候也。

正に是れ青天の霹靂、大局の一變、實に目醒ましき活劇であつた。

【101】薩會の密謀成る (二)

長藩堺門
守衛を罷む

禁門の守備は、既に會薩派によつて成つた。而して鷹司關白は召によりて參内した。彼は三條實美の爲めに救解を勸めたが、近衛忠房は之を駁し、急ぎ三條を召し、前日來の事に付き、逐一其の證左を擧げて詰問す可しと論じ、廷議も漸く動いたが、松平容保は進んで曰く、今ま三條を召すは、理に於て尤であるも、斯くては徒らに紛擾を招くに過ぎざる可しとて之を止め、衆議亦た之を贊し、此事は寢んだ。是等の評議にて十八日(文久三年八月)の午前を空しく過ごし、同日午後に至り、執次鳥山三河介を使として、長藩堺町御門の守衛を罷め、代るに稻葉所司代の兵を以てした。

長藩戦備

然るに長藩では事變を開き、長州清末藩主毛利讃岐守元純、周防岩國城主吉川監物經幹、及び長藩家老益田右衛門介等、何れも藩邸より兵を率ゐて來り助け、勅下るも敢て命を奉せず、甲冑して長槍を携ふるものあり、且つ銃隊を門の左

過激派の
行動

右に列し、大砲を備へて放射の位置を試みる等、殆んど戦を挑まんとするの狀をなした。薩藩兵は之を見て、勅命を奉せざる者は是れ違勅だ。違勅者は討伐す可しとて、速に掃蕩せんことを請うたが、松平容保は之を不可とし、切に諭してその輕舉を止めた。

此時過激派の領袖、三條實美は、三條西季知、東久世通禧、豊岡隨資、日野資宗、萬里小路博房、滋野井實、在、川、橋、本、實、梁、東、園、基、敬、壬、生、基、修、四、條、隆、訶、錦、小、路、賴、德、烏、丸、光、德、澤、宣、嘉、等の人々を首として、御親兵並に諸浪士合せて二千計りを率ゐ、鷹司邸に赴き、勅命を拒まんとするもの如くであつた。然も鷹司關白は云く、長兵凡そ三萬、其勇當る可からずと、此れは威嚇もて朝議を傾けんが爲めであつたが、在廷の諸卿は之を聞いて、何れも色を失つた。而して松平容保に向つて、頻りに其の兵數を問うた。容保は當藩精兵二千、以て長兵及び浮浪を退治するに足ると答へたが、在廷の公卿は内心安んぜず、尙ほ疑懼に襲はれつゝ、あつた。而して會薩の兵は、何れも武裝して、後命の下るを俟つてゐた。

長藩を論ず

斯くて朝廷よりは柳原光愛を長藩の營に遣し、諭す所あつたが、彼尙命を奉せず、朝議更らに上杉齊憲に往いて諭さしめた。齊憲出で、將さに門に及ばんとするに際し、長藩の隊將益田右衛門介は、一書を止め、兵を率ゐて退去した。其書の大意は、歸國の上、攘夷の先鋒たらんと云ふにあつた。

過激退散命令

朝廷では三條實美が、勅命に背き、鷹司關白邸に參會したる由聞えたから、清水谷公正を勅使として、左の如く朝命を傳へられた。

以思召參内並に他行他人面會無用之旨、今朝被仰出候處、鷹司家に參集の由、不容易儀、違勅不輕候。參政、國事掛、寄人被止候。早々可退散候事。

此の御沙汰にて退散したる國事掛もあつたが、但だ三條實美、三條西季知、豐岡隨資、滋野井實在、東園基敬、東久世通禰、壬生基修、四條隆誥、錦小路頼徳、烏丸光徳、澤宣嘉等の人々は、長兵、御親兵及び浪士の一部と、相率ゐて妙法院に退き、毛利元純、吉川經幹、益田右衛門介、久坂義助、佐々木男也(以上長人)、真木和泉、水野丹後、淵上郁太郎(以上久留米)、土方楠左衛門、清岡半四郎(土佐)、宮部鼎藏(肥後)、美玉三平

三條以下官位褫奪

(薩)、南部甕男(土佐)等を會し、評議の上、遂に西下に決し、再度の勅命を顧みず、十九日未明に大佛を發して、長州に向うた。但だ豐岡隨資、滋野井實在、烏丸光徳等は、家に還りて罪を待つた。

中川宮は前に鷹司關白が、三條實美の爲めに、救解の辭をなしたるを詰り、此に於て鷹司關白は辭職を申し出でたが、中川宮は却て鷹司關白を救解し、關白を留めて事局の始末を付けしめんことを奏請し、その爲め、當分鷹司關白は、在職することとなつた。而して謹慎塾居を命せられたる三條實美以下七卿の非義を罪として、其の官位を褫奪せらるゝこととなつた。

以上は總て會津側からの觀察にして、其の所記は専ら會津側の資料に據るものである。

在江戸閣老への狀況報告

一筆啓上仕候。然者昨十七日夜九時半時頃、中川宮より以御使者、宮並二條殿其外攝

家衆參内有之候に付、私共儀即刻罷出候様、被_レ仰下_レ候に付、肥後守同道參内仕候處、議奏加勢葉室より以_レ書付_レ薩州御警衛以前、通被_レ仰付_レ長州堺町御門御免、右代り所司代へ被_レ仰付_レ候旨被_レ仰出_レ候に付、其旨相違候。其後在京國持始、諸大名不_レ殘人數差出候様可_レ申遣_レ旨被_レ仰出_レ、十八日午刻迄に、不_レ殘出揃申候。其以前兩役並參政衆、國事係寄人迄參内被_レ差留_レ候之旨被_レ仰出_レ、堂上方之内、中山、正親町三條、阿野等俄に召候旨被_レ仰出_レ候處、朝四ツ時より少々宛世間騒々敷相成、堺町御門番所、長州人數兎角不_レ引拂、異論等有_レ之由。被_レ差留_レ候堂上方は多分關白殿御留守館へ集會、其餘浪士之類、同所集會仕候趣、其内追々御茶地内外小具足又は甲冑陣羽織著用の者徘徊、大砲等持運候に付、夫々大名御固所出張、持場等被_レ仰付_レ、銘々人數並に武器をも取寄せ、夕方より彌盛に相成、既に大事にも可_レ及_レ申_レ勢に相成候處、七ツ半時過に相成、柳原勅使に被_レ相越、猶今朝堺町御門へ出張、長州家來へ直談に相及可_レ申_レ管の處、其義に不_レ及、長州人數は首尾能引取申候。關白殿へは堂上方十五人計行向候て如何對談被_レ致候哉、是又打散候由、先六ツ半時頃漸く一時事靜り申候。聊人々安心仕候義に御座候。乍_レ去平穩と申にも無_レ之候に付、今曉は何れも御門々々へ差出候人數其儘差置、尤も主人々々は諸大夫の間に相詰候様にと兩傳奏を以て被_レ仰出_レ候。尤傳奏は終夕參内に御座候。昨夜より兩人之心配何共筆紙之及所に無_レ御座候。御推察可_レ被_レ下_レ候。其内大幸の儀は、大和行幸並御親征の御軍議御延引被_レ仰出_レ候事に御座候。右等の御書類は其内取調、近々

の内可_レ申上_レ候。先は右の次第不_レ容易_レ事故、鳥渡申上度如_レ斯に御座候。恐惶謹言。
八月十八日夜戌下刻認

松平肥後守
稻葉長門守
〔孝明天皇紀・七年史〕

第十七章 非親征派の見たる大和行幸事件

〔一〇三〕 廣澤安任の事變に關する記事 (一)

會津側から見たる、文久三年八月十八日の事變は、既記の通りであるが〔參照 九
九、一〇二〕、更らに會津藩の要人、廣澤富次郎(安任)の所記に就て見れば、左の通り
だ。此れは概して重複に渉るもの多いが、然も自ら其の事件に關係ある當人の
語る所であれば頗る史的價値がある。

一 十三日(文久三年八月)勅下る。攘夷祈願の爲め、大和國に行幸し、神武陵、春
日社を拜し玉ひ、暫く逗留して、親征の軍議あらせ玉ふと云ふ。又加賀、薩摩、仙
臺等の六諸侯に命じ、金拾萬兩を獻じ、行幸入費に備し、本多主膳正、加藤越中
守等、近畿の諸侯を召さる。中川親王には固より天皇の親征を好み玉はせざ
るを知られ、勅の下るを見て、大に怪み、書を上りて何故に親征を命じ玉へり

中川宮主
上御眞意
を伺ふ

やと伺はれしかば、天皇書を返し玉ひて、行幸祈願の爲なれば、爲すも可なれども、親征の事は敢て許せるに非ずと云ひ玉へり。親王則果して三條中納言等の所爲なるを知られたり。

以上は中川宮と主上との御交渉に就てのこと。先づ事實概して此の通りと認む可きものであらう。

因州侯等の親征反對

因州侯(池田相模守慶徳、徳川齊昭五男)等此の時親征の議を宜しからずとして、廷争して罷んことを請ひ、且東下して親しく攘夷の事を周旋し、幕府の吏向聴かずんば、歸途にして横濱に放火し、以て奏聞すべしと云はるれども、朝廷敢て聽從せられず、後浮浪の徒、此の事を聞き、姦賊松平相模守(池田慶徳)親征の盛舉を拒める故に、天誅を加ふべきなれども、源烈公(徳川齊昭)の血胤(第五子)なるを以て、容赦するなどいひしことありき。

親征反對諸藩

當時因幡藩主池田慶徳、備前藩主池田茂政(徳川齊昭九男)、米澤藩主上杉齊憲など、何れも親征反對にて、攘夷は幕府に御委任ありたれば、飽迄幕府をして、其責

に任せしむ可く、我等も武將の身分として、攘夷の先鋒に當る可しと申し立てのだ。

中川宮憤發

一 中川親王大に憤發せられ、天皇の爲に十三卿を除き、眞の叡慮の世に明ならんことを歎かせらる。蓋し天皇には固より彼の過激堂上の浮浪入説の爲に劫動せられ、天下の喪亂を醸すに至るを知り玉へども、其勢炎の盛なるを以て、英斷し玉ふ能はず、屢親王に謀り玉ひ、親王も苦心せられしが、如何とも爲すべき策も得させられず、近衛前殿下(忠愍)、同左大將(忠房)、二條右府(齊敬)、徳大寺内府(公純)には、何れも同志にして、屢參會し、深く慮らせしが、勢と時と無き故、何れも志を得させられざる也。

此れが非親征派の現状であつた。

高崎活躍

時に薩州人高崎左太郎(男爵高崎正風)突然として我等(廣澤安任等)の旅寓に來り、親王の大に憤發せられ、當路の姦臣を除き、眞の叡慮を遵奉せんと決せらるゝが故に、同意なるに於ては、力を戮すべし。然らず共薩一藩に於て、之を

助んと欲す。尊藩の職(京都守護職)に任せらるゝが故に、敢て告ざるを得ずと云ふ。

此に於て如何に高崎が活躍したるかを知る。薩人の強味は、専ら會津の力のみ頼みとせざるにあり。若し尊藩肯せずんば、弊藩獨り之に當らんと覺悟にあり。而して此れが尤も會藩を動かしたる所以だ。

親王御決心

大野英馬、松坂三内、柴秀次、秋月悌次郎及び安任等皆謂、近頃の所謂叡慮なる者甚だ疑ふべし。眞の叡慮を遵奉するに於ては、固より願ふ處と、以て我公(松平保登)に白す。公には機會の來らざるを待玉へり。於是安任、悌次郎と共に往き、武田相模守を以て、親王に奏す。親王大に悦び、一身を碎くも厭はずして眞の叡慮を遵奉せんと云はる。

親征反對聯盟成る

此の如くして薩と會、薩會と中川宮との連絡は出で來つた。特に中川宮の死生を度外に措きての決心が、此際に於て尤も重きを爲したることは、此れにて分明だ。

運動の主動者

天皇方に神事ありて、親王尙法躰ならるゝを以て、天前に出でらるゝ能ず。十六日神事了を以て、言上せんといへり。是より先左太郎と相識者なし。此日初めて悌次郎を尋來り、此の大事を謀る。其決心亦稱すべしとす。

此れにて此の運動の主動者が、會にあらざして薩なるを知る。云はば會津は薩の爲めに、獵犬の役目を勤めたるに過ぎなかつた。然も會津としても、守護職の位地を保持するには、此策に由るの外、他に好手段もなかつたから、彼等が一議にも及ばず、薩人の勧誘に應じたるは、決して不思議の事ではあるまいと思はるゝ。

【一〇三】 廣澤安任の事變に關する記事 (二)

廣澤の以下に記する所は、頗る裏面の事實を穿ちたる趣きがある。

一 親征の命下りてより、殊に後宮に命じて、此行幸五七年間還幸し玉はざるも測り難し。されば皇親王を愛護し奉り、長久の天運を祈るべし、銘々其心得あるべしとありければ、高松卿より局となれる於八百方と云ふ有りて云はれしに、天下の人心尊崇し奉り、一重の壁垣にても犯し入る能はざるものは三種の神器あるを以て也。然に世は益安からざるに赴き、皇親王を保護し奉る事を得べきの道は萬々無きこと也。已むを得ず久敷此行幸を爲し玉はば、恐ながら三種神器を傳玉ひて、即位の禮をなし玉ふべしと往復して議論せられたり。

此れは後宮より出で來りたる一説にして、恐れながら主上の御心を動かし奉るには、少からざる力あつたものと察せらるゝ。

屋の打
壞

又市中の人氣も愈煽動し、夜堀川通り絲問屋某の土藏に出火あり、浮浪の徒數拾人あり、相集て之を毀つ。明日に至りて尙止まず。後には商賈の類往々來り助けて之を毀つ。有處の諸絲を取り、之を井底に投じ、又之を河中に棄つ。狼

藉至らざるものなく、中に覆面帶刀の徒、之を指揮するが如く、毀つもの平氣にして畏るゝ色なし。與力同心等相視て制止する能はず。蓋し絲問屋某は、平生貪行を以て人に惡れ、又諸絲を交易するを以て、浮浪等之を馳せて、毀たしめし也。町奉行人を黒谷(會津本營)に馳せ來り報せしめ、其の機節に乗じ、我(會津)人數を出して制止せしめんことを請ふ。我公(松平容保)命じて裝を爲して報じ來るを待しむ。夕に至り事鎮靜するを以て止む。

此の如く京都は殆んど無秩序の状態に陥らんとしつゝ、あつた。

會交代兵
還る

一 十四日交番の人數の還るを止む。四隊交番を以て守衛とし、家老神保内藏助、番頭長坂兵大夫、加須屋左近、坂本學兵衛等、其組士を率ゐ、次を逐て著京し、井澤茂右衛門、内藤近之助等之に代て歸る。來る者は八日より著し、往く者は十一日より歸る。

此れは會津兵の京都守備が、四隊宛交代するを云ふ。

時に世上の甚だ安からざるを以て、急飛を馳せて之を還らしむ。先なる者は

人任まらず
桑名より還り來りて人數合せて八隊となる。
此の如く來る者を來らしめ、歸る者を召還したから、四隊の守備兵が八隊となつたのだ。

絲屋破却の事等有るが故に、人も亦怪しむ者なし。
此れは全く偶然の仕合であつた。

時に公(松平容保)書を閣老に報じ玉ひて、時勢追々切迫となり、此の如きに至らざらんことを欲せしが、止を得ず親征をも命せらるゝに至れり。然共未だ命脈を絶し事にもあらずして、尙力を盡すの道あれば、必ず後の一書を呈するを待つ可し。其間紙上に述べ難き味ありと云ひ玉ふ。

此れは會薩の密謀あるが爲めだ。

激派中川宮を遠けん
此夕(文久三年八月十四日)長谷三位(信篤)卿行き、中川親王の殿に至り、迫て親王の九州鎮撫(使)を受られんことを欲す。勅意再三に及て、之を背けるは甚だ宜しからずと云ふ。親王止を得ず、神事了り玉へるを待て、尙天前を請ひ、叡慮

事の成る
宮の力に
よる

を伺て而る後に決すべしと云はる。時に天皇には衆親王に依頼し玉ひて、暫くも左右を離るゝを欲し玉はず、故に其勅僞なるを知られし也。

過激派は中川宮を、京都より遠けんを欲し、薩會側は中川宮に由りて、大事を倣さんとす。云はゞ中川宮は、兩派の天王山であつた。然も宮には既に斷乎たる決心在して、必らず大事を遂ぐるの見當は付き居た。されば此の所謂大事なるものは、何人の力よりも、尤も中川宮の御力に由りて成就したることと云はねばならぬ。此れは單に宮の御身分が然らしめたるばかりでなく、宮の膽略と、才幹とが然らしめたるものだ。

【一〇四】 廣澤安任の事變に關する記事 (三)

天皇また
御憤興

中川宮が、如何に暗中飛躍をせられたる乎、以下を見よ。

一 十六日(文久三年八月)神事了らせ玉ひ、中川親王參内せらる。此の時に親王嫌疑を以て容易に召し玉はず、長谷卿の迫られしことあるに及で、公けに參せられ、親しく眞の叡慮を伺ひ、便宜に因て左右の姦を除き去り、力足らざれば、我公(松平容保)をして人數を出し力を戮し玉はん事を欲せらる。親王出で、天前に進まれし時、天皇にも大に憤興し玉ひ、叡斷して暴徒(三條實美等)の事を除き玉はんとす。然共時稍早しとして、大に危み、親王にも其事に與らずして、武家の力を以てせんことを欲し玉へり。依て親王に戒め、堅く秘して漏洩せざらしめ玉ふ。鎮撫使の命の如きは、天皇固より親王の固辭せられんことを欲し玉ふ。

非親証派
少しく失
衆

至尊にも固より中川宮も、御同腹に在したが、然も内外の事情に照らして、其の斷行を憂慮し玉うた。

時に親王の報を待ち、英馬(大野)、悌次郎(秋月)、三内(松坂)、秀次(柴)、及安任(廣澤)等唐門前の幕中に在り、親王寅刻(午前四時)を以て參内の暴徒(過激派)の未だ朝せ

ざるに及ばんとす。而るに親王卯刻(午前六時)を過れども未だ參せられず、辰刻(午前八時)に向はんとして始めて參せらる。時に親王志を決せられ事の必成を見ざれば、幾日夜を連ぬ共、天前を退かずと私に高崎左太郎等に語られし事有り。而るに少頃にして宮中より還御の命を傳へ來り、其間暴徒の參内する兩三人有を視、是に於て皆謂ふ、事敗るゝ也と、覺へずして腋下洩流る。事豫定と反す。參内は餘りに遅く、退出は餘りに早し。而して反對派の二三子は既に參内せり、高崎、廣澤の失望落膽以て知る可し。

親王また
落膽

左太郎も亦失望して、斯迄に一度び決心せられ、其事を遂られずしては親王は倚るに足らざる也と云ふ。是に於て英馬、秀次等は走て黒谷に報じ、悌次郎及安任は親王の殿に往き、武田相模守に因て命を待つ。親王及天皇には叡決し玉へ共、勢の成し難きを以て、後の機會を待しめ玉ふと云ふを諭し知らせる。親王の參せられしは鎮撫使を辭せられたる也と思へ共、天皇深密の勅を蒙られしを知るものなし。然共親王には事敗れたりとし、歸臥して屏息せら

れたり。

此の如く事は漏れなかつたが、同時に又た事は成らなかつた。そは主上の即時斷行の御決心が未だ附かなかつたからだ。

天皇御決心

此夕(文久三年八月)天皇書を親王に下し玉ひて、會津と因州と談合して、威力を以て、害を除かしむべしと云ひ玉ふ。親王之に對へ奉りて、害を除くは名義に在り、之を棄て専ら威力を頼めば、却て賊名を負て事成るべからず。此の如きは以て命ずべきに非ずといはる。

主上の思召は、全く武家の力を藉りて、堂上の過激派を一掃せんと思召したるものと拜察せらる。然も中川宮は勅命を以て、言正名順に斷行あらせらる可き旨を申し上げらる。

因州侯諫奏の志

蓋先に因州侯(池田慶徳)眞の叡慮を伺ひ、親征の事を諫めんと二條右府(齊敬)に謀る。右府之を然りとし、中川親王と謀り、此を天皇に白し上られしかば、天皇大に然りとせられ、召して天前に於て論せしめ、因て嘉納し玉はんとす。因

州侯因て天前に於て議論することあらんことを請ふ。鷹司殿下及び過激の堂上傍に在り、因州侯の議を聞に及で、一時悦ばず、殿下怒て之を退かしむ。天皇之を垂憐し玉うと雖も、之が爲に憚られ、之を嘉納し玉う能はず。因州侯其意を知らず、眞に逆鱗に遇へりとし、差控の詞書を以て罪を謝せらるゝに至る。過激の堂上皆悦ばずして云ふ、殊に天前に請ひ、何か獻言するならんと思ひしが、却て朝議を妨げんと欲すと、是に於て右府(二條齊敬)の素意全く背き、大に悔られ、因州侯をして不興を取らしむるものは我罪也と云はれたり。此等の事有を以て、天皇之を我公(松平容保)と因州公(池田慶徳)とに命じ玉へるならん。

此の如くして八月十六日は空しく経過した。

〔105〕 廣澤安任の事變に關する記事 (四)

土藩また
親征反對

廣澤の記事は、聊か旁徑に入るの感がある。されど周邊の形勢を察するには、是亦た緊要である。

一 十七日(文久三年八月)下許武兵衛(土佐藩士)來て云ふ、我公子兵之助の此に來れるものは、天下の政に干與せるが爲に非ず。萬一不良の徒、事を謀るあらば、風輦を保護し奉り、風波を鎮靜せんとするのみ。今親征の勅已に下り、且大和に逗留して軍議を聞き玉へるは、甚だ怪しむべし。時勢の迫れる此に至て極れりとす。如何しても之を援はざるを得ずと云ふ。我等(廣澤等)之を聞て云ふ、今日に至るまで怪しむべきものは、只彼勅(親征の勅)のみならず、眞の叡慮の如きは、必ず然らず。公子(山内兵之助)斷然天前を請ひ、眞の叡慮を伺はんとすれば、寡君(松平容保)固より力を費せられんとすと云ふ。武兵衛悦び因州侯、備前侯、米澤侯等も、先に叡慮を伺はんとせられ、且朝廷近く命せられ

非親征
盟成る

し事有を以て、其邊も亦た周旋し來るべしといひ、倉皇に出去る。時に備前侯、米澤侯等も親征を以て、眞に可とせらるゝものなく、相共に之を論せられしが、朝廷暴言を以て之を拒ぎ、援ふべからざる勢也。

此れにて會津と土佐との提携も、出來たものと察せらるゝ。當時土佐の勤皇黨は、武市半平太以下、概ね歸國し、京都に於ては脱藩の土佐藩士が、僅かに他の浮浪と與に、周旋したるに過ぎなかつた。要するに非親征派の聯合軍は此の如くして漸次に結成せられつゝあつた。

二條憤發

一 二條右府(齊敬)天資懇篤にして誠直、懷を開て人を待遇せられ、一たび謁見するもの、皆其徳に服せざるものなし。其臣北小路治部權太輔、高島右衛門能く之を輔く。浪士屢右府に迫り、右府爲に警戒せられ、二臣も亦近頃浪士の爲に規はれ、殆ど害に遇はんとす。治部權太輔之を勵して曰、公進で事を成すも免るを得ず、退て爲さるも免るを得ず。共に免れずば、進で爲すに如かず。事若し成らずして、公(二條齊敬)剃髮し玉はゞ、臣(北小路)も亦剃髮し、公死せば、

臣も亦死せんと言切玉ふ也。右府大に憤發し自ら任せらる。且親王(中川宮)の一たび之を發して(八月十六日の御前奏上)今志を摧かれ、然して殃を招んとを恐れ、之を親王に報せらる。親王又爲に氣を興さる。

北小路は其主二條齊敬を激勵し、二條齊敬は、更らに中川宮を激勵す。此に於て中川宮亦た意氣振ひ來つた。

中川宮以下部署定まる

且宮中の職内外の別あり、親王(中川宮)前殿下(近衛忠熙)には、内事を爲すを得、右府(二條齊敬)、左大將(近衛忠房)、内府(徳大寺公純)は外事を爲すを得、前殿下(近衛忠熙)は時に櫻木町の下邸に居られしが、此夕(十七日夕)より陽明の本殿に移られる。左大將(近衛忠房)は年壯にして頗る志氣有りとす。親王右府の志を聞き、亦決心せらる。内府(徳大寺公純)には、固より異心なしとす。

此の如くして非親征派は、中外共に其の運動の部署が定つた。正に是れ機一髮のところだ。

事を成す

時に親王には、天皇の未だ寢に就き玉はざるに先ち、初更より參すべしとせ

夜半を期す

られ、右府(二條齊敬)には夜半を期すべし。天皇縦へ寢に就き玉うと雖も、天下の大事を議するに何ぞ起き玉うを憚るべきやと、遂に夜半を期せらる。

此の如くして愈よ十七日の午夜をもて、非親征派の最後の運動を開始す可く、其の相談は出來上つた。然も斯る相談が出來上つたことを、親征派は一向に氣付かなかつたのは、如何にも油斷至極と云はねばならぬ。此れも畢竟とんく拍子に、其の計畫が行はれたからの油斷と云はねばならぬ。

【一〇六】 廣澤安任の事變に關する記事 (五)

時刻定まる

時は文久三年八月十七日の夜だ。

適天皇書を下して親王(中川宮)を召し謀り玉はんとす。親王此に酬い奉り、殊に子半刻(十八日午前一時)より參せるの故に、之を待ち玉はんことを請ふと

云ひ置けり。

時刻は愈よ定つた。

非親征派
勢揃ひ

夜に入り親王より一書を玉り、守護職(松平容保)、所司代(稻葉正邦)子の半刻(午前一時)を以て參内せしむべしと云ひ、又非常の大議有を以て、人數をも率ひ來るべしといふ。我公(松平容保)參内し玉へる時、親王も亦方に參内し玉ひ、右府(三條齊敬)及前殿下父子(近衛忠熙、近衛忠房)も參内し玉ひ、淀侯(稻葉正邦)も亦參内せられ、内府(徳大寺公純)參内せる最後也とす。

此の如く非親征派の勢揃は、朝廷の上に出來した。

天皇寢に
就かず

時に天皇には、親王等の參内せらるゝを待ち玉ひて、外は寢に就き玉へりと唱へしめ、實は眠り玉はず、親王等參内せらるゝと聽玉ひて、直に對顔し玉ふべしと命じ玉ふ。

此の如くして十八日午前一時からの參内、引き續きて謁見は出來した、其後の事は知る可きのみ。

先に過激堂上屢叡旨を矯め、天皇甚だ之を厭玉ふ、親王(中川宮)、右府(三條齊敬)も屢迫られ、危難を免かれ、内府(徳大寺公純)、左大將(近衛忠房)等も亦張紙せられ、殆ど危を踏るゝもの屢也。故に皆自ら憤發せられ、勢之をせしむる也。彼等も亦た自衛上、斯くせねばならぬ勢に迫られた。彼等の憤發は固より已むを得なかつたのだ。

過激十三
止 參内停

頃ありて議奏加勢葉室大辨宰相より命あり、九門は固く鎖すべし。守護職、所司代、因州、備前、阿州、米澤は容るゝを許す、門毎に警衛を増し、我人數(會津)を配當して、之を九門に分たしむ。又命じて舊來過激の十三卿參内するを止めらる。曉に因州侯、備前侯、阿州世子、米澤侯、山内兵之助を召し、他在京の諸侯皆參内せしむ。

九門守備
狀況

又兩傳奏(坊城俊克、野宮定功)、正親町大納言、柳原中納言、阿野宰相中將、正親町三條大納言等勅を以て召され、門前に我(會津)人數と薩人と之を衛り、諸侯の從者追々に馳せ集り、槍鐵砲等森として列をなし、糝雜云ふべからず。他の堂

上は、當直に非れば、之を入るゝを得ず、堂上の參内せらるゝもの、唐門に至りて驚愕せられ、入る事能はざるを以て、不平を鳴して歸らるゝもの多し。此の如く驚天駭地の一活劇は、殆んど十八日の拂曉の際に舉行せられ、其の大半を成就した。

將に發砲の形勢

一 首に勅して親征の叡慮は有玉へども、未だ其の機會なしとし玉うに、命令施行し玉ひしは、全く叡慮に非ず。攘夷の叡慮は動き玉はざれ共、行幸は暫く延し玉ふと云へり。午後執次鳥山三河介を使とし、長州人堺町門を守衛するを免じ、代るに淀の人數を以てす。長州人敢て退かず、關白殿下(慶司輔熙)の裏門より入り來、彌増銃隊を門の左右に備ふ。我藩士(會津)と薩人と之に對して布列す、各勢を張り、相睨み、互に尺進寸退して相動搖し、巨砲を列ねて方位を試み、鎖衣を著け、或は散髪に白鉢巻して奔馳し、將に發砲せんとす。

元治甲子禁門の變の前提は、乃ち此の場合に在る。危機方に一髮。

三條召喚問題

時に三條中納言等堂上追々殿下の裏門より來會せらる。諸藩守衛の士、變を

聞て三條殿に馳せ到るもの、中納言皆率い來られし故に、殿下の門、人數充雜して雲霞の如く、時に殿下參内せられ、三條中納言の爲に辯析せられ、之を天前に召して禮門(マ)せらるべしと云ふ。朝廷の間、之が爲に沸騰し、召すべからずと云ふあり、又召べしと云ふあり。近衛左大將(忠房)には親しく之を詰問すべしと云はる。親王等乃ち之を諸侯に下して議せしむ。諸侯も亦敢て可否するものなし。我公(松平容保)固より之を不可なりとし、備前公に謀り玉ふ。侯も亦天下の治らん事を欲せば、召すべからずと云はる。兵之助には固より公と同意に論せらる。公二人と之を言上し玉ふ。朝議乃ち召すべからざるに決す。

朝廷の上、倉々皇々の狀、想ひ見る可しだ。然も會藩の武力は、以て非親征派の力を固め、以て親征派の氣を壓するに足るものがあつた。此の如くして兩派未だ砲火を交へざるも、兎も角も勝敗の數は定つた。

〔一〇七〕 廣澤安任の事變に關する記事 (六)

廣澤の記事は、今や八月十八日(文久三年)午後の事件に移る。

薩長戦は
んとす

時に堺町門に長州人歎願する所ありと云ひ來り聚る。柳原中納言を以て、勅使として行て慰諭して引去らしむれども、尙敢て退かず。薩人之を砲撃せんとして頻りに請ふ。勅下に退かざるものは違勅也。狹路の戦に、日暮ば我兵を殲傷する少からず、早く之を撃には如かずと。朝廷頻りに之を止む。公(松平容保)も亦頻りに諭して緩うせしむ。事聞ゆ。朝廷大に搖動す。

正に是れ薩長砲火を交へんとする一刹那。薩人の逸りたるも、決して意外ではない。彼等は當初から長人を以て目の敵としてゐた。

堂上動搖

殿下(鷹司關白)又云ふ。長州の人数三萬人有りと、此を以て朝廷を傾けんとせらる。朝廷爲に愕怖せられ、我公(會津藩主)の兵幾許ありやと問しむ。公精兵千八百人有りといひ玉ふ。堂上の議亦動く。

三萬は法螺だ。鷹司關白が故らに斯く大言して、朝廷を威嚇せんとしたる乎。將た關白自から斯く妄信したる乎。そは何れにもせよ此の一言は、少からず朝廷の神經を惱ましたるに相違あるまい。

七堂上退
去

會津は强悍なりと雖も、千八百人は、三萬人に敵し難しと。天皇も亦宸襟を惱し玉へり。時に外間に傳ふ。叡慮反覆せりと。朝廷亦米澤侯に行て説諭せしむ。侯行て將に門に及ばんとする時、増(益)田右衛門介一書を遣し、自國に引去て、攘夷の先鋒を爲んと云て、三條西季知、三條實美、東久世通禧、壬生基修、四條隆謨、錦小路頼徳、澤宣嘉等の七堂上を率い去る。七堂上名は攘夷に托すと雖、實は畏怖して脱走したる也。時に豊岡大藏卿、滋野井中將等如何なる重科に處せらる共敢て退かずと辭して其家に歸らるゝもあり。米澤侯歸て脱走の狀を奏聞せらるゝに及て、親王等(中川宮)以て殿下(鷹司關白)に論せらる。殿下答らるゝに詞なし。

朝臣震懼

此れにて如何に朝廷の動搖が劇しかつたか々想ひやらるゝ、固より多數の長

袖者流であれば、風聲鶴唳にも其魂を驚かす可きは、異しむに足らず、關白の長州勢三萬の一言は、確かに一時は朝臣をして震懾せしめたるに相違なかつた。但だ長州勢が平和に退去したるが爲めに事無きを得たが、若し然らざるに於ては、元治甲子禁門の變は、即今に行はれたこと、必然であつた。

關白罪を乞ふ

續て大佛殿に至るの報ありて、脱走の跡、愈掩ふべからざるに及て、殿下(鷹司關白)進て天前に伏して、罪を請はる。親王等天皇に白し、敢て廢し玉はざらん事を請はる。頃有て朝廷よりして進退不法なるを以て、七堂上の官位を脱剝するを命せらる。

正に是れ非親征黨の一大奇勝にして、官位褫奪は、其の追撃戦とも云ふ可きものだ。

眞木等の狼狽

七堂上の去る時、眞木和泉等三條實美の駕を護し行き、路にして何の處迄來れるやと問へば、和泉等大橋を視て伏見の大橋迄來れり安心せらる可しといふ。

追撃を許さず

既にして之を渡るに三條橋也、其狼狽して魂を失ふこと此の如し。果して然るや否やを知らざれども、親征派も非親征派も、双方の狼狽は、察するに餘りあり。

日暮に及で土州人福島健次等切迫して言ふ、實美等天子を守衛するの人数を率ひ、自ら守り去る、追撃せずば有べからず、他も亦追撃すべしと云ふものあり、朝廷敢て許容せられず。

三條等落去の狀

此れは勿論の事所謂る去る者は追はざるの言に従ふもの。

初諸藩守衛の士、實美に従ひ、殿下(鷹司關白)の殿に聚て命を待つ時、分れて三處となり、急に應ずるの装をなすべからずと云ふ。頃有りて大佛殿に従ひ行くべしと云ふ。大佛殿に到て、初て曰三條公罪を朝廷に得、此より長州に往き、攘夷をなさんとす。汝等此より引去るべしと、時に周旋して隨跟せしめんとするものあり、然れども隨行くものなく、皆是より散じ歸る。其の扈從せるものは舊來の脱走人のみ、實美等の堂上、垂駕に乗り、伏見を指して落行き、憐べ

きの狀也とす。長州人或は甲冑を蒙り、拔身の槍を携へ、擁護して兵庫に到る、路にして追撃せられん事を恐れ、見るに畏ぢ、聞に驚き、皆人心なしと、兵庫に著して、船に乗り、始て免るゝを知り、安堵の色有りとす。此れは反對側の觀察だ、されば其言の親征派を詆醜する固より不思議はない。されど事實彼等の都落は、憐れを極めたるものであつたことは、固より疑を容れない。

【一〇八】 廣澤安任の事變に關する記事 (七)

當時親征派の計企が、如何に反對派に偵知せられたるかは、左記を見ても分明だ。

三條の威權

一 脱走の七人、皆過激の論をなし、能く諸藩士、或は脱藩浮浪の入説を用ゆ。

中に實美は最伶俐にして能辯、大抵朝廷の事、此人に決し、威權極て盛也、真木和泉、轟武、兵衛等相共に之を興揚し、遂に自分敗るゝに至る。

當時に於て三條實美が、既に群卿の中に於て、一頭地を抽んでたること以て知る可し。

和泉が建言……所謂親征なるもの、其實は關東を征せんとする也。蓋其巧を設くる事久し、晩に及て實美等悔悟し、自ら敗を招かんとするを知る。然共勢の止むべからざる事、虎に乗るの譬の如く、遂に叡慮に背き、自ら逆罪を招きし也。

それ然り、豈にそれ然らんやだ。

獨三條西季知は、年五十に餘り、一己は所見無きの好人物とす。唯激家の爲に推され、遂に與に危難を踏まざるを得ず、人皆之を憐む。通禰、基修、隆訶、頼徳、宣嘉等は皆入説を悦び、過激に馳せ、自ら招くを免れず。然共之を要するに實美に従て上下するのみ。

三條西の好人物

此れは全く此の通りだ。姉小路生存までは、三條、姉小路兩首領、姉小路去て後は三條の獨舞臺。

殘留激派
處分

德大寺中納言(實則)長谷三位、豐岡大藏卿、滋野井中將、烏丸侍從等、通藏、基修等數輩に譲らず、皆共に參内を止めらる。脱走せざるを以て、後或は役を免せられ、又差控を脱(、)せらるゝのみ。

尙ほ當時朝廷内外の模様は、左の一項によりて、其の約略が判知る。

朝廷内外
の混雜

一 時に在京の諸侯皆召され、追々に參内せられしは、加藤出羽守、松平伊勢守、本多主膳正、分部若狭守、京極佐渡守、松浦豐前守、戸田采女正、加藤山城守、一柳包五郎にて、宮中大に混雜し、一議論あれば、朝廷之を下して議せしむる故に、銘々牀前に出で、其家臣を招き、私に之を謀らる。家臣處々に供待して、其主の動靜を伺ふ。臣言はんと欲すれ共、殿階を経て侵し進む能はず、君其の臣に謀らんとせらるれ共、其の議變動して、呼吸の間に機會あれば、大藩の主と雖も、頼處は一身の力量のみ。

如何にも其通りだ。此に於て愈よ門閥式の流弊が、昭著となつて來た。

堂上市民
共に糺雜

諸侯の從者九門内に盈滿し、後れて來るものは、或は戎装して奔馳す。我人數(會津藩の成兵)途より歸るもの、追々に著し、皆露陣して晝夜を連ぬ。近畿の諸侯兵を召し、或は變を聞て馳せ至り、其糺雜云ふべからず、清所門と唐門と出入路を異にするに至る。時に或は誤て馬を群衆間に放つあり、馬愈騒ぎ人亂れ走り、大兵の推し來るが如し。此の如き三兩度、聲宮中に聞ゆ。宮中爲に騒しく諸侯は遽て、牀前に事由を尋らる。我公(松平容保)曾て動玉はず、徐かに牀前に立玉へる時、馬を放つは必しも家來ならじ、聲聞へて宮中の騒ぎをなす、嚴しく之を戒むべしといひ玉へり。時に諸の堂上、大に畏怖せられ、或は荷物をも擔て起て婦人を田舎に退けられし杯あり。又市民にも往々装をなして奔り避く。一時大に騒擾せりとす。

以上の所記にて、朝廷内外の混雜の模様が略ぼ推察せらるゝ。實に人心洶々、水禽の羽音にも、ずは敵軍來襲と云ふ如き情態であつたことが想像せらるゝ。

一 先に學習院を開かれしより、國事懸り堂上日々出勤して天下の事を聽斷せられしが、固より慣得られぬ事なれば、必ず其を得るとせず、晩に及で眞木和泉、轟武兵衛、宮部鼎藏、佐々木男也、寺島忠三郎、久坂義助、土方楠左衛門、福羽文三郎等數十人、皆役名を蒙り、出勤して共に參議するを得、親征の勅下りしより、長州人某丁子屋吟三郎宅に往き、容易ならざる時勢なるに因て、學習院に出で、獻金すべきを勸む。又阿州の士と稱するもの、布屋市藏宅に行き、昨日學習院に於て、奸商歎願評決せるに因て、速に獻金願出べしと云ふ。二人等皆奸商を以て、先に張紙せられ、殆ど急危を免る。故に吟三郎は十七日に一萬金を獻じ、市藏出る時、長州藩某接待し、願文よろしからざるを以て、自ら草案を起して之に與ふ。十八日出で、一萬五千金を獻せんとせる時、九門鎖して入るを得ずして止む。又村主村正名等を尊攘に託し、一己の利を營むもの輻湊して來りて意見を奉る。其の勢駭々として政柄を收め執らんとするに至る者、復一變して舊に復せりとす。

此の如く親征派一敗、朝廷内外の形勢宛も掌を反すが如く、又たしも復舊の姿となりつゝあつた。而して此の反動趨勢は、未だ知らず何處に底止す可き乎。

宮門御そうくし

八月十八日今曉より六門内警衛大名のうちいかふくそうくしき事御座候て、關白様、前關白様、中川様御はじめ御參りにて御小座敷へ御參り、終日御つめあそばし成せられ候。(中略)今はんはいかふくそうくしき御格子もあらせられず、今日の御次第故、御靈まつりとめられ候。
十九日。昨日より六門内いかふそうくしき候につき、どふぞくほどよく人氣一和致候て、天下泰平の様に、内侍所へ御すゝ參る。御初穂白かれ一枚參る。猶また明日よりも一七か日の御祈禱さいめし長はし申渡す。(長橋局記)

【一〇九】公家側の觀察(一)

所記
二條齊敬

尙ほ此の事變に就て、右大臣二條齊敬側の所記は左の通りだ。

八月十八日壬辰晴、今曉丑之刻(午前二時)過、御出門にて御參内……御參内被爲、在候儀は、春來彼是違、叡慮之廉々、矯宸衷候御沙汰之旨を施行し、剩當今に至り、爲攘夷御祈願、大和國行幸、神武帝山陵、春日社等御拜、暫御逗留御親征軍議被爲、在、其上神宮行幸を御進め申上候様之儀、不容易御儀、實に皇國之御安危に相拘候御事に付、眞實之叡慮被仰出度被思食候に依て、明義御精直之御方々様被爲召、御叡談被爲在候事。

此れは勿論非親征側の立場からの申分だ。

切
九門しめ

右に付會津中將殿(松平容保)所司代稻葉長門守被爲召候處、即刻參内、其外在京之諸侯、因州、備前、上杉、阿波等參内被仰付、禁中御警衛嚴重に被仰付、則唐御門、御臺所御門、准后様御門、其外九門等不殘しめ切、往來は不申及、參内之花族

始、堂上方地下官人に至迄、宮中より御差圖無之人體は參入被止候。

九門を閉鎖し、異論者を一掃す。

尤諸藩之者共、甲冑に身固、大筒石火矢、其外小筒、弓、拔身之槍等にて、嚴重に御警衛奉申上。

十分の武裝的警衛だ。

長州守衛
罷免

然る處於長藩は、三條中納言を始、參政、寄人之堂上方を種々攘夷に事寄せ、惡計に引入、既に御親征杯御進申込、其儀難差置被思食候に付、此上如何體之儀等仕出し候も難計に付、是迄堺町御門御固被仰付置候得共、則即時に被差免、跡所司代稻葉長門守へ御固被仰付候。

以上は一切の罪を長州に嫁し、長州を以て、罪魁となすもの、此れは親征反對派一般の了見だ。

長兵進去

然るに巳之刻(午前十時)頃に至り、鷹司故政所様御門御築地外地藏堂を足場として、長藩之者共兩三輩御築地乗越候て、故政所様しめ切之御門を開き、三

條中納言始、參政、寄人之人々並長藩多人數附入、鷹司様御玄關前へ相廻り、拔身銘々に相携へ、既に宮中へ差廻可申趣に付、會藩始薩藩其外之藩士、鷹司様御門前へ押寄せ、既に可打取之處、宮中近く戦争に相成候ては、不容易事故差止られ候内に、長藩始三條中納言以下堂上七人とも引退、大佛妙法院宮に於て、右之銘々其外浮浪人共、集會を相催、一時に長州をさして逃退候事。

此れにて見ても危機方さに一髪であつた、尙ほ此の事件の顛末に就ては、村井政禮が、柳原中納言光愛の直話を筆記したるものが、尤も周到であるから、之を左に掲載する、事の重複に渉るは、亦た已む可からざる次第だ。

九門警固
殿重

初十八日曉八つ半頃(午前三時頃)中川宮先御參前に、御家來を以、會津並所司代へ肥後守、長門守即刻參内、且警衛人數差出候様被達置、會津兵士多人數被召具、御參内、直に宜秋門已下九門に至迄、堅固開門不相成、堂上たり共、召に無之輩は、一人も參朝不相成旨、嚴重御下知之上、近衛殿御父子、二條右府公、徳大寺内府公火急御用召にて、御參内、同時兩役(議奏、傳奏)並國事懸之面々參内被

差止因備已下在京諸大名へ主従必死之覺悟を極、即刻參内候様被仰出。

主従必死之覺悟を極の一句が、尤も注意に値ひする。

於長州藩は在京毛利讃岐守(清末藩主元純)始一藩一人も參入不相成旨御下知、非番親兵是亦同様參入被差止。(原注 但三番所宿直之親兵は、從前夜相詰居候

付、其儘被差置。)(○所謂三番所は、建春門内、平唐門内、准后御門内に在り、一所の分番六

諸藩人數
到著

十人)此時分最早肥後守、長門守は參内、右二藩並薩藩御警衛人數甲冑大砲弓銃にて相備、人數悉參著、於凝華洞、大砲一發放之。(原注 人數相揃候合圖)此後追追諸藩人數著到。

以上は前にも記したる通りだ。

【110】 公家側の觀察 (二)

鷹司關白
閉出

柳原中納言光愛の所説は、以下尙ほ續いてゐる。

然處長藩人數毛利讃岐守、吉川監物等を始、非常之形勢に付、人數繰出候處、諸門稱勅命嚴相拒、一人も參入難相成。依之不得止事、鷹司殿裏門臺所門等より殿下(鷹司關白)へ參入、御殿内外に充滿、關白殿にも召無之に付、御使を以御様子御伺可被成處、唐門參入難相成、無據御參見合。

此の如く鷹司關白さへも、閉出しを喰つて、參内が出来なかつた。

中川宮御
仰せ

朝六つ時過に及び、諸方手筈相調候先、先會津兵士を以、柳原中納言殿火急御用召參内、於御前中川宮前殿下(近衛忠房)、右府公(二條齊教)、内府公(徳大寺公純)、左大將殿(近衛忠房)等御列坐にて、中川宮被仰候は、春來議奏並國事懸之輩一同長州入説之暴論相用、叡慮にも不被爲、在事件を、御沙汰之趣に申成候事共不少、就中御親征行幸之事に至ては、即今未共思召不被爲、在を矯て、叡慮之趣に施行致候段、逆鱗不少、一體右様過激疎暴之所置致候儀、全長州不容易企に、三條始致同意、事の上へ奉迫候段不忠至極、追て御取調に可相成、先三條中納

言已下禁足、他人面會被止候旨、御演説。

以上は中川宮の演説を、柳原光愛が聴取の上、村井に語りたるもの。如何にも中川宮の口吻が、手に取る様に想はる。

柳原議奏
加勢命で
らる

次に柳原殿議奏加勢被仰付、本役依無其人、專本役同様に相勤候様被仰付、柳原議奏加勢に仰せ付らる。

且先達國事に就て不都合有之、解役に相成候中山前大納言、正親町三條前大納言、阿野宰相中將殿等御用召(原注、途中爲守衛會津兵士三十人宛被遣)參内之上、議奏被仰付候處、三卿共固く辭退に付、議奏格と被仰付、其他加勢は正親町大納言、庭田中納言、葉室左大辨宰相云々。

急遽の際、以上の選叙仰せ出さる。

長州彈劾

扱御前を被退中川宮始已前之公卿並肥後守、長門守、上杉彈正大弼等、一座にて長州野心之企有之、不容易奸謀相巧、御親征行幸等、押て御勸申候由、肥後守專主張、中川宮始より肥後守御同心、長門守、彈正大弼等も尤同意にて、只管長

州を野心之様に申成

關白御召

松平容保が音頭取りになりて、長州を彈劾した。

就ては先不取敢、長州御固被免、人數悉皆引拂候様御下知、此時尙關白殿御參無之、召之勅使、柳原殿へ被仰付。

此の如くして鷹司關白も、漸く御召に預つた。

關白邸の混雜

先是長藩一同關白殿へ推參、不存何事候得共、諸藩非常之出立にて、馳參、御警固申上候處、長州に限り一人も參入不相成と之御沙汰、一圓會得難相成、何等之御子細有之哉之旨、捨身命關白殿へ詰問申上候處、於殿下も今日之事實、何共不相辨、御參被遊度候得共、禁門參入之儀攝家宮たり共、嚴敷相拒候付、被成方無之旨にて、關白殿亭殊之外、御混雜。

即ち鷹司自身さへ、參内が出来かぬる始末であれば、長州人が苦情を關白に持ち込みたりとて、到底返答の仕様があるまい。

親兵亦參入を許さ

於親兵も是亦參入難相成候付、一同御用懸に付三條殿へ推參(原注 諸藩親兵、

ず

昨夜當番を除之外、凡千人餘)子細相伺候處、於御同所も今日之事柄、何共不相辨、其上不慮に禁足被仰付候に付、何事も不能所置旨御申聞之處、親兵一同惑亂、正義誠忠之三條殿、何等之御不審に候哉、其儀に候はゞ、押て殿下(鷹司關白)へ御推參、子細御伺可被成様遮て申立、押て中納言殿御供申、殿下へ御推參、此の如く御親兵は、自から要領を得ず、之を其掛りである三條實美に質したが、三條も亦た何等要領を得ず、此の如くして御親兵は三條を擁し、鷹司關白邸に赴いた。

行幸延引
仰出

此時分勅使(柳原光愛)關白殿へ御參向、無程勅使御同伴にて殿下御參、直に御前へ被爲召、勅語被仰下候御旨被爲在、其後如左被仰出。

夷狄御親征之儀、未其御機會に無之、叡慮候處、御沙汰之趣、施行に相成候段、全思食に不被爲在候、何れ御親征は、可被爲有候得共、先此旨更被仰下候、尤於攘夷は、少も不被爲替候、行幸暫御延引被仰出候事。

此の如く親征派に於ては、緊張に緊張を加へたる御親征の一舉も、何等明確な

る理由もなく、只だ思食に在らせられざる一句もて抹殺し去つた。如何に此の政變が重大なる意義を持つかは、此丈けにても十分だ。

【二二】 公家側の觀察 (三)

村井政禮の筆録にかゝる柳原中納言光愛の所説は、更らにつゞく。

長州御固被免

扱長州御固被免之旨、再應御沙汰之處、一圓不伏、依之柳原殿長藩へ勅使被仰付候に付、毛利讃岐守、吉川監物、増(益)田右衛門助(弁)等屋敷へ引退、勅使御待受申候様被達之處、即今此儘にて引退候儀幾重にも迷惑之旨、吉川、増(益)田等申立候付、於其儀は於關白殿亭待受候様被達、無程柳原殿被行向、毛利讃州、吉川、増(益)田へ、左之通勅説被仰下。

長藩の堺町御門守衛を罷められたるに付ては、固より長藩が黙つて引下る可

長州への勅説

き筈がなく、上記の経緯があつたのは必然の事だ。

攘夷御親征之儀、兼々之叡慮被爲在候得共、行幸等之儀に付ては、疎暴之所置有之候段、御取調被爲在候。攘夷之儀は、何國迄も叡慮確乎被爲在候事故、於長州、効力朝家候に付、人心も振興之事、向後彌御倚頼之思、召に候間、忠節可相盡候。藩中多人數之事故、吳々も疎暴無之様、加鎮撫、決而心得違無之様、益勤王可竭忠力、旨被仰下候事。

此の勅説では、何故に堺町御門の守衛を免せられたるかの理由には殆んど觸るゝ所がない。單だ、行幸等之儀に付ては、疎暴之所置有之候との文句あるも、それ丈けでは、長人には固より承服の出來得可き筈がない。

吉川監物御受

右御沙汰書御渡之上、御演説にて、萬一長藩疎暴之輩有之、自然於御膝元騒亂等相生候ては、深可被惱、宸襟候に付、枉て人數引退候様段被説得候處、吉川監物於長藩一人も右様疎暴騒亂に及候心得之者、決而無之旨、種々致苦訴候得共、何分人數其儘有之候ては、實に不被爲安宸襟候間、押て勅意遵奉候様、依

御理解終に御請申上、次に三條殿御始御咎之儀、吳々不堪悲歎、何卒是非共御咎被爲解候様、只管歎願申立、左之通請書上之。

吉川經幹は固より持重老成の者、斯る際に長藩の代表者としては、最も安全第一人である。然も當人にしても、長藩人の禁門守衛を罷め、退去す可しとの御沙汰には、附に落ちなかつたことが、彼等の立場から見れば、當然の事だ。然も彼等の所謂る請書は左の通りだ。

請書本文

勅書之趣奉畏候、然處御取調之儀は、如何にて御座候哉、不奉承知候得共、行幸之儀、既に御決定に相成、正義、忠勤と、人望も有之候、三條殿を始、有志之公卿方、不殘御譴責之御様子、且又堺町御門御固被差免、脇方へ御預通行をも被差留候由、其外御門御門も通路留之御沙汰に相成、殊に人數も多分御引入、諸處警衛被仰付、彼是之御模様不尋常、朝廷御一大事と奉存候に付、關白殿(鷹司輔熙)迄參殿仕候内、九重内之御様子不奉窺候得共、萬一も難心得儀も有之候得ば、御座所近く、御警衛仕度寸誠而已にて、家中一統疎暴之所行仕候者無御座候。

此段深御諒察被下、三條殿を始、速に御復職被爲在候様、其外諸事如尋常御沙汰被仰付候様奉願上候。

實は抗議書

此れは請書ではあるが、實は抗議書であり、歎訴狀であり、固より長人が其の心中にて、不承服の姿は、言外に隱躍してゐる。

長と會薩對陣形勢

長藩人數は、堺町御門内、本番所前、則殿下(鷹司關白)御門前に南北行に備立之、其上手に、最初より、薩州、會津兩藩人數隊伍相立、大砲六挺、長州備へ筒先を向、即今可討立形勢に付、吉川、増(益)田等右二藩何故長藩へ相手取、不穩勢相示候哉、依之益一藩不堪奮發旨、勅使へ申立候に付、柳原殿下知にて薩會へ筒先を外に向候様被達、其上長藩人數引拂見届候様勅命被爲在候に付、御請之上は、直に引拂候様、長州へ被達、追々人數引拂(原注 長州御固跡所司代長門守人數入替)依て勅使歸參。

長人退去の理由

此の如く柳原光愛は、漸く使命を完了して歸參した。當時長人が不服、不平、不満ながらも退去したるは、會薩の勢に對して、對抗するの力乏しかりしが爲め乎。

將た三條實美等の身上に就て、彼是慮る所あつた爲め乎。將た會薩側では、それぞれ準備をしてゐたるに拘らず、長側では全く不意打であつた爲め乎。何れにしても彼等が再舉を計る可きは、其日から既に分明の事と云はねばならぬ。恐らくはその再舉を胸中に畫いて、而して後姑らく隱忍したものであらう。されば元治甲子禁門の變は、既に此日に胚胎すと云ふ可きであらう。

〔一二三〕 公家側の觀察 (四)

清水谷公正三條を論ず

柳原光愛は勅使として、長州側を諭したが、三條等には、清水谷公正が、勅使として出掛けた。

三條中納言殿已下へは、此時勅使清水谷宰相中將殿を以、犯禁殿下(鷹司關白)へ推參之條不容易、速に退散無之候ては、全違勅に可相成旨被仰遣。此後三條

益田提出の一書

此の如くして三條等側の代表として、益田右衛門介より鷹司關白へ提出したる一通は左の如し。

殿已下、長州人數に相交、妙法院室へ御退散、親兵多人數是亦致隨從、妙門へ參著云々、及深更決議之上、増(益)田右衛門助(介)より殿下へ書付差出如左。(原注)

此書兩役混雜に付、廿日に至り、殿下より中山殿へ御渡被鏡)

勅書被仰下候に付、歎願之次第は、乍恐過刻勅使へ委細奉申上候通に御座候處、如何御評決被仰付候哉、幾回も願筋相叶候之様、謹御命可奉待之處、堺町御門御固御免被仰付候に付ては、専ら國許海防盡力仕度奉存候間、毛利讃岐守竝吉川監物を始詰居候者、唯今より歸國仕候、尤攘夷之儀は彌御倚頼被思召候段、被仰聞難有奉存候、付ては此上格別舉國必死に盡力可仕候、猶又嘆願も仕候通、三條殿を始積年誠忠人望屬し候御方、今度攘夷之先鋒御懇望も被爲成候由に付、國元迄御供仕候間、何卒早々御復職之御沙汰奉待候。以上。

七轉西方に赴く

此の提出と與に、三條已下は西方へ赴くこととなつた。

此後三條中納言實美卿、三條西中納言季知卿、東久世少將通禧朝臣、壬生修理權大夫基修朝臣、四條侍從隆譚朝臣、錦小路右馬頭賴徳朝臣、澤主水正宣嘉、其外毛利讃岐守、吉川盛物、増益、田右衛門助、根來上總始、長州人數不殘、妙門出立、伏見より山崎街道下向云々、
此れが所謂る七卿の都落ちだ。

親兵退散

親兵隨從之儀申立候得共、三條殿勅勘之身分之上、禁中爲御用被召置候親兵を、私に召具候ては、尙々上へ對し申譯無之、是非引還候様御説得にて、妙門より一同退散之由、但し私に相從候輩も有之歟。
此れは勿論の事であらう。

翌十九日朝に至り、三條殿等長州下向之事は、未朝廷へ不相聞、依之朝儀被爲在、一先三條殿參内候様、里亭へ被仰出候處、前晚より妙門へ御出之由に付、妙門へ被申達候處、最早御出立之後にて、不合期、
同じく京都の中にて、十八日夜の出來事が、十九日朝迄は、未だ朝廷には知れ

なかつたことが上記にて判知る。

罪名未決

然處肥後守(京都守護職松平容保)、長門守(京都所司代稻葉正邦)等、三條殿始被犯禁候上、長州同意にて、被爲他國候條、全違勅之所行、速被決罪名候様、頻に申立候得共、朝議未何共不被爲決候由、傳奏兩卿(坊城俊克、野宮定功)は、昨日申時後(午後四時後)に及、參内被仰付云々。

以上昨十八日來之事情、大概如此之旨、中納言殿(柳原光愛)承之、令書記畢、
以上は柳原の所説を、村井政禮が筆記したるもの、公家側の觀察として、十八日に於ける事件の顛末を、一通り物語りたるものだ、尙ほ中山忠能の所記によれば、

突然の騒立

八月十八日寅刻(午前二時)頃より、追々騒立、西方より會津(會津)の士、砲卒三十計誘引、切火繩、予門外邊に群居、往來人を止る様子也、追々諸藩士騒動、小具足本具足之士奔走、不知子細、何分大變也、天明頃鷹司家へ諸士押寄旨風聞、
此れにて見れば、中山等さへも、當時の事變は、全く寢耳に水であつたらしく思

はるゝ如何に非親征派が克く機密を保ちたるかは、之を見ても判知る、尙ほ中山等の心情は、左記正親町三條實愛との往復の書翰を見れば分明だ。

中山等の
成行不知

一 十八日一舉、どうか上(主上)より起候歟。但會薩之徒より陽中(近衛、中川宮)へ兼て申込候處に符合、直に打合調候歟。何にも致朝威之大減、吳々も長歎息之至に候。

と云ひ、之に答へて中山忠能は、

上より起候様子、御互に承候へ共、彼内書之趣に候ては如何難計候。内書其後左幕へ所望候へ共、手元に無之由、不被見候。何分追々皇威不相立、甚大息のみ仕候。

とある。されば十八日の事件は、其の震源が何處より出でたる乎は、公家の中にも——當事者を除けば——それを明白に突留めたるものは無かつた様だ。而して當事者以外には、此舉を以て必らずしも満足してゐたものとは限らなかつた様に察せらるゝ。

第十八章 親征派の見たる大和行幸事件

【一三】 親征派側の觀察 (一)

親征派の
油斷

既に非親征派及び寧ろ中立派とも認む可き公家側の觀察を掲げたから、順序として親征派の觀察に言及する必要がある。實を云へば親征派側は、餘りに其の計企が頓々拍子に行はれつゝあつたから、反對派に對する偵察と注意とを缺き、その爲めに脚下から、鳥の立つ如き失敗を招いた。此れは何と申譯しても彼等の油斷だ。

親征派の
計畫

扱も文久三年八月十三日には、朝廷は長藩主父子の建議を容れ、大和行幸の取沙汰が發表せられ、同十四日には諸藩の志士を撰び、その出仕を命じ、神武陵と春日神社に奉幣し、軍議を開くこととなつた。而して長藩からは益田右衛門介、桂小五郎、久坂義助、中村九郎、肥後からは宮部鼎藏、加屋榮太、山田十郎、筑前から

は平野二郎、久留米からは水野丹後、木村三郎、池尻茂右衛門、津和野からは福羽文三郎、土州からは土方楠左衛門であつた。尙ほ毛利氏の藩記によれば、朝廷は眞木和泉に命じ、肥後、土州、久留米、長州の四藩から人を出し、親征の準備調査を仰せ付けらるゝこととなつた。此の選に中る者肥後の宮部鼎藏、久留米の眞木和泉、長州の山田亦介、久坂義助等にして、三條、東久世、萬里小路、烏丸の四卿學習院に出で、上記の委員等と共に左の事項を調査することとなつた。

- 一 御守衛之事。
- 一 御休泊之事。
- 一 御納戸方之事。
- 一 人夫掛之事。
- 一 御用途之事。
- 一 在京兵數取調之事。
- 一 監國之事。

行幸供奉の命

尙ほ委員の人名は、前記の通り出入ありて確定しないが、何れにしてもその事は行はれ、尙十四日より十五日にかけて、因州、備前、阿波、米澤、久留米、加州、肥後、土佐、津和野等十餘諸侯及び毛利長門守（藩世子定廣）、毛利讃岐守、吉川監物、水戸家の餘四鷹（齊昭の第十四子）等に行幸供奉を命せられ、現に都下にあらざるものは、至急上京を命じ、又た島津氏に對しても、前日不審の調——姉小路暗殺一件——は之を停む。速に攘夷忠義の臣を率ゐ上京せよと命せられ、公卿の行列次第を定め、それぞれ諸般の準備を整へつゝあつた。而して十五日には武家傳奏より、左の朝命を毛利氏に下した。

朝命毛利氏に下る

行幸親征軍議御用途、十萬金、加州、肥後、薩州、久留米、土州等申談調達可有之事。

因州藩の反對行動

と達し、將に八月二十七日を以て、風輦は御出發あらせらる可き豫定となつた。然るに中川宮は、鎮西鎮撫大使の命を辭して拜せず、而して因州、備前、阿波、米澤の四藩主等も、亦た親征の議に反し、特に因州藩の如きは、十七日の夜、其の京都

の駐館松原通本國寺に於て、藩士相互に争鬭を起し、吉田直人、河田左久馬等十二人は、要路の建部權之助、早川卓之丞、高澤省吾、加藤市左衛門等を襲ひ、之を殺すに至つた。それは建部等が、進取の藩議を覆したるが爲めとのことであつた。尙ほ反對派の中川宮と會薩、近衛父子、二條、徳大寺等の申合に付ては、既記の通りなれば、此に繰り返す必要はない。

防長回天史の記事

防長回天史に曰く、

堺町門變の事情に就ては、世に傳ふる所、多少の差あり、會津史の如きは、十四日の夜、中川宮參内し、親征の事を諫む。帝大に驚て曰く、是れ朕の更に知らざる所なりと。終に十六日の夜、宮女を以て、密旨を中川宮に傳へられ、會藩の武力を以て、之を制せしむと記せり。然れども事固より確證なし。唯僅に小河一敏の記事中、畏れ多くも宸翰を中川宮へ遣され、中川宮より其旨會津肥後守へ傳へられたるに始まりたるは相違なき事の由とあるも、天子親征を知りし召さざりしとの一事は、傳ふるものなし。

吉川東上記の一説

吉川東上記に一説として存するものあり。曰く大和行幸之事、表は攘夷御祈願と被仰出候得共、内實は幕府因循、違勅の罪を鳴らし、大に討幕之師を揚げ、御親征可被爲、在との御密謀之由、勿論主上へは一向不遂奏聞、唯三條公初司機密御公卿之密謀と相聞候處、官女之内、某局竊に此議を窺知、密に及言上形勢事情巨細演述仕、此事天下之御一大事に候得ば、乍恐二年三年之内、還御之程は無覺東奉存候得ば、速に皇太子を御立被遊、三種之神器は、皇太子へ御托置之上、行幸被爲、在候様條理を盡し言上仕候。必主上には初より攘夷御祈願之御爲とのみ被思召候處、局之言上に因て、始て此密議を被知召、以之外に愕かせられ、守護職會津侯へ密命を被下、遂に此舉に至りしなど風説も致候由に候事。

以上によりて、親征派は如何なる動機、如何なる徑路もて、八月十八日の事件が舉行せられたるかに就て、事前は固より、事後迄も其の正確なる知識を得てゐなかつたことが判知る。

【二四】親征派側の觀察 (二)

中川宮急
參内

記事は聊か重複の嫌あるも、親征派側から見たところを語る必要上、之を掲ぐることにする。

十七日夜、中川宮急に參内す。是より先き會津藩及び所司代に命ずるに即刻參内し、且警衛兵士を派すべきを以てす。會津藩の兵至るに及び九門を閉鎖し、召に非ざる者は公卿と雖ども入ることを許さず。而して近衛公父子、二條右大臣、徳大寺内大臣等を召し、議奏、傳奏、國事掛の參内を止め、因州、備前以下諸侯に參内を命ず。

以上は既記の通りだ。

長人參入
を許さず

長藩士及び毛利讃岐守、吉川監物等主従の參入を許さず。會津の兵武装し、未明に悉く屯集して、凝華洞に在り、大砲一發、人員の整備を報ず。

此れも既記の通りだ。

長士薩兵
と抗論

味爽堺町門警衛の長藩士飯田竹次郎等將に入衛せんとす。薩兵之を拒み大聲叱して曰く、勅諭ありと、銃を以て之に擬す。竹次郎等邸に還りて之を報ず。益田右衛門介等之を聞き、村田次郎三郎、天野順太郎をして、其事實を探らしめ、又邸内の兵を糾合して、變に備ふ。既にして村田次郎歸り報じて曰く、中川宮、近衛、二條兩卿、守護職會津侯、所司代稻葉侯等參内して、固く諸門を鎖し、薩會の兵を以て之を守らしめ、禁内の狀、尋常にあらずと。天野順太郎馳せて堺町門に至り、薩兵と抗論す。

此れにて親征派の脚下より鳥が立つたことが判知る。彼等は十八日の早朝迄、非親征派が如何に宮中に手を延ばし、如何に薩會の聯合が成り、而して如何に一切の準備が出来つゝ、あつたかに氣付なかつた。

勅命を傳
ふ

取次役鳥山三河介來り勅命を傳ふ。其文に曰く、
堺町門警衛之儀、以思召從、只今被免候、尙追て御沙汰被爲、在候迄、屋敷へ可引

退、勅諭候事。

順太郎齋らし歸て益田右衛門介に傳ふ。

勅諭とあれば、今更ら如何に抗議せんとするも、致方はない。

三條以下
參内停止

東久世通禧卿疾驅して藩邸に來り、尋で錦小路頼徳卿亦來り告げて曰く、三條卿以下、予等皆參朝を停められ、三條卿は謹慎を命せられたりと。三條西季知、四條隆誥、壬生基修の諸卿も亦相踵で來り會す。

今や長藩士も漸く此事の重大なる意義あることを會得した。

長士關白
に理由を
問ふ

是に於て長藩士等相議して鷹司關白に謁し、朝旨の在る所を候するに決し、邸内の兵四百人を以て五卿を護して、鷹司邸に赴く。清末侯の兵五十人、岩國の兵四百人亦繼で發し、堺町門に至る。門鎖して入るべからず、鷹司邸の裏門より入る。五卿長藩の領袖と鷹司關白に謁して、朝議變換の事由を問ふ。關白未だ參内せざるを以て、其の事由を知らずと答ふ。

鷹司關白も、固より此の事件には門外漢だ。知る由がな。

關白參内

既にして關白召命に依り參内す。少焉して三條卿親兵を率ゐて來り會し、澤

宜嘉卿亦來る。三條卿の率ゐたる親兵は、水戸、因州、土州、松山、宇和島、大垣、川越、阿州、備前、上杉、藝州、加州、肥後、中津、彦根、高松、姫路、藤堂、久留米、柳川等の諸藩士千餘に達す。

宮臣任免

朝廷に在りては、中川宮、近衛前關白、二條右大臣、徳大寺内大臣、近衛左大將等、御前に候し、中川宮より諸卿に告げて曰く、議奏、國事掛等長藩の暴論を容れて親征行幸の事を謀る。是れ陛下の意に非ず。依て三條中納言等に禁足を命ぜんと。尋で柳原中納言を以て議奏加勢となし、中山大納言、正親町三條前大納言、阿野宰相中將を召して議奏と爲す。三卿之を辭す。因て更に議奏格と爲し、正親町大納言、庭田中納言、葉室右大辨宰相を以て、議奏加勢と爲し、御前を退く。

此れも既記の通りだ。

中川宮、守護職、所司代、上杉彈正大弼等相會し、議して柳原中納言を以て勅使と爲し、之をして長藩邸に赴かしめんとし、長藩士の關白邸に會する者に命

長藩に勅
書を賜ふ